

博士論文

社会的侵害場面の非当事者による寛容判断の検討

—勢力が果たす役割に着目して—

氏名 橋本 剛明

目次

1. 社会的侵害場面の非当事者による公正回復	6
1.1. はじめに	6
1.2. 社会的侵害場面とは	6
1.3. 社会的侵害場面における非当事者	8
1.4. 非当事者による公正回復の源泉： 道徳的価値観への脅威	9
1.5. 非当事者による侵害者への反応	12
1.5.1. 応報的公正にもとづく反応： 制裁	13
1.5.2. 修復的公正にもとづく反応： 寛容	16
2. 本研究の問題意識	23
2.1. 侵害状況における立場という視点	23
2.2. 不公正状況への介入可能性	24
2.3. 「勢力」の要因への着目	26
3. 勢力	28
3.1. 勢力が人間の行動に与える影響	28
3.2. 勢力は行動の発現を促進する	31
3.3. 勢力による顕現目標に沿った反応の促進	33
3.3.1. 個人特性による影響	33
3.3.2. 環境要因による影響	34
3.4. 勢力と目標への注意焦点化のプロセス	35
3.4.1. 目標への注意を勢力が規定する	35
3.4.2. 勢力と目標関連情報への注意に関する実証知見	37
3.5. 勢力の枠組みによる公正回復プロセスの検討へ	39
4. 勢力感が制裁および寛容に与える影響	40
4.1. 本研究の予測	40
4.1.1. 勢力が制裁に与える影響に関する予測	40
4.1.2. 勢力が寛容に与える影響に関する予測	42

4.1.3.	予測に関するまとめ	49
4.2.	勢力と謝罪の効果の調整要因の検討	50
5.	本研究の構成	51
6.	研究1： 特性的な勢力感と寛容性 –犯罪被害場面を用いた検討–	54
6.1.	目的	54
6.2.	方法	55
6.2.1.	調査対象者および手続き	55
6.2.2.	独立変数の測定	55
6.2.3.	侵害場面の提示	57
6.2.4.	従属変数の測定	57
6.3.	結果	58
6.3.1.	記述統計と相関	58
6.3.2.	制裁動機	58
6.3.3.	寛容動機	60
6.4.	考察	60
7.	研究2： 侵害状況への勢力知覚と寛容性 –企業による謝罪にもとづく検討–	63
7.1.	目的	63
7.2.	方法	65
7.2.1.	実験参加者	65
7.2.2.	カバーストーリー	65
7.2.3.	勢力の操作	65
7.2.4.	企業不祥事および釈明の提示	67
7.2.5.	従属変数の測定	68
7.3.	結果	70
7.3.1.	侵害状況に関する基礎的評価および責任帰属	70
7.3.2.	勢力操作の効果	70
7.3.3.	釈明に対する評定	71
7.3.4.	企業への動機づけ	71

7.4.	考察	73
8.	研究3： 勢力プライミングと寛容性（1）－企業による謝罪にもとづく検討－	75
8.1.	目的	75
8.2.	方法	76
8.2.1.	実験参加者	76
8.2.2.	勢力の操作	76
8.2.3.	企業不祥事の事例の提示	77
8.2.4.	従属変数の測定	79
8.3.	結果	80
8.3.1.	勢力操作チェック	80
8.3.2.	侵害状況に関する責任帰属	80
8.3.3.	釈明の妥当性認知	80
8.3.4.	企業への動機づけ	81
8.3.5.	追加分析	81
8.4.	考察	83
9.	研究4： 勢力プライミングと寛容性（2）－対人的謝罪と攻撃行動にもとづく検討－	85
9.1.	目的	85
9.2.	方法	87
9.2.1.	実験参加者	87
9.2.2.	カバーストーリーの提示	87
9.2.3.	勢力感プライミング	88
9.2.4.	侵害場面の提示と謝罪の有無の操作	89
9.2.5.	従属変数の測定	92
9.3.	結果	94
9.3.1.	侵害者の印象評価	94
9.3.2.	攻撃反応	94
9.3.3.	侵害者への明示的態度	95
9.4.	考察	96

10.	研究 5： 勢力と寛容の関係の調整因の検討（1） —公正世界信念—	98
10.1.	目的	98
10.1.1.	寛容性を規定する個人差要因	98
10.1.2.	公正世界信念	99
10.2.	方法	101
10.2.1.	実験参加者	101
10.2.2.	公正世界信念の測定	101
10.2.3.	勢力感の操作	102
10.2.4.	侵害場面のシナリオ提示	104
10.2.5.	謝罪シナリオの提示	104
10.2.6.	従属変数の測定	105
10.3.	結果（1） 勢力と釈明による効果の検討	107
10.3.1.	勢力感の操作チェック	107
10.3.2.	釈明に関する認知	107
10.3.3.	侵害者への動機づけ	107
10.3.4.	修復的公正志向	109
10.4.	結果（2） 勢力と釈明、公正世界信念による効果の検討	109
10.4.1.	個人次元の公正世界信念を用いた分析	109
10.4.2.	一般次元の公正世界信念を用いた分析	113
10.5.	考察	114
11.	研究 6： 勢力と寛容の関係の調整因の検討（2） —公正世界信念と謝罪誠実さ—	116
11.1.	目的	116
11.1.1.	謝罪の誠実さの効果	116
11.2.	方法	119
11.2.1.	実験参加者	119
11.2.2.	公正世界信念の測定	119
11.2.3.	侵害場面のシナリオ提示および勢力操作	119
11.2.4.	謝罪シナリオの提示	119
11.2.5.	従属変数の測定	121

11.3.	結果 (1) 勢力と釈明による効果の検討.....	123
11.3.1.	勢力感の操作チェック.....	123
11.3.2.	謝罪に関する操作チェック.....	123
11.3.3.	侵害者への動機づけ.....	123
11.4.	結果 (2) 勢力と釈明、公正世界信念による効果の検討.....	124
11.4.1.	個人次元の公正世界信念を用いた分析.....	124
11.4.2.	一般次元の公正世界信念を用いた分析.....	127
11.5.	考察.....	130
12.	総合考察.....	133
12.1.	本研究で得られた知見.....	133
12.2.	本研究の特色.....	138
12.2.1.	場面設定の多様性.....	138
12.2.2.	勢力の様々な側面への着目.....	140
12.2.3.	サンプルの属性にしばられない知見の提出.....	141
12.3.	本研究の理論的貢献.....	141
12.3.1.	非当事者のダイナミカルな判断過程に関するモデル化.....	141
12.3.2.	非当事者と被害者の寛容性について.....	142
12.4.	実社会への貢献.....	144
12.5.	展望.....	146
12.5.1.	理論の精緻化.....	146
12.5.2.	理論の拡張.....	147
13.	引用文献.....	149
14.	謝辞.....	168

1. 社会的侵害場面の非当事者による公正回復

1.1. はじめに

人間社会は多種多様な葛藤や争いであふれている。たとえば、ふとしたことがきっかけで起こるいざこざから、友人や恋人同士のケンカ、学校場面でのいじめ、職場内の対人トラブル、企業による不祥事、犯罪による被害、そして国家間の紛争に至るまで、多岐にわたる場面を想定することができる。これらの状況においては、何がしかの規範や信念、あるいは価値観が侵害されていると人々は知覚し、それが怒りを生み、問題を生じさせた主体への非難や制裁といった反応が導かれる。そして、そのような心理的、行動的な反応をみせるのは、問題の当事者に限らない。人々は、自身が直接の被害を受けていなくとも、社会規範を侵害した個人や集団に対しては、やはり怒りをおぼえ、不公正を解消したいという意図を持つであろう。

本研究が着目するのは、社会的侵害場面におけるそのような「非当事者」が示す反応である。より具体的には、人々が侵害者への制裁に動機づけられる過程と、さらには、侵害者が謝罪を示したときに個人内で生じる心理的反応に焦点をあてる。侵害者の謝罪を目にするとき、人々は、侵害者を罰するという目標を維持すべきか、そのような動機づけを抑えて、対象を許すべきかの葛藤を経験する。その際に、どのような条件が、人々を寛容に向けて後押し、もしくは控えさせるだろうか。本研究は、人々の制裁や寛容の反応を左右する要因として、人々が状況に対して持つコントロールの感覚、すなわち「勢力感」に着目し、その効果を実証的に検討する。

まず本章では、社会的侵害場面がどのような状況を指し、その中で非当事者が示す反応とはどのようなものであるかについて、議論を行なう。具体的に、次の 1.1 節では、まず社会的侵害場面の一般的特徴について概観する。その上で、1.2 節では侵害場面の非当事者がどのような存在であるかを議論し、続く 1.3 節で、非当事者を反応に動機づける源泉について検討する。そして、1.4 節では、非当事者が侵害者に対して示す反応、すなわち制裁や寛容といった過程に関する知見を参照する。

1.2. 社会的侵害場面とは

人間は、社会的動物として、他者と多層的な共同体を構成し、その中で各々の意図や動機を適応的に調和させながら生きている。しかし、そのような均衡は時に崩れ、人々が持って

いる動機がぶつかりあい、社会的秩序に混乱が生じる。それはすなわち、社会的葛藤ないし紛争 (conflict) の発生を意味する。広義に、社会的葛藤状況とは、ある行為主体の行動や目標が、他の主体の目標や行動と両立しないような相互作用状態を指す (Tedeschi, Schlenker, & Bonoma, 1973)。この葛藤という概念は、非常に幅広い意味合いを持っており、たとえば対人関係の中で生じる個人レベルのものから、国家間の軋轢といった集団間紛争まで包含する。また、その内容も、二者間の意見の不一致から、自動車事故の賠償をめぐる当事者間の諍いに至るまで、広域である (福島・大淵, 1997)。社会的葛藤に関する既存の研究は、人間社会の秩序がいかに維持されるかという問題意識のもと、葛藤が生じる条件と、さらには葛藤が平和的解決に至る過程について、多様な観点から検討を重ねている。

本研究は、社会的葛藤のひとつの形である「社会的侵害」に着目して、そのような状況における人々の心的過程に光をあてる。社会的侵害場面とは、葛藤状況の原因が、個人ないし集団による社会的侵害行為 (social transgression) にある場合を指す。侵害行為とは、ある主体が他の主体の道徳的、身体的、あるいは心理的な境界を脅かす行為である (Worthington, Sharp, Lerner, & Sharp, 2006)。このタイプの葛藤の特徴は、侵害行為の結果として生じた被害や損害について、当事者の一方に責任があると見なされる点であり、その結果、当事者が明白に2つの立場に分かれる。すなわち、侵害行為の主体である「侵害者」と、その受け手となる「被害者」である。社会的侵害場面とは、そのような二者関係によって成立する状況であると捉えることができる。

社会的侵害は、その当事者の双方に苦境を与える (土井・高木, 1993; Schlenker & Darby, 1981)。より具体的には、社会的侵害は、被害者と侵害者それぞれの心理社会的な資源を脅かすことが想定されている (Shnabel & Nadler, 2008)。被害者にとって被害経験は、物質的な損害や身体的被害にとどまらず、自尊心 (Scobie & Scobie, 1998) や名誉 (Scheff, 1994)、統制感 (Baumeister, Stillwell, & Heatherton, 1994) などの側面で心理的資源を脅かすものとなる。一方で、侵害者にとって、自らが犯した行為は自身の道徳的地位を貶めるものであり (Exline & Baumeister, 2000; Zechmeister & Romero, 2002)、そのような道徳性を基盤とする社会や共同体からの排斥をもたらしうる (Baumeister et al., 1994; Tavuchis, 1991)。

そして、それぞれの立場の個人は、各々の心理社会的資源の回復を目指して相互作用し、葛藤場面は解消に向けて進展をみせると考えられる。この点について、Hodgins and Liebeskind (2003)は、被害者と侵害者が資源の再獲得のためにとる対処反応を、叱責、釈

明、評価の三段階にまとめている。叱責 (reproach) とは、被害者が侵害行為の非道徳性を主張し、侵害者の責任を追及する過程である。それに対して、侵害者は釈明 (account) を行い、自らの行為や生じた結果についての見解や説明を提示する。そして、侵害者が示した釈明の内容は被害者による評価 (evaluation) の対象となり、それが妥当なものとして受け入れられるかが判断される。侵害者が釈明の中で自らの非を認めることで、被害者は自身の尊厳の回復を知覚し、一方で、釈明が受容されることで侵害者は自己への道徳的評価の回復を知覚する。以上のようなプロセスを通して、各立場の個人の資源回復の目標が達成されることが、当事者間で和解に至ることができるかの鍵となる (Shnabel & Nadler, 2008)。

1.3. 社会的侵害場面における非当事者

侵害場面は、前述の通り被害者と侵害者の双方に心理的な苦境を生むが、その影響の対象は当事者に留まらない。多くの場合、侵害場面は周囲の人間を巻き込みながら展開してゆく。本研究では、侵害行為によって直接的な被害を被っていない個人に焦点をあて、そのような「非当事者」が侵害者に対して示す判断について検討する。

そもそも我々は、自らが侵害行為の被害者となる場合もあるが、他者の身にふりかかった災難について第三者として見聞きするということを、より頻繁に経験する。そして、他者が巻き込まれた苦境状況は我々にとって、時に「対岸の火事」以上の意味を持ち、様々な心理的反応の連鎖の引き鉄となる。たとえば侵害行為が非当事者にもたらす、きわめて基礎的な心理的影響として、他者が受ける侵害であっても、人々はそれを「不公正」として認識する。この点を実験室で確認した van den Bos and Lind (2001) の研究では、参加者自身あるいは他の参加者が受け取る報酬の額が、それぞれ公正な手続きにより決定されることが操作された。実験の結果、たとえ参加者自身が受ける扱いが公正なものであったとしても、同じように実験参加をしている別の個人が不公正な処遇を受けるという状況では、人々は実験手続きを不公正であると見なすことが確認された。すなわち、人々の公正に関する判断は、自分自身が受ける処遇のみでなく、他者がどのような処遇を受けるかによって自ずと影響を受けるといえる。

そして、ひとたび状況内に不公正が存在することを知覚すると、人々は、道徳的な裁定者 (moral judge) として、誰にどれだけの非が認められるかの判断を行う (Weiner, 2006)。たとえば、社会的インパクトの大きい犯罪や不祥事が、メディアを通して衆目を集めるものとなった際に、人々は、事件の事実情報を受動的に取り入れるだけでない。人々は、自らが

触れる情報を手がかりに、侵害行為が道徳的あるいは規範的な基準をどれだけ逸脱しているかを評価し、生じた被害の責任がどこにあるのかという点を見極めようと自発的に推論を行なうと考えられる。その結果、問題の責任が帰属される対象に向けて、怒りなどの感情を経験する。特に、このような場合に第三者が経験する怒り感情は「義憤」とラベリングされ、人々の道徳反応の重要な規定因となる (Darley & Pittman, 2003; Weiner, 1995)。

その上で、道徳的な裁定者として行なう責任判断や、結果として経験する感情は、人々を後続の行動反応へと動機づける。すなわち、人々は単なる判断の主体にとどまらず、道徳的エージェント (moral agent) として、不公正に対して主体的に「介入する」という側面を持つ。たとえば、人々は、他者間で資源が不平等に分配されている場合に、それら人物への資源分配の権利が与えられると、不公平をなくし平等が維持されるように実際に働きかけることが知られている (Baker, 1974)。また、不公正の被害者への共感援助行動を生む一方で (Batson, 2010)、侵害者への怒りは第三者による実効的な非難や攻撃につながる (Fehr & Fischbacher, 2004)。あるいは、司法制度により犯罪加害者が社会的に罰せられるプロセスに目を向けると、それは、当事者以外の見解が侵害者への処遇に適用される最たる例と捉えることができる。言い換えるならば、侵害者への罰則を決定する社会システムの中に、非当事者による判断が組み込まれているといえる。加えて、重大犯罪が生じた際に、加害者の身内が、事件とはまったく無関係の人間からの非難や脅迫、いじめの対象となるというケースが社会現象としてたびたび確認されている (鈴木, 2010)。これらの事実は、当事者ではなくとも、個人が不公正を知覚すると、その機会が与えられる限りにおいては状況に介入し、不公正の是正に向けた行動を起こすことを意味している。

1.4. 非当事者による公正回復の源泉：道徳的価値観への脅威

他者が規範を逸脱する行動をとり、別の誰かがそれによって不利益を被る。このような社会的侵害場面に第三者として遭遇した際に、なぜ人々は、自らが被害を受けていないにも関わらず、生じている不公正に対して介入しようと動機づけられるのか。それは、侵害行為が、被害者個人の身体的ないし心理的境界を脅かすにとどまらず、そのような個人の境界を侵してはならないという道徳規範そのものに脅威を与えるためであると考えられる。何をすべきで、何をすべきでないかに関する規範や道徳的な価値観 (moral value) は、社会の中で共有されており、特に「危害 (harm)」や「公平 (fairness)」は、人々の心理的反応を引き出す中心的な道徳次元である (Haidt, 2007; Haidt & Kesebir, 2010)。すなわち、人を傷

つける行為や、不公平を生む行為は、個々人が内在化する道德価値観に強く反する行為であり、行為の受け手（被害者）が自己か他者かに関わらず、非道德性の知覚を生む。そして、自らが有する価値観が何者かに蔑ろに（disrespect）されたと個人が知覚することが、強い怒りの源泉となる（Miller, 2001）。その意味で、侵害行為は社会や共同体そのものを被害者とする行為であり、非当事者であっても自身にとっての秩序を守るためには、規範逸脱者への制裁などを通じた対応を行使する必要性が喚起されると考えられる（Vidmar, 2000）。

たとえば、侵害行為により脅威を受ける道德的価値観の代表例として、公正世界信念（Belief in a Just World）をあげることができる。これは、社会の中で広く共有されている公正に関わる世界観である。ここで想定される公正な世界とは、個々人がその行動に見合った処遇を受ける世界を意味し、その根本原理として、報酬を得るに値する人が報酬を得て、罰を受けるに値する人が罰を受けるという状態がある（Lerner, 1980）。そのような「応報原理」によって世界が動いているという信念を内在化しているからこそ、人々は、長期的な目標追求を志向することができると考えられているが（Hafer & Bègue, 2005; Jost & Kay, 2010; Lerner, 1977, 1980）、このような信念のもとでの侵害行為は、その受け手と与え手の両面において不公正が状態として存在しているという知覚を生む。すなわち、被害者は、自身の行動に見合わない、不当な不利益を被っている状態に置かれており、反対に侵害者は、利益や地位などを不当に手に入れている状態にある。さらに、侵害者に罰などの適切な処遇が与えられない場合や、被害者の立場が侵害者よりも不当に弱いままである場合などには、そのような現状と、人々が期待する応報的な結果とが乖離することとなる（Exline, Worthington, Hill, & McCullough, 2003; Worthington et al., 2006）。そしてそのような乖離が存在するという事は、状況の第三者にとっても、今いる世界の秩序が保たれておらず、ひいては自らが不公正の対象となりかねないことを象徴するシグナルとなる（Lerner & Miller, 1978）。そのような認知が、強い不公正感覚の源泉となり、期待する帰結と現状との乖離による認知上の「不協和」を解消するため、人々は公正の回復に動機づけられると考えられる（Lerner, 1977）。このことと関連して、被害者への救済や侵害者への罰を通じた、直接的な公正回復が達成できないときには、人々は、不公正そのものへの認知を変えることで不協和を解消しようとする場合がある。その形態のひとつとして、たとえば不公正の責任を被害者にも帰属するという認知的な防衛方略（被害者非難: victim derogation）がとられることが知られている（Jones & Aronson, 1973; Lerner & Miller, 1978; Lerner & Simmons, 1966; Mills & Egger, 1972）。

不公正状況の知覚が公正感への脅威を喚起するというプロセスについて、接的に検討したものとして、Hafer (2000, 2002) が改変型ストループ課題を用いた研究結果を報告している。ストループ課題とは、瞬間呈示される単語が何色で書かれているかを参加者がなるべく速く判断するという課題であるが、この研究では呈示される単語の中に公正関連語 (e.g., fair, unequal) が含まれていた。このストループ課題を、参加者に強盗傷害事件の事例を提示した上で実施したところ、加害者が捕まる見込みがないという情報が与えられた参加者において、公正関連語に対する色識別の反応時間が、ニュートラル語への反応と比べて遅くなっていた。一方で、加害者が既に捕まり、服役中であると伝えられた参加者では、公正関連語への反応時間の遅延は認められなかった。これらの結果から導かれる解釈として、特に不公正の脅威を個人が強く知覚するときには、公正への関心が高まっており、それが後続の公正関連語へのストループ判断を阻害したと考えられる。加えて、Hafer (2000) は、公正関連語への反応時間の遅延がみられた個人ほど、事例の被害者との類似性の否認や、被害者への責任帰属といった被害者非難の傾向を示すことを併せて報告している。

なお、人々が公正信念に対して受ける影響を左右する主要な要因のひとつが、自らと被害者との心理的な距離をどのように知覚するかという点である。被害者非難研究においては、不公正を知覚した個人がとる認知的対処法略のひとつとして、自身と被害者との類似度を低く見積もり、被害者を認知的に遠ざけるという傾向が認められているが (Hafer, 2002)、これは裏を返せば、被害者が自身と似ているという認知そのものは、公正信念への脅威を増加させるということを意味する。また、より一般的に、侵害場面を知覚する個人にとって、被害者が自らと近い人物だと感じられる場合、不公正への怒りや反発が増大する。その代表的な要因が、被害者が内集団成員であるという点である。たとえば大学生にとって、不当な扱いを受ける他者が、自らと同じ大学に所属する学生である場合と他大学の学生である場合とを比べると、前者の場合に、怒りなどの感情反応や侵害者への攻撃反応が強く生起し (Yzerbyt, Dumont, Wigboldus, & Gordijn, 2003)、不公正の是正に向けた働きかけを志向する (Foster & Rusbult, 1999)。また、9.11 米国同時多発テロの発生後 3 週間以内にアメリカの大学生を対象に行われた調査によると、事件の被害者でなくとも、自国への同一視が高い個人ほど、強い怒りを経験し、侵害集団への非難や制裁の欲求を高く示すことが報告されている (Brown, Wohl, & Exline, 2008)。これらの反応に対する説明のひとつは、被害者が「身内」であるほど、人々が被害者の視点を取得しやすく、怒りなどの感情を代理的に経験するというものである (e.g., Vidmar, 2000; Wayment, 2004)。一方で、次のような説明も

可能である。被害者が内集団の成員であるならば、その個人は共同体で共有されている道徳的価値観を、判断者自身と同じように内在化するメンバーである。そのような個人が不公正の対象となることは共同体の道徳規範が脅かされている状態を意味し、個人が内在化する価値観への脅威を増大させると考えることができる。このような点から、自身との距離が近い被害者が受ける不公正は、人々の公正信念に特に大きな脅威を与え、公正の回復に向けた強い動機づけを喚起するといえる。

ただし、被害者との関係性は、人々が不公正から受ける脅威を高める働きを持つが、その必要条件ではない。なぜなら、人々は、被害者との自己関連性をあまり想定することができない状況でも、規範侵害者への怒りをおぼえるためである。たとえば、列への割り込み行為は社会的規範への侵害行為であるが、人々は、そのような行為が自分の並ぶ位置よりも前で行われたときだけでなく、後方で行われた際にも、行為者への怒りをおぼえるという報告がある (Miller, 2001)。この場合の怒りは、割り込みにより不利益を被った者への配慮に基づくものというよりは、割り込み行為それ自体が、社会規範を侵害するものであることに由来する。同様に、「被害者なき犯罪」といわれる売春やポルノグラフィ、あるいは社会保障費の不正受給や脱税などの問題は、明示的な被害者が存在しないにもかかわらず、人々の間で強い道徳感情を喚起する (Vidmar & Miller, 1980; Wenzel & Thielmann, 2006)。

ここまで今節では、非当事者が不公正に対して示す反応の背後に、道徳的価値観に脅威が与えられるというプロセスが源泉として存在することを議論した。侵害行為は、社会の道徳的な規範を蔑ろにし、その妥当性を貶める行為であるといえる。特に、公正世界の知覚が脅かされることで、人々は、公正の回復を希求することとなる。そしてそれは、自らが被害者か否かに関わらず、すなわち非当事者であったとしても同様に、公正回復への動機づけが生じうることを意味する。次節では、より具体的に、非当事者が示す反応として、特に社会的侵害場面の侵害者に対してどのような形での公正回復の動機づけが生じるのかを議論する。

1.5. 非当事者による侵害者への反応

社会的侵害にもとづく不公正を知覚すると、人々はどのような対応をとることで公正の回復を目指すか。前節で触れた被害者非難は、公正の回復が期待できないときに、不公正の存在そのものの否認を行なうという、個人がとる認知的方略のひとつである。被害者非難は、人々の公正への希求が、かえって被害者への不公正な扱いを生むというパラドキシカルな現象として公正研究の中でひとときわ注目を浴びてきたが (Jost & Kay, 2010)、本研究では、

非当事者による、より直接的な公正回復へのアプローチとして、侵害者に向けて示される対応に目を向ける。

もっとも直接的で、心理学的検討も多く為されている手続きが、当該人物への罰を通した公正回復である。これは、応報的公正 (retributive justice) の達成を目指すプロセスの中に位置づけられるものであり、「目には目を、歯には歯を」の応報原理に基づくとされる。一方で、近年は、侵害行為によって損なわれた道徳的価値観そのものの地位の回復をもって公正回復とするプロセスも重要視されている。そのような形での公正は修復的公正 (restorative justice) と呼ばれ、その達成には、侵害者による釈明を軸に展開する葛藤当事者間の相互作用と、それにより喚起される寛容的な反応がカギを握るとされる。次節以降、応報的と修復的のそれぞれの公正回復プロセスについて、既存の理論をまとめる。

1.5.1. 応報的公正にもとづく反応： 制裁

社会的侵害場面に遭遇した非当事者が示す代表的な心理的反応が、侵害者への罰の希求である。これは、応報的公正の考え方に基づく動機づけであり、侵害者の非道徳性に「見合った」制裁を通して公正を回復するというプロセスの中に位置づけられる (Carlsmith & Darley, 2008; Carlsmith, Darley, & Robinson, 2002; Darley & Pittman, 2003)。侵害行為に対して人々が示す反応のうち、侵害者への制裁は、とりわけ優勢な反応であることが知られており、たとえば被害者への共感がどれだけ強くとも、一般的には侵害者への怒り感情の方が強く喚起するといわれている (Miller, 2001)。研究によっても、人々が被害者の救済よりも、侵害者への罰に、より顕著に動機づけられるという結果が支持されている (Miller, 2001; Miller & McCann, 1979)。また、規範逸脱者に対して公的あるいは私的なネガティブ・サンクションを科すというスキーマは、人々に広く共有され認められており、その意味で、応報的公正は秩序と公正を維持する社会システムの「要石 (cornerstone)」の役割を果たすものと位置づけられる (Jost & Kay, 2010)。

制裁を規定する要因 制裁反応の源泉は、侵害者の行為の非道徳性と、そのような認知に付随して個人の中で喚起される「怒り」の感情である (Jost & Kay, 2010)。たとえば侵害行為が重大な被害をもたらす場合など、不公正が強く認められる状況ほど、共同体で共有されている道徳的価値観にとっての脅威は増大する。そのような脅威の高まりは、怒りとして顕在化し、人々を制裁に向けて動機づける。

哲学者の Hampton (1988) は、ある個人が他者の価値を客観的に貶めるようなふるまい

をとった場合、そのことによって生じる「怒り」感情を、道徳的憤慨 (moral resentment) と道徳的義憤 (moral indignation) とに区別している。前者の憤慨とは、主に被害者に特有の感情であり、自身の地位が貶められたことに対する反抗の表れである。一方、後者の義憤とは、侵害者が道徳的な過ちを起こしたという事実に由来する怒りであり、自らの地位や価値に対する不安は介在しない。言い換えるならば、義憤は、侵害された価値観そのものを守るために喚起される感情反応であり、それに基づき個人は抗議 (protest) を表明することが議論されている。

また、侵害行為によって脅かされた道徳的価値観の地位を回復するということが、制裁の主たる機能であるが、特にそのような目的が果たされると見なされる状況で、制裁を科すことは社会による支持を受けやすい。制裁の適切さの知覚に関わる要因として、Okimoto and Wenzel (2009) は、制裁が持つ2種類の機能を挙げている。ひとつは、侵害者を集団から排斥し、侵害行為が許されないものだということを象徴的にラベル付けする (symbolically label) という機能である。たとえば罰が私的に行使されるにとどまるときに比べ、どのような行為に対していかなる罰が与えられたかが集団内で公示される場合には、侵害された価値観を罰が補強するという効果を高めることにつながる。そのようなときに、人々が罰をより適切だと見なしやすくなることが分かっている (Okimoto & Wenzel, 2009)。そして、制裁のもうひとつの機能として、侵害者の矯正 (offender reform) も想定される。すなわち、侵害者に行為の非道徳性を自覚させ、そのような行為をとったことを後悔させることが、道徳的価値観の復権につながるという見方である。Okimoto and Wenzel (2009) は、集団内でフリーライドをするような個人に対しては、集団から排斥するような罰よりも、規範や価値を本人に自覚させて集団に相応しいメンバーに矯正するというタイプの罰 (e.g., 社会奉仕活動) の方が、人々から望ましいと判断されることを報告している。侵害者の矯正という機能を支持する結果としては、侵害者が単に罰を受けるだけでなく、なぜそのような目に遭ったのかを本人が自覚していないと、制裁の目標が達成されたとはみなされにくいということも報告されている (Gollwitzer & Denzler, 2009; Gollwitzer, Meder, & Schmitt, 2011)。

非当事者による制裁に関する実証的知見 非当事者による応報動機に関する代表的な先行研究は、「利他的制裁」と「量刑判断」の文脈で行われている。次に示すように、それらに関する研究はともに、人々の応報反応が、不公正の知覚にともなう怒り (義憤) の喚起を基盤とするというモデルを提出している。

非当事者という立場に特化した制裁に関する探求は、特に利他的制裁（altruistic punishment）の研究文脈の中で重ねられてきた。利他的制裁とは、集団で共有されている規範を侵した人物に対して、第三者が与える制裁を指す。不公正への介入機会が与えられると、人々はときに自身にとってのコストを度外視しても、侵害者への罰を通して不公正を是正することが知られている。

Fehrらは、利他的制裁の生起について、次のような経済ゲームを用いた実験課題を通して確認している（Fehr & Fischbacher, 2004）。彼らの行なった実験の参加者は、別の二者間で行われる独裁者ゲームの傍観者となる。独裁者役のプレーヤーが、与えられた資源の中から好きな割合を相手プレーヤーに分け与える状況を観察した後で、実験参加者は、手持ちの資源を支払うことで、独裁者の資源を減らすことができる立場に置かれる。実験の結果、相手に対してアンフェアな分配を行なった独裁者に対しては、全体の約6割の参加者が資源を剥奪することで制裁を与えていた。また別の実験では、囚人のジレンマゲームで非協調的に行動する人物に対しても、やはり約半数の参加者が、同様に罰を与えることが報告されている。これらの状況では一貫して、制裁の与え手となる参加者自身は、侵害行為による不利益を被っていない。それにも関わらず、さらに自らが身銭を切っても、人々は制裁を志向することが示されている。

利他的制裁は、どのような動機づけによって生起するか。Fehr and Gächter (2002) は、すべての参加者が完全に匿名で、お互いに1回ずつしか相互作用をしない状況でも、8割以上の参加者が規範逸脱行動をとったプレーヤーに罰を与えることを報告している。この実験では、参加者の選択が自らの評判につながる可能性は排除されているため、制裁は、自己の評判を向上させるためという方略的関心に由来するものではない。利他的制裁の源泉は、そのような利己的な動機ではなく、他者の行動の不公正性そのものにある。利他的制裁は、規範侵害者への応報的反応であり、選択される制裁の度合いは、侵害行為が判断者の目にどれだけ不公正に映るかによって決定する。独裁者ゲームを題材とした実験では、独裁者が資源をより多く独占し、より不公平な分配を行なっているほど、重い制裁が科される（Fehr & Fischbacher, 2004）。また、実際の分配額に加えて、資源分配者の意図性も利他的制裁の程度を左右する。特に、規範逸脱行為が明確な意図にもとづいて行われたと見なされるときには、人々の制裁傾向が強まることが明らかになっている（Nelissen & Zeelenberg, 2009）。また、他者が受ける不公正に対して特性的に敏感であり、公正への志向性の高い個人ほど、利他的制裁を行いやすいことも知られている（Fetchnauer & Huang, 2004; Lotz,

Okimoto, Schlösser, & Fetchenhauer, 2011)。

以上をまとめると、人々は、不公正を知覚すると、規範の侵害者に対する制裁に動機づけられる。そしてその傾向は、個人の自己利益への関心とは無関連に備わっているといえる。さらに、多くの研究で、人々の不公正知覚と制裁行動をつなぐ心理変数が、義憤感情であることが報告されている (Fehr & Gächter, 2002; Lotz, Baumert, Schlösser, Gresser, & Fetchenhauer, 2011; Lotz, Okimoto, et al., 2011; Nelissen & Zeelenberg, 2009)。

また、犯罪加害者に対する量刑判断も、規範侵害者に対して非当事者が罰則に関する判断を呈する状況であるといえる。特に海外の、司法場面に一般人の判断を取り入れるシステムを採用している国では、一般人を対象とした量刑判断研究がこれまで盛んに行われてきた (レビューとして、Carlsmith & Darley, 2008)。また、近年は同類の法制度の導入にともない、日本でも裁判員場面での人々の判断を題材とする研究の増加がみられる (e.g., 白井・黒沢, 2009; 白岩・荻原・唐沢, 2012)。

先行研究を通じて、人々が示す量刑判断の中心には、応報性があることが明らかになっている。すなわち、より非道徳性が高い行為に対しては、より重い罰をあてるという考え方である。量刑判断を扱う多くの先行研究において、犯罪行為によって生じた被害の甚大さが、選択される量刑の厳しさを予測することが明らかになっている (Carlsmith, 2006; Carlsmith et al., 2002; Darley, Carlsmith, & Robinson, 2000)。また、応報性の他に、より功利主義的な観点に立つ犯罪抑止なども、侵害者への罰の機能としては想定されるが、先行研究は、そのような他の動因に比べて、人々の判断が応報性に非常に強く依存することを示している (Carlsmith & Darley, 2008; Darley & Pittman, 2003)。さらに、量刑判断のモデルにおいても、人々を応報的判断に突き動かす媒介変数は、被害の重大さの知覚にもとづく道徳的義憤感情であることが実証されている (Carlsmith, 2006; Carlsmith et al., 2002; Darley et al., 2000)。

1.5.2. 修復的公正にもとづく反応：寛容

応報的公正、すなわち制裁の目的が、侵害された道徳的価値観の回復であるとするれば、制裁以外の手続きを通して、その価値観が再認識されることでも公正の回復は達成されるといえる。そのような理念に従い公正回復プロセスを捉えるのが、修復的公正の考え方である。応報的な罰の行使は、概念的に、被害者あるいは社会から侵害者への一方向的な働きかけであるのに対し、修復的公正においては、当事者間の双方向的な相互作用を通じた公正回復が

図られる。具体的には、侵害者が責任や被害について認め、それを謝罪という形で表明し、それを受けた被害者が怒りや憎しみを乗り越えて「寛容」(forgiveness)に至るというプロセスが想定される (Roche, 2003; Strang, 2002; Wenzel, Okimoto, Feather, & Platow, 2008)。この過程の中で重要となるのは、侵害者が自らの行為の不当性を認めることで、侵害行為が侵した道徳的価値について、当事者間の共通理解が獲得されるということである。この結果、被害者は貶められた自らの地位を回復することができる一方で、侵害者も自身が価値観を共有する存在であることを示し、共同体からの排斥を免れることができる (Shnabel & Nadler, 2008)。そして、共同体の価値観について合意が形成され、再認識されることで、社会的公正の回復に至ることとなる (Wenzel, Okimoto, Feather, & Platow, 2010)。

侵害者への寛容は、近年までは神学領域 (Rye et al., 2000) や哲学 (Enright, Gassin, & Wu, 1992) の領域を中心に議論の対象となっていたが、現在は、広く社会心理学の中で実証的知見が蓄積されている (McCullough, 2001; 大淵, 2010)。McCullough らによる代表的な定義にもとづけば、寛容とは、制裁や回避といった、侵害者への否定的な態度が低減し、和解への志向に特徴づけられるような肯定的な動機づけがみられるようになるという、「動機づけ」の複合的な変容過程と捉えられる (McCullough, 2001; McCullough, Worthington, & Rachal, 1997)。

先行研究の多くは、寛容の主体として「被害者」を想定し検討しており、本研究が焦点をあてる「非当事者」の寛容についての実証知見は、それに比べると少ない。しかし、侵害者が、被害者のみでなく非当事者から寛容を示されるかという点も、葛藤解決に向けて重要な意味を持つと考えられる。本論文で示してきた通り、規範侵害者は、共同体の価値観を脅かす存在として、被害者のみならず周囲の非当事者から非難や攻撃の対象となり、集団から排斥される。たとえば、職場などの狭いコミュニティの中での侵害であれば、侵害者は、迷惑をかけた相手のみでなく、他の集団成員との円滑な関係性を築くことができなくなる。あるいは、不祥事を起こした企業は、社会的信用を失い、消費者や取引先からの信頼を回復するまで大規模かつ長期的な損害を被ることになる。そのため侵害者は、自らの行為が規範に反するものであることを自覚すると、自らの社会的立場を回復して共同体との関係性を再構築することを求める (Shnabel & Nadler, 2008)。このとき侵害者にとっては、被害者に一次的に許されるだけでなく、より広い意味での社会的受容を得られるかが極めて重大な問題となる。そして、共同体にとっても、侵害者を再受容すべきかは、集団全体の秩序を維

持していけるかという点に関わる、非常に重要な判断となる。

では、どのような要因が、人々の修復的公正への志向性に寄与するのか。被害者であるか非当事者であるかに関わらず、侵害者への寛容を示すことができるかを左右する重要な要素が、侵害者との道徳的価値観の共有を知覚できるかという点である。そして、その代表的な規定因として、侵害者による謝罪があげられる。以下に、それらの要因の影響について、より具体的に議論を行なう。

寛容を規定する要因 人々が、応報的公正ではなく修復的公正を志向するのは、侵害者のことを、集団の価値観を共有するメンバーとして認識する場合である。たとえば、侵害者が内集団成員である場合は価値観の共有が知覚されやすく、とりわけ、当該集団の凝集性が高い場合や、判断者の集団同一視が強い場合には、侵害者との対話を通じた共通理解の形成が目指され、侵害者による謝罪を通じた公正回復方略への意向が示されやすいことが分かっている (Wenzel et al., 2010)。すなわち、侵害者が人々から共通のアイデンティティを有する対象と認識され、価値観を共有しうるものとみなされたときに、修復的公正の過程が志向されるといえる。

そして、侵害者との道徳的な価値観の共有を人々にもっとも強く印象づけるのは、侵害者による「謝罪」である。すなわち、修復的公正の過程の中で重要となるのは、侵害者自らが、周囲の人間に対して、自身が価値観を共有しているというメッセージを適切に発信するという行為である。謝罪とは、侵害者が自らの行いについて提示する事後的な釈明の一種であり、侵害者が自身の非を認め、反省や後悔を表明する行為であるとされる (Schlenker & Darby, 1981)。大淵 (2010) は、謝罪のほかに、釈明のタイプとして、否認や正当化、そして弁解をあげ、その特徴を議論している。否認とは「侵害行為への関与」の否定であり、正当化は「行為の不当性」の否定、そして弁解は「被害に対する責任」の否定の主張である (Itoi, Ohbuchi, & Fukuno, 1996)、謝罪とは、以上のすべての要素への侵害者による肯定を含む釈明である。中でも、謝罪を弁解と差異化する「責任受容」の要素は中心的であり、大淵 (2010) は謝罪を「責任受容的釈明」と位置づけている。

謝罪の中核的要素が責任受容にあることは、実証的にも確認されている (Schmitt, Gollwitzer, Forster, & Montada, 2004)。謝罪に責任受容要素が言語的に含まれていると、受け手は、侵害者が「被害の認識」や「悔悛の念」といった要素も言外に表明していると自発的に認知する傾向がある。逆に、言語的要素として「責任受容」が含まれていない場合は、いくら悔悛の念が言語的に伝達されていても、謝罪者が反省しているとは受け手からみな

されにくいことが指摘されている。すなわち、侵害者による責任の受け入れが、謝罪においては包括的な要素であり、それがあつて、謝罪が謝罪として認められるといえる。

多くの先行研究を通して、自らの責任を明示的に認めない侵害者に比べて、謝罪を行なう侵害者に対して、人々が怒りや憎しみなどの否定的な感情反応を緩和し、制裁や非難の意向を弱め、より肯定的な態度を示すことが報告されている。とりわけ被害者の反応に関する知見は蓄積されており、シナリオ実験 (e.g., Darby & Schlenker, 1982; Gonzales, Haugen, & Manning, 1994; Weiner, Graham, Peter, & Zmuidinas, 1991; Worthington & Scherer, 2004) や過去経験の想起 (e.g., McCullough, Rachal, et al., 1998; McCullough et al., 1997)、実験室実験 (e.g., Ohbuchi, Kameda, & Agarie, 1989; Struthers, Eaton, Santelli, Uchiyama, & Shirvani, 2008; Zechmeister, Garcia, Romero, & Vas, 2004)、さらに生理指標を用いた実験 (Anderson, Linden, & Habra, 2006) に至るまで、手続きの違いを越えて確認されている。また、文化比較の観点から、謝罪が他の釈明に比べて侵害者への態度を改善するという効果に、日米間の差はないということも報告されている (Fukuno & Ohbuchi, 1998)。

そして謝罪の持つ機能として重要となるのは、侵害者が周囲の人間から、同じ価値観を共有する存在として捉えられるようになるという点である。人々は、侵害行為に対して、それが共同体の規範に反するものであり、非道徳的であるという理解を持つことから、不公正感や怒りが生まれる。その結果、侵害者は共同体の中に存在する異端分子とみなされ、道徳的価値観への脅威をもたらす存在となる。それに対して侵害者は、謝罪を通して自身の行為の不当性や、結果への責任を認めることで、自らもその価値観の妥当性について理解していることを公的に表明することとなる。これは、共同体の規範を自身よりも上位に置き、それに従う立場であることを示す象徴的な行為に他ならない。その結果、人々は、道徳的価値観が秩序を維持する効力を持つことを確認でき (Miller, 2001)、公正感を回復することができる。それとともに、侵害者を、価値観を共有する存在として見なし、共同体に再受容するという方向でのアプローチをとることができるようになる。

なお、侵害者との認識の共有が謝罪を通して生まれるというプロセスについては、その多くが非当事者ではなく被害者の反応を検討したものではあるものの、既存の研究の中で実証的な支持が得られているため、ここでそれらの知見について触れておく。たとえば、謝罪から侵害者の後悔の念を受け取ることで、被害者は、生じた出来事に関して侵害者が自らと同じ見方をしているという認知を獲得することができるとされている (Eaton, Struthers,

& Santelli, 2006b)。Eaton ら (2006b) は、場面想定実験と実験室実験の双方で、謝罪によって、状況に対する共通認識が侵害者との間に存在するということを被害者が知覚し、さらにそのような認知が侵害者への寛容につながることを示している。同様に、Wenzel and Okimoto (2009) も、謝罪を受けることで、集団の価値観を侵害者と共有できていると被害者が感じることを見出しており、それが公正感の回復や、制裁欲求の低減、和解への意向につながることを報告している。また、類似の議論は、異なる切り口で Takaku らによっても提出されている (Takaku, 2001, 2006; Takaku, Weiner, & Ohbuchi, 2001)。Takaku (2001) の実験では、参加者自身が人に被害を与えた経験を想起させた後で、他者による侵害行為のシナリオへの判断を求めている。自己の侵害経験を想起しなかった個人に比べ、想起した個人は、シナリオ内の侵害者の謝罪に対して寛容的に反応していた。侵害者に対する同一視が状況的に高められることが、結果として謝罪にともなう価値観共有の知覚の効果を促進したと考えられる。さらに、より一般的に、謝罪には、侵害者に対する共感や同情を高める効果が認められる (Hashimoto & Karasawa, 2012; McCullough, Exline, & Baumeister, 1998; McCullough et al., 1997)。侵害者の心情を慮り、侵害者として受けている苦痛を理解するという傾向にも、当該人物との考えを共有しようという心理の一端が現れているといえよう。なお、謝罪が侵害者への共感性を介して寛容を規定するというプロセスは、被害者だけでなく、非当事者の反応としても共通に認められている (Hashimoto & Karasawa, 2012)。

そして、侵害者が共同体の道徳的価値観を有しているという認知は、人々が侵害者に対して持つ印象の改善という形でも表面化する。共同体の規範を侵害した主体に対して、人々は非道徳的というラベルを貼り、規範から外れた存在であると見なす。それに対して、謝罪を行なう侵害者に対しては、社会規範に従うという人物像が回復し (大淵, 2010)、共同体の道徳規範の枠内に再び組み入れられる。先述した Eaton ら (2006) の研究においても、謝罪にともなう価値観共有の認知が、被害者において、侵害者の誠実さや信頼性などの特性評価の改善につながることを確認されている。さらに、Gold and Weiner (2000) は、官僚が法律に背く行動をとった状況や、学生による不正行為など複数の場면을対象に、その侵害者が公的な釈明を行なった際の人々の反応を検討している。各状況の性質上、人々は直接的な被害の受け手ではなく非当事者の立場での判断を行なっているが、侵害者による発言で悔悛の情が表現されているときには、侵害者の道徳性の評価が改善することが見出されている。

以上をまとめると、謝罪などを通じて侵害者との価値観の共有が達成されることが、侵害者への寛容を促進する重要な心理過程であるといえる。そしてそれは、被害者に限らず、非当事者にとっても同様に、寛容判断の基盤であることが想定される。その点に関して、次節では、非当事者の寛容判断に特に主眼を置く研究について概観し、非当事者の寛容性の特徴について検討する。

非当事者による寛容に関する実証的知見 非当事者の寛容判断においても、侵害者が共同体の道徳的価値観を共有する人物であるかが、重要な規定因となる。そして、その代表的な判断材料は、侵害状況の当事者間、つまり侵害者と被害者の間でどのようなやりとりが交わされるかという点である。Strelanらは、犯罪司法場面、親密な対人関係、職場という三種類の文脈で、非当事者が侵害者に示す寛容判断を検討している (Strelan, Feather, & McKee, 2008)。この実験では、状況の当事者間で遂行された公正回復手続きが操作された。その結果、当事者間の話し合いがなく、被害者が侵害者に対して償い方を一方的に宣告する場合に比べ、当事者間での協議の上で補償方法が決定されたという説明を目にした参加者は、侵害者への回避や制裁への意向を弱め、より寛容に動機づけられていた。これは、侵害者に対して状況的に科された処罰が同じであっても、そこに至る過程の中で、侵害者が被害者と認識の共有ができていと見なされることが、非当事者の寛容的な反応につながることを示している。

一方で、非当事者の反応を検討した先行研究では、個人が状況の当事者でないにも関わらず、「非寛容」が示される場合について報告されている。Brownら(2008)は、カナダ人学生を対象に、紛争地帯で内集団(自国)の兵士が外集団(米国)による誤射の被害を受けたという状況で、侵害国が示した謝罪に対する意見を尋ねている。その結果、内集団への同一視が高い個人に対して、謝罪は、外集団への制裁や回避の動機づけを弱めにくかった。自らが同一視する集団の規範が侵害されたという脅威に対して、非当事者は、非寛容的に反応するという傾向が示唆される。

より直接的に、非当事者と被害者の寛容性を比べた研究によって、当事者との比較の上でも、非当事者が侵害者のことを「許しにくい」という傾向が指摘されている。まず、自らの身内が被害に遭った非当事者は、被害者よりも非寛容的な態度を示し、それを維持しやすいという点をGreenらは、第三者的非寛容(third-party unforgiveness)の効果として検討している (Green, Burnette, & Davis, 2008)。彼らの実験の参加者は、人前で恋人に中傷されるという侵害場面を、被害者の視点か、被害者の友人の視点で読み、侵害者への態度を回

答している。その結果、被害者条件に比べ、友人条件の参加者の方が、侵害者に非寛容な態度を示していた。Cheung and Olson (2013) は、Green ら (2008) の結果を追試した上で、特に時間的に遠い過去に起こったと感じられる侵害に対して、被害者は寛容を示すが、非当事者は非寛容を維持するという特徴について明らかにしている。さらに、被害者との比較における非当事者の非寛容性の高さは、Cooney らによる犯罪被害者とその家族・友人を対象としたインタビューや調査の結果からも提起される (Cooney, Allan, Allan, McKillop, & Drake, 2011)。

加えて、Green ら (2008) は人々の過去経験の想起を分析しており、侵害者による謝罪の有無に基づき寛容の度合いが決定されるのは、被害者よりもむしろ非当事者において顕著であるという傾向を報告している。そして、非当事者が謝罪に対して示す反応について、さらに追究した研究が、Risen and Gilovich (2007) により行われている。この研究では、非当事者が被害者よりも、謝罪の誠実さに対して厳格に判断することが示されている。具体的には、Risen ら (2007) は、実験室内で偽の侵害状況をつくりだし、侵害者が自発的に謝るか、他者から促されてから謝るか、もしくはまったく謝らないかを操作した。そのような場面を被害者の立場から目にした参加者は、謝らない侵害者に比べて、謝罪を提示した侵害者に対して、その謝り方に関わらず肯定的な態度を示していた。一方で、状況の傍観者の立場に置かれた参加者は、謝罪が自発的に行われた場合にのみ寛容的に反応しており、誠実に欠ける謝罪は謝っていないも同然と見なす傾向があった。同様の傾向は、謝罪の自発性ではなく誠実さを操作した場面想定実験によっても確認されている (Hashimoto & Karasawa, 2010)。以上の知見についてまとめると、非当事者の寛容性は、侵害者が示す謝罪に強く依拠しており、それは時として、被害者自身よりも侵害者の態度に対して厳格に査定する傾向につながるといえる。

2. 本研究の問題意識

2.1. 侵害状況における立場という視点

ここまでで本論文は、社会的侵害場面の当事者のうち、とりわけ侵害者に対して、状況の非当事者が示す心理的・行動的反応について着目し、概観した。非当事者にとって侵害行為は道徳的価値観を脅かすものであり、生じた不公正を解消しようとして、侵害者への応報的な制裁などを志向する。また、侵害者による謝罪などを通して公正が回復することが、侵害者への寛容の契機となる。これらの点を指し示す先行研究は、人々が行なう道徳的判断の基礎的なフレームワークを提供するものであるといえる。中でも、人々が侵害場面の状況的性質に関する情報をどのように解釈し、態度を決定するかというボトムアップの態度決定過程に関して、多くの実証知見が提出されている。たとえば、概観した先行研究の中では、生じた被害の程度、侵害者の意図や責任、あるいは謝罪の有無などの状況要因が、個人の判断や動機づけを規定することが明らかにされている。

その上で、本研究では、人々が侵害場面について判断する際に、状況との間にどのような関係性を知覚し、自らをどのような立場に置くかという点も、最終的な判断を規定する重要な要因であると考えられる。先行研究の中で、侵害状況における立場の違いを要因として積極的に検討する試みの代表例は、当事者と非当事者の反応を比べ、その差異について議論したものである。本文 1.4.2 節の中の「実証研究」の項で参照した通り、その一連の研究群は、非当事者が当事者に比べて、相対的に非寛容的であるという可能性を提起している (e.g., Hashimoto & Karasawa, 2010; Green et al., 2007; Risen & Gilovich, 2008)。ただし、このような立場間の比較研究における「当事者性」の検討は、被害者かそうでないか、すなわちゼロかイチかという離散的な関係性を基盤とする検討である。対して、本研究は、非当事者の行動を予測するにあたり、非当事者をひとくくりにするのではなく、その中で様々な異なる立場の違いを想定し、その結果として生まれてくる反応傾向の違いに目を向けることも必要ではないかと考える。

以上を踏まえ、本研究では、非当事者の寛容ないし非寛容について発展的に探究する上で、以下のような視点を導入する。ひと口に非当事者といっても、そこには様々な立場を想定することができる。同じ侵害事例でも、それについてメディアを通して入ってくる情報をもとに判断する第三者や、自らの知人が被害に遭った場合、あるいは司法の場で裁判員として判断を下さなくてはならない場面など、個人がその状況とどのように接するかは多様である。

そのいずれの状況においても、個人は、道徳的裁定者として、与えられる状況の手がかりに従い、侵害者や被害者への印象などを形成するであろう。ただし、導かれる態度や行動意図は、侵害の状況的性質のみでなく、判断主体が置かれた立場によって異なることが予想される。そのような差異をもたらさる要因を抽出し、その影響を実証的に検討することで、不公正への人々の反応を予測するモデルを構築することが、本研究が取り組む課題である。

そして、このような視点が特に重要となるのは、個人を、道徳的エージェント、すなわち不公正の是正に向けて動機づけられる主体と仮定する場合である。エージェントとしての個人は、場合によっては、状況にダイナミカルに働きかける主体となりうる。そのとき、状況関与的な行動が遂行されるにあたっては、個人が不公正を認識した上で、自らが具体的にどのような形で状況に介入できるかという点が考慮されると想定される。本研究では、そのような判断過程の中で生じる介入可能性の知覚の役割に着目し、非当事者の動機づけに与える影響に焦点をあてる。

2.2. 不公正状況への介入可能性

侵害場面の非当事者にとっては、自らが状況に対してどれだけ介入可能な状態にあるかという点は、当然のことながら、当人がとる行動を大きく左右するだろう。知覚する不公正に対し、個人が道徳的エージェントとしての働きかけを志向しても、具体的に状況に関与する方法がなければ、介入行動にはつながらない。たとえば、被害者を援助したいと個人が考えても、援助する術が備わっていなければ行動として発現せず (Latane & Darley, 1970)、同様に、侵害者にサンクションが科されるべきだと認知する個人であっても、自らがそのような公正回復の「機会」や「力」を有しているとは限らない (Foster & Rusbult, 1999)。そして、本研究では、個人が不公正状況に対してどれだけ介入でき、その帰結への影響力を持つかという点が、状況に対して示す判断や動機づけの重要な規定因のひとつであると考えられる。

先行研究においても、人々の公正判断が、状況に対して個人がいかに関与できるかという点と密接に関わることが議論されている。その傾向の一端を示すのが、手続き的公正の研究知見である (Thibaut & Walker, 1975; Tyler, 2013)。自他が集団や社会システムの中で受ける処遇に対する公正感や満足感は、その意思決定手続きに関与できていると知覚されるほど高まる。一連の研究は、人々が意思決定過程において自らの意見 (voice) を表明する機会が与えられることが、手続き的公正感と (Folger, 1977; van den Bos, 2005)、さらには決

定に対する肯定的感情や権威への信頼に寄与することを明らかにしている (Jost & Kay, 2010; Lind & Tyler, 1988)。このとき、意思決定過程に対して自身の意見を投じる機会を与えられているということは、個人が過程に対するコントロールを有している状態と定義され、そのようなコントロールの知覚が公正判断を強く規定すると考えられている (Houlden, LaTour, Walker, & Thibaut, 1978; Thibaut & Walker, 1975)。なお、手続き的公正に関するこれらの傾向は、個人が、自らの処遇に決定権を持つ権威機関からどのような扱いを受けているかという、当事者の認知を主たる対象として検討されてきた。

では、不公正状況の非当事者が示す判断と、コントロール知覚との関連については、どのような議論が存在するか。この問いについて、特に社会的侵害場面の文脈にもとづく示唆が、被害者非難の研究により与えられる。先行研究では、不公正の被害者に非難が向けられるという現象は、他者が陥る不遇な状態に対して人々が介入できないときに強く表出することが報告されている (Lerner & Simmons, 1966; Mills & Egger, 1972)。このことから、状況に働きかけることができないという認知は人々の公正感への脅威を増幅するため、それに対する自己防衛反応として、不公正の存在そのものを否認しようという認知方略が働くと考えられている。この知見にもとづくならば、不公正の当事者に対して人々が知覚する状況的なコントロールの程度は、不公正感そのものを規定する要素であるとともに、人々が状況にどのように対応するかを左右する中心的な要因ともなりうるといえる。

またさらに、不公正状況を提示された際に、人々が状況に介入できる「力」を積極的に求めるということも、実証的に検討されている。Foster and Rusbult (1999) は、大学生を対象に、自らが履修していない授業において、不当な方法によって成績評価が行われたと知らされた場合の反応を検討している。参加者に、そのような状況を改善できる力をどれだけ求めるかを尋ねた結果、不公正な状況を提示された参加者は、状況を不当なものと認知した程度に応じて、より多くの影響力を求めていた。さらに、不公正を認知した参加者は、状況を是正する権限を有している機関への参加を表明することで、自らの影響力を実際に高めるような行動をとる傾向にあった。なお、興味深い点として、この実験では、提示された状況における不当な成績のつけ方に対して、学内の委員会が問題の改善について協議しているという情報が参加者には伝えられていた。つまり、制度によって不公正が改善される見込みが示唆されていたにも関わらず、参加者は公正回復のための力を求めるよう反応していた。すなわち、自身とは直接的に関連のない不公正について、たとえ外部的要因による公正回復の可能性があったとしても、個々人は自らの力で問題を解消するように動機づけられると

いえる。これは、不公正が結果的にどのような帰結を迎えるのかとは独立して、状況をコントロールできているかという感覚が、個人の心的過程の中で重要な位置を占めることを示唆している。

2.3. 「勢力」の要因への着目

上記の Foster ら (1999) の議論で特に着目すべきポイントは、不公正に対して人々が介入を求める傾向を、状況に対する力、すなわち「勢力」を希求 (power-seeking) する心的なダイナミクスと位置づけている点である。彼らの議論によれば、不公正是正への働きかけを個人が行使できるかという問題は、個人にその力が備わっているかという問題と直結する。侵害状況を知覚し、不公正感や怒りを喚起された個人が、侵害者への制裁などを通じた公正回復のための行動を実行するためには、状況や当事者に対する影響力や権限といった力が必要となる (French & Raven, 1959)。個人がそのような力を有する程度は、置かれた立場や役職、与えられている機会の有無などによって規定される。たとえば、職場内で生じたコンフリクトに対して、その当事者との相対的な地位関係として自らが上司である場合と部下である場合とでは、行使できる裁量権は変わってくるといえる。また、公判事例に対し、一般の市民と裁判員とでは、与えられる影響力は比べるべくもない。では、そのような立場の違いから派生する、自らが保有する勢力に関する知覚は、人々が下す判断にどのような影響を及ぼしうるのか。本研究は、このような問いに焦点をあて、個人が不公正状況に対して知覚する勢力と、公正回復プロセスとの関係性について検討する。より具体的に、本研究が取り上げるのは、不公正を是正できる機会や力を有していると個人が知覚するかが、侵害者への応報や寛容といった形での公正回復の動機づけに与える影響である。

以上のような観点から、たとえば次のような問いが導かれる。仮に自らが侵害者に制裁を科す力を与えられた個人は、単に他罰傾向が高まり、非寛容的になるのだろうか。あるいは逆に、侵害者への罰や被害者の処遇に関する決定権を認められるほど、寛容的になり、応報的な動機が弱まるという傾向を示すようになるのか。この点について本研究は、その双方の傾向性がともに生じる可能性があり、勢力感覚の影響は、寛容を強めるか非寛容を強めるかという単一の方向には定まらないであろうという立場をとる。応報的公正も修復的公正も、公正の回復という高次には共通の目的に沿った反応過程であるが、どちらの反応を個人が志向するかは、具体的な目標としてどちらが活性化しているかによると考えられる。そして、勢力知覚が人々の行動に及ぼす影響は、目標遂行反応の促進という側面にあると想定され

る。本研究は、次章で示す「勢力感」に関する理論枠組みを下敷きとし、以上の議論について検討を行なう。

3. 勢力

勢力 (power) とは、個人が状況に対して働きかけを行い、自らが期待するような結果を導くことができる、アウトカム・コントロール (outcome control) の程度である。具体的には、たとえば資源のコントロールや罰の行使により、個人が他者の状態を変化させることができる可能性をどれだけ持っているかを指す (Keltner, Gruenfeld, & Anderson, 2003; Overbeck, Neale, & Govan, 2010)。

社会心理学における初期の勢力研究は、その源泉が何かという点を問題にした。French and Raven (1959) は、人々が他者への相対的な勢力を獲得する要因として、「強制勢力」、「報酬勢力」、「正当勢力」、「専門勢力」、「参照勢力」、「情報勢力」を挙げている。そのうち、本研究との関係が深い勢力の形態は、実際的なないし心理的な罰と報酬を源泉とする「強制勢力」や「報酬勢力」であろう。個人は、侵害者に制裁を加えられる立場にいるときや、被害者にとって必要な資源を与えることで救済することができるとき、自らが勢力が備わっていることを知覚する。すなわち、人々が道徳的エージェントとして不公正状況の当事者に対して働きかけを志向するときには、多くの場合において、勢力を有しているかという判断が付随するといえる。この点にもとづき、本研究では、不公正の是正にあたり人々が示す反応を、勢力の有無という側面から捉えることができると考える。では、勢力を獲得している場合とそうでない場合とで、人々の不公正に対する反応はどのように異なるのか。

3.1. 勢力が人間の行動に与える影響

そもそも勢力は人間を行動に動機づける根本的な要因のひとつである (Fiske & Dépret, 1996; Stevens & Fiske, 1995)。他者や状況に対して働きかけ、なんらかの変化を及ぼすことができるということは、行動をとる上で前提となる条件である。我々の基本的欲求のひとつが、勢力欲求であり、その満足の度合いは個人が課題達成に動機づけられるかを規定する (McClelland, 1961)。また、自らが置かれた (特に苦境をとまなう) 状況に対する影響力が否定される状態が続くと、個体は無力感を学習し、行動の動機づけ自体が生じなくなる (Abramson, Seligman, & Teasdale, 1978; Maier & Seligman, 1976)。これら学習性無力感の研究や、勢力の源泉に関する研究などは、勢力の側面のうち、個人にとって恒常的で、比較的永続的な勢力状態に焦点をあてている。これは、一定期間の勢力状態に置かれることが、個人の人格やグローバルな動機づけ傾向を形成するとみなす考え方である。

一方で、個人が状況に対してどれだけのコントロールを知覚するかは、その特定の時点で置かれた状況や場面ごとに異なることが考えられる。たとえば、ある人は、職場では他者の上に立つ立場にあるが、家庭内ではあまり意見を主張できる立場にないというケースが想定できるだろう。また、職場場面に限定しても、上司に対応している場合と、部下と行動する場合とでは、個人の主観的な勢力認知が異なるであろう。そして、いずれの例においても、個人の行動傾向は、場面ごとに大きく異なることは想像に難くない。このような考え方に立つと、個人の行動を予測する上では、人々の恒常的な勢力感覚のみならず、状況に付随する勢力の主観的経験を考慮することが求められる。

そのため、先行研究は、状況ごとに可変の勢力感 (sense of power) に注目し、その効果について理論化を推進している。近年の研究では、勢力感をプライムすることで、人々の行動反応が変容することが明らかになっている。その代表的な方法としては、勢力関連単語の認知的処理を介した概念活性 (e.g., Chen, Lee-Chai, & Bargh, 2001; Smith & Trope, 2006) のほか、他者との間で勢力を行使した (あるいはされた) 過去経験の想起 (e.g., Galinsky, Gruenfeld, & Magee, 2003) や、そのような役割に関する教示 (e.g., Briñol, Petty, Valle, Rucker, & Becerra, 2007; Guinote, 2007c) などを通して勢力状態に付随するマインドセットを喚起するというものがある。これらのプライミング・パラダイムを用いることで、人々が行動をとる際の実質的な資源関係や権力構造のみでなく、自らが勢力を持っている、あるいは持っていないという感覚を抽出し、判断や行動への影響を検討することが可能となっている。実際に、多くの研究で、主観的な勢力経験が、個人の状態と行動とを媒介することが示されている (e.g., Anderson & Berdahl, 2002; Guinote, Brown, & Fiske, 2006)。

勢力と人間行動に関して検討した初期の代表的な研究は、高勢力状態が、どちらかといえれば人々の反社会的な性質を引き出すという点を印象づけるものであった (Fiske & Dépret, 1996; Kipnis, 1972)。Kipnis (1972) は、仮想的な職場場面の中で、参加者を高勢力か低勢力の立場に置いて行動を観察している。実験の結果、高勢力者は自己中心的な判断を示しやすく、低勢力者を道具的に捉えるなど、他者を軽んじる傾向が認められた。この結果から、勢力が人間を「墮落」させるという側面について主張が展開されている。また、社会的認知の文脈で勢力要因を導入した Fiske らの研究は、高勢力者ほど、他者を判断する際にステレオタイプに基づく判断を行なうという結果を報告している (Fiske & Dépret, 1996; Goodwin, Gubin, Fiske, & Yzerbyt, 2000)。

その上で、高勢力状態が人々の反社会性を促進するかという議論をベースに、その条件に

ついて示唆を与える知見が Bargh らにより提出されている (Bargh, Raymond, Pryor, & Strack, 1995)。この研究の特徴が、勢力関連語を使ったプライミングを用いている点である。実験に参加した男性参加者は、単語完成課題によって勢力に関する概念 (e.g., control, influence, authority) を非明示下で活性化され、異性の実験協力者に対する魅力度を評定した。ニュートラル語をプライムされた参加者に比べ、勢力関連語をプライムされた参加者は、女性をより魅力的と認知していたが、この傾向は、特性的な性的攻撃性が高い個人においてのみ認められた。すなわち、勢力感覚が人々の反応に与える影響は、個人の特性との総合で決定することが指摘された。なお、この研究は、勢力感プライミングを用いた検討の妥当性を示した点で、2000年代に入ってから勢力感研究の興隆のきっかけの一端を担ったといえる。

そして Bargh ら (1995) の研究パラダイムを引き継ぎ、Chen らは、高勢力をプライムされた個人が、必ずしも利己的な行動をとる訳ではないという点を補強する知見を提出している (Chen et al., 2001)。この実験の課題は、自分自身か見知らぬパートナーのどちらの利益を優先するかの判断を求められるというものであった。参加者のうち、他者との交換的な関係性を志向する傾向が高い個人は、高勢力プライムを受けると、自己利益を追求し、パートナーが不利益を被る選択を示す傾向があった。一方で、共同的な関係志向が特性的に強い個人は、高勢力を喚起されると、パートナーに比べて自身の不利益が大きくなる自己犠牲的な選択をしていた。さらに Chen ら (2001) は、異なる勢力感プライミングの手続きや、複数の課題を通して知見の頑健性を確認している。

また、同時期には、高勢力者がステレオタイプにもとづく没個性化した対人認知を行なうばかりではないという結果が、Overbeck and Park (2001) により提出されている。この研究では、他者とのオンライン上のやりとりを行なうという課題の中で、参加者は、高勢力の立場 (「教師」や「裁判官」) か低勢力の立場 (「生徒」や「弁護士」) に置かれた。そして、高勢力者は低勢力者よりも、相互作用相手の性格特性の情報について正確に記憶しており、より精緻な情報処理を行なっていたことが報告されている。

これら一連の実証報告は、個人の特性や置かれた文脈に応じて、勢力がもたらす帰結が一定ではないということを示すものである。現在までに数多くの実証知見が報告されており、勢力の効果に関する理論化が進められている。それらの知見をまとめると、いくつかの主要な傾向を見て取ることができる。まず、勢力の一般的な効果は行動の表出を促進するということであり、低勢力状態は逆に行動の抑制につながる (e.g., Galinsky et al., 2003; Keltner

et al., 2003)。そして、どのような反応が促進されるかは、Bargh ら (1995) や Chen ら (2001) の研究が示したように、どのような反応が特性的あるいは状況的に優勢となっているかに依存する (Hirsh, Galinsky, & Zhong, 2011)。このような反応傾向を生む背景メカニズムの代表的なものとして、高勢力状態が目標に沿った注意の焦点化を促し (Guinote, 2007a)、それが当該状況においてアクセシブルな目標に則した行動の脱抑制的な発現につながるという考え方がある。以上の各論点について、それを支持する実証的根拠を踏まえながら、以下に個別にまとめていく。

3.2. 勢力は行動の発現を促進する

先に挙げた Bargh ら (1995) の研究が示した通り、勢力を実験的に高められた個人は、異性の魅力度をより高く評定するようになる。また、Chen ら (2001) の研究では、個人が元々持っている特性にしたがった行動が、より積極的にとられるようになることが報告されている。これらの結果が象徴する傾向は、勢力を与えられた個人が、自分の欲求や信念に従い、より「行動をとる」ようになるということである。別の言い方をすると、高勢力者は、自らの目標に対して接近的な行動傾向を示すといえる。

人間の行動は、接近 (approach) と回避 (avoidance) という 2 種類の基本的な動因によって導かれる (e.g., Carver, Sutton, & Scheier, 2000; Higgins, 1997)。接近システムに基づき人が行動するとき、個人は、望ましい資源や機会の獲得という目標の達成を目指して動機づけられる。その結果、目標達成に向けた行動の増加がみられる。一方で、回避システムが優勢の場合、個人は、損失や罰といったネガティブな状態の回避に動機づけられる。その結果、環境に対して警戒的な方略がとられ、行動は抑制される。

勢力の一般的な効果は、この接近／抑制の志向性との関連性から捉えることができる (Keltner et al., 2003)。特に、高勢力状態が、接近傾向と強く関連することが、先行研究で確認されている。たとえば、いくつかの研究は、個人特性としての接近／抑制傾向が、勢力と関わることを示している (Lammers, Galinsky, Gordijn, & Otten, 2008; Lammers, Stoker, & Stapel, 2009; Smith & Bargh, 2008)。Lammers ら (2008) や Smith ら (2008) は、勢力感をプライミングした上で、行動接近システム (Behavioral Approach System) と行動抑制システム (Behavioral Inhibition System) の各傾向を測る尺度 (Carver & White, 1994) への回答を求めており、高勢力者が低勢力者に比べて高い行動接近傾向を示すことを報告している。さらに Smith ら (2008) は、勢力感と、基礎的な行動反応として

の接近傾向との関連性についても検討している。その結果、高勢力プライミングを受けると、人々は、画面上の刺激を別の対象に近づけるというパソコン上の課題での反応時間が速くなったり、他者の近くの席をとるようになることが分かっている。

また、先行研究は、高勢力者が低勢力者よりも、実際に「行動をとる」ことへの傾向性が高いことを明らかにしている。Galinsky ら (2003) は、カードゲームの課題を使い、人々がハイリスク・ハイリターンを選択をどれだけするかを検討している。その結果、そのような高リスク行動が、低勢力プライミングを受けた個人 (58%) や統制群 (59%) と比べて、高勢力プライミングを受けた個人において非常に多くとられる (92%) ことが報告されている。また、Galinsky ら (2003) の別実験では、参加者の課題遂行を阻害する環境要因 (風を吹き付ける扇風機) に対して、高勢力者の方が、扇風機を止めるという働きかけを行っていた。さらに、高勢力者は低勢力者に比べ、目標達成に向け行動を起こすタイミングが早く、課題に対してより長く取り組む一方で、最適な方法が定まっていない課題に対しては、ひとつのやり方に固執せず、多くの方法を試みるという傾向がある (Guinote, 2007c)。その他、平均点以上効果や (Wojciszke & Struzynska-Kujalowicz, 2007)、認知的不協和を解消するような行動など (Galinsky, Magee, Gruenfeld, Whitson, & Liljenquist, 2008)、広く一般的に確認されている様々な社会的行動も、高勢力者において、より顕著に見られることが報告されている。

対人間の相互作用場面でも、高勢力者は、自らの行動を表出しやすい。たとえば、勢力と関連する個人特性である支配特性が高い個人は、他者と相互作用を求められる課題の際中に、相手に対して自らの真の態度を表出しやすく、支配特性の低い個人は、意見対立を避けて態度表出を抑える傾向がある (Anderson & Berdahl, 2002)。また、集団でのディスカッションの中で、リーダー役を任命された参加者は、勢力が低い他の参加者よりも、意見を率直に主張する傾向が認められる (Berdahl & Martorana, 2006)。そして、他者との相互作用の中で怒りを喚起されるような場合には、高勢力者ほど、その感情状態に従って他者への主張を強めることができる (Overbeck et al., 2010)。

また、勢力による行動の発現は、他者に対する援助行動の促進という形でも表れることが、Latane and Darley (1970) の傍観者効果のパラダイムを用いて検討されている。実験室の外から、ハシゴから落下した作業員が苦痛を訴える音が聞こえてくると、高勢力プライムを受けた個人の方が、低勢力者に比べて、援助行動をとることが報告されている (Whitson, 2009)。

さらに、勢力は、一般に直感性ないし自動性が高いと想定される判断傾向を促進するという効果も認められる。これには、たとえば抽象的カテゴリーを通じた情報処理や (Goodwin et al., 2000; Smith & Trope, 2006)、義務論的判断 (Lammers & Stapel, 2009)、思考抑制後のリバウンド現象 (Guinote, 2007d)、主観的検索容易性の適用 (Weick & Guinote, 2008) などが含まれる。

3.3. 勢力による顕現目標に沿った反応の促進

ここまでで概観したように、他者に対する力を有する(と知覚する)個人ほど、自分が「言いたいことを言い、したいことをする」という傾向が認められる。これは、高勢力者ほど、自らの目標への接近的な反応を示すということの意味する。そのような観点のもとで重要となるのは、勢力感が高められた際に、ある特定の行動が画一的に増加するのではなく、どのような反応が促進されるかは、個人特性や状況的文脈のあり方に非常に強く依存するという点である。そのため、勢力が人々の反社会性を一律に高めるという見方 (e.g., Kipnis, 1972) は、勢力の性質のうちの一側面のみを捉えている。より包括的な見方として、勢力は、個人の中でそのときに顕現化している目標に応じて、より利他的にも (e.g., Whitson, 2009)、利己的にも (e.g., Lammers, Stapel, & Galinsky, 2010) ふるまわせうるといえる。

以上を踏まえるならば、勢力の効果を議論する上では、判断や行動が為される文脈において、どのような「目標」が顕現化しているかに注意を向ける必要がある。このとき、目標は、個人が内在化する価値観や動機を反映し、内的に規定されるものとして捉えることもできれば、課題や状況的文脈の性質に応じて、外的にも規定されうる。個人が置かれた状況の中で、どのような目標が優勢となっているかは、個人特性と環境要因の相互作用によって決定され、そのいずれかのうち強い要因によって導かれると考えられる (Hirsh et al., 2011)。そのため、高勢力状態は、個人がもともと特性的に持っている志向性に沿った反応を極化させる場合もあれば、状況的に喚起される目標を追求する行動を促進する効果を示す場合もある。以下に、その各傾向を示す既存の実証的知見について参照する。

3.3.1. 個人特性による影響

多くの研究で、高勢力状態に置かれた場合に、個人特性に沿った反応の表出が強められることが確認されている。たとえば、Bargh et al. (1995) において、高勢力プライムを施されることにより、相互作用する異性の性的魅力度の評定の高まりがみられたのは、特性的にセ

クシャルハラスメントへの傾向性が高い男性においてであった。また、高勢力状態の導出により、もともと利他的特性が高い個人は、より他者配慮的な資源分配や行動を示す一方で、利己性が強い個人においては、自己利益に焦点化された行動が増加することが報告されている (Chen et al., 2001; Guinote, Weick, & Cai, 2012)。あるいは、共感性や他者配慮傾向が特性的に低い個人が、高勢力操作を受けると、分配的公正や手続き的公正などの課題において公平性の低い選択を示すようになる (Blader & Chen, 2012)。また、どのチャリティ団体に寄付したいかを尋ねられると、高勢力者は、もともとアクセシビリティが高い団体を選ぶ傾向がある (Guinote et al., 2012)。

当該の議論に関連する知見として、個人差のみでなく、文化差による価値観の違いによっても、勢力が質的に異なる反応と関連するという可能性も提起されている。参加者に勢力を闕下プライムする実験の結果、西洋文化圏の人々は「権利」概念へのアクセシビリティが高まり、東洋文化の人々は「社会的責任」へのアクセシビリティが高まる傾向が認められることが報告されている (Zhong, Magee, Maddux, & Galinsky)。

3.3.2. 環境要因による影響

個人特性の影響に加えて、状況の性質も、個人の中で顕在化する目標をシフトさせ、勢力によってどのような反応が促進されるかを変容させる。その点を示す代表的な知見が、勢力が状況的アフォーダンスに沿った反応を増加させることを実証した研究から得られている (Guinote, 2008)。この研究では、たとえば、参加者は仕事との連合が強い文脈 (e.g., 平日、インターン場面) か、余暇行動との連合が強い文脈 (e.g., 週末、友人の訪問) を与えられ、状況における行動計画を立てるよう求められた。この課題において、高勢力感をプライムされた個人は、文脈と整合する行動をより多く想起する傾向が認められた。

また、高勢力者の行動は、文脈的に、自己利益に焦点化されているか、利他性や社会的責任への関心が喚起されているかで、大きく変わる。そしてそれは、高勢力者がときに道徳的にふるまい、ときに非道徳的にふるまうという矛盾する反応を生み出す。たとえば、Lammers et al. (2010) は、課題成績にともない魅力的な報酬が用意されており、かつズルをして成績を伸ばすことができる課題を用いて検討している。この課題について、他者による不正行為が許容されるかについて判断を求めると、高勢力者の方が、不正が許されないという認識を示していた。しかし、参加者が実際に不正を行なった程度を事後的に分析すると、高勢力プライミングを受けた個人の方が、高い割合で不正を行っていた。これは、前者の

ように単に判断を示すときには、規範を尊重すべきという目標が活性化しているが、実際に自らが課題を行なう際には、自己利益に対する目標がより強く活性化するためだといえる。また、課題の性質も、高勢力状態がどのような行動を促進するかを変容させる。具体的に、高勢力者は、自己利益にフレーム化されたジレンマ課題では資源搾取の傾向を強め、公共利益にフレーム化された課題では、資源を提供する傾向を強めることが明らかになっている (Galinsky et al., 2003)。関連して、資源分配課題で、他者よりも相対的に勢力があるほど、人々は方略的関心にもとづき利己的な分配を行なうようになるが、一方で、相手がまったくの無力だと知覚され、社会的責任目標が優勢となる場合には、より公平な分配にシフトするという傾向が見出されている (Handgraaf, Van Dijk, Vermunt, Wilke, & De Dreu, 2008)。

3.4. 勢力と目標への注意焦点化のプロセス

以上の知見より、勢力は、個人にとって特性的に優勢な反応の強化や、状況によって喚起される目標に沿った反応の促進につながるということが認められる。では、なぜそのような行動反応の促進のプロセスが生じるのか。高勢力者が低勢力者に比べて、顕現化する目標に沿った反応を示すことができることの一因は、勢力の多寡に応じて、目標に対する注意の配分が異なる点にあると考えられる (Guinote, 2007a; Keltner et al., 2003)。特に、目標競合時に、優勢な目標にどれだけ選択的に注意を配分し、競合する他の目標を抑制することができるかを、勢力が規定すると想定される。

3.4.1. 目標への注意を勢力が規定する

人は一般的に、状況の中で複数の目標が存在する状態が常であり、その中でどの目標を優先的に追求すべきかを決定しながら生活している。そして、置かれた状況で、どの目標を志向すべきがはっきりしていないときや、追求すべき目標に拮抗する別の目標が喚起されたとき、目標間の競合が生まれ、個人の反応表出は抑制される (Gray & McNaughton, 2003; McNaughton & Gray, 2000)。たとえば、自己利益を追求したいが、それが集団の利益と相反する場合や、他者の悲鳴に対して援助すべきという目標が喚起されるものの、他者はそのように行動していないとき、目標に従った行動を発現する程度が低下する。このとき、個人にとっての優勢な目標 (focal goal) が他の目標の影響を受けず遂行されるかは、優勢な目標と競合する目標との間の相対的な顕現化の程度による。より具体的には、優勢な目標に対して、焦点化された注意が向けられ、それにともない競合目標の顕現性が抑制されることで、

目標に沿った反応が生じる (Shah, Friedman, & Kruglanski, 2002; Shah & Kruglanski, 2003)。

そして、勢力は、まさにその規定因として働くと考えられる (Slabu & Guinote, 2010)。すなわち、高勢力者は、優勢目標に選択的に注意を集中し、競合目標の顕現性を抑えることができる。その結果として、競合目標の影響を受けることなく、優勢目標の達成にアプローチすることが可能となる。逆に、低勢力者は、競合目標を含めた多くの対象に、非選択的な注意を向けるため、行動の抑制が生じやすいと想定される。

勢力差にともなう注意傾向の違いが生じる背景には、それぞれの立場の人間が環境による制約をどれだけ受けるかという点が想定される (Keltner et al., 2003)。一般的に、高勢力状態は、多くの資源の保有や、他者に対するコントロールの行使といった点に特徴づけられる。それらの特徴は、高勢力者が、置かれた立場や環境からの制約から開放され、自らの意志で自由な行動をとることを可能にする。たとえば、高勢力者は、社会的同調圧力などの影響を受けずに、自らの考えに従った判断を示すことができる (Galinsky et al., 2008)。そのため、高勢力者は、自らにとっての焦点目標とは無関連な情報に配慮することなく、その目標に注意を向けることができる (Guinote, 2007)。

低勢力者は、高勢力者とは逆の立場に置かれる。すなわち、低勢力者は高勢力者に比べ、周囲の人間や置かれた立場、社会の構造などの制約を、より強く受ける立場にある (Keltner et al., 2003)。低勢力者にとって、自らのアウトカムは、外的な環境要因に強く依存する傾向があり、高勢力者に比べると、罰などの望ましくない処遇の対象となる可能性も高い。そのため、低勢力者は、自らのアウトカムに関する予測性とコントロールを獲得するため、自らを取り巻く外的な環境に対して、より多くの注意を払い、警戒的な方略をとる必要がある。これらの点を示す傾向として、人々は、自らの結果が他者に強く依存する場合、決定権を持つ相手の情報に対してより長い時間注意を払い (Fiske & Dépret, 1996)、自身のふるまいは相互作用相手の感情状態に左右されやすくなる (Overbeck et al., 2010; van Kleef, De Dreu, Pietroni, & Manstead, 2006)。また、低勢力状態に置かれると、人々は、環境がはらむ脅威に対して敏感になる (Schwartz, Dodge, & Coie, 1993)。たとえば、低勢力者は高勢力者よりも、自らの意見が他者の反感を買って嫌われるのではないかと過大推定し、内なる態度の表出を控える傾向がある (Anderson & Berdahl, 2002)。さらに、一般的なリスク認知課題においても、低勢力者は高勢力者に比べ、リスクが大きい行動をとりにくい (Anderson & Galinsky, 2006; Lammers, Galinsky, et al., 2008)。低勢力者は、自ら受ける

脅威を回避するために、置かれた環境に対して多くの注意資源を割く必要があり、それは、優勢な目標への注意の集中化が阻害されることにつながる。

3.4.2. 勢力と目標関連情報への注意に関する実証知見

勢力が情報への選択的注意を規定することを示す基礎的な実験結果は、Guinote (2007b) により提出されている。彼女の一連の実験は、刺激の長さや向き、形などを判断する際に、課題の目的とは無関連な周辺情報が判断に交絡するかを検討するものであった。それらの課題を通して、高勢力をプライムされた参加者は、与えられた指示に応じて、周辺情報を参照するか無視するかを柔軟に変えることができていた。対して、低勢力をプライムされた参加者は、指示に関わらず、周辺の情報に注意を向け、判断が影響を受ける傾向にあった。

また、状況的アフォーダンスと勢力の関連性をみた Guinote (2008) の研究でも、無関連情報への注意について検討されている。「余暇活動」か「仕事」をアフォードする課題の中で、それぞれのアフォーダンスと整合的な情報と不整合な情報を提示し、参加者が注意を向ける時間を測定している。結果として、高勢力者は、文脈整合的な情報への注意時間が長く、不整合情報への注意時間が短かった。一方で、低勢力者は、整合・不整合いずれの情報も同様に処理していた。

また、Whitson らが行なった実験は、勢力が特に、目標遂行を阻害する要素への注意を抑制することを示している (Whitson et al., 2013)。たとえば、実験のひとつで参加者は、旅行や仕事に関して達成すべき目標とともに、各目標の遂行を促進する情報と阻害する情報が含まれるリストを提示された。そして、参加者に、提示された情報の再生を求めると、高勢力をプライムされた参加者は、低勢力をプライムされた参加者に比べ、目標阻害情報の記憶量が少なかった。また別の実験では、途中まで書かれているお伽話を完成させるという課題を行い、参加者の自由記述を分析している。その結果、高勢力者は、登場人物が果たすべき目標を阻害する要因に関する記述が、低勢力者よりも少ないことが報告されている。いずれの実験においても、目標遂行を促進する要素の記憶数や記述数に勢力による差は認められておらず、Whitson ら (2013) は、高勢力者が目標の達成に向けた反応をとることができるのは、目標にとって不整合な情報への注意が抑制されることに起因すると主張している。

対人知覚の観点からは、他者の状態に対してどれだけ注意を向けるかも、勢力によって規定される。興味深いことに、他者の心理を読み取ることへの意欲やその精度が、勢力にとも

ない低下するという知見と (Galinsky, Magee, Inesi, & Gruenfeld, 2006; Lammers, Gordijn, & Otten, 2008; Lammers & Stapel, 2009)、向上するという知見 (Mast, Jonas, & Hall, 2009) が混在している。しかし、近年の研究では、勢力とマインドリーディングや視点取得の関係は、個人や向社会的志向をどれだけ持っているかという点や (Côté et al., 2011)、特性的に自己焦点的と他者焦点的のいずれの志向性が強いかといった点によって調整されることが明らかになっている (Gordon & Chen, 2013)。すなわち、高勢力者は、他者配慮的な目標の顕現化に応じて、他者の心理に対しても選択的に注意を向けることができるといえる。

以上のように、基礎的な認知判断や対人知覚の領域で、勢力と注意の関連性が明らかになっている。高勢力を知覚する個人は、自らが達成すべき中心的な目標にとって無関連な情報には影響されずに反応することができる。これは、高勢力者の目標関連思考が、目標に対して高く焦点化された状態にあることを示しており、競合する他の目標は顕現化が抑えられることを意味する。対して、低勢力の個人は、目標に無関連な情報に対しても非選択的に注意を向ける傾向がある。低勢力者においては、目標への焦点化が行われなため、他の目標の顕現化を抑えられずに、目標競合状態になりやすいと考えられる。

勢力が焦点目標の顕現性を高めるという効果については、より具体的に、目標概念への認知的アクセシビリティの高まりという点からも実証知見が得られている (Slabu & Guinote, 2010)。この実験の参加者は、レストランのメニューを考えるという課題 (Study 1) や、提示される一連の画像の中でメガネに注意を向けなければいけないという課題 (Study 2) を与えられた。これらの課題の達成が各実験における優勢な目標となるが、その遂行に先立ち、単語識別課題によって目標概念の非意識的な顕現化の程度が測定された。この課題は、画面上に表示される文字列が意味を持った単語か非単語かを瞬時に識別するというものであり、単語識別に要した反応時間を検討した結果、高勢力者は、目標に関連する単語 (e.g., 「食材」に関するものや「メガネ」に関するもの) に対して、目標無関連語に比べ、速く反応していた。他方で、低勢力者では、目標関連語と無関連語の間に反応時間の差がみられなかった。さらに、焦点目標が達成された後に行なった単語識別課題では、高勢力者における目標関連語への反応の優位性が認められなかった。以上の結果から、高勢力者は、目標が喚起され、それが達成すべき目標として維持されている間は、目標へのアクセシビリティが集中的に高まった状態にあることがうかがえる。

3.5. 勢力の枠組みによる公正回復プロセスの検討へ

本章では、勢力の要因を取り上げ、それが人々の行動に及ぼす影響に関する理論的枠組みについて概観した。その中で取り上げた先行知見の数々が示したとおり、勢力感は、非常に多様な人間行動を対象に検討が為されている。本研究の目的は、同理論的枠組みにもとづいて、侵害場面の非当事者がとる公正回復行動を説明するということである。すなわち、非当事者が置かれた立場の違いが、侵害者への態度にどのような差異を生むのかに関して、勢力感の違いという要因から理解することができると考えられる。

本研究が特に着目するのは、勢力感に関する理論的枠組みの中心に、状況において優勢な目標への注意の焦点化のプロセスを想定している点である。そのような視点に立つことで、個人の公正回復行動の発現傾向についても、状況的にどのような目標が喚起されているかという側面から理論化することができる。それにより、応報的公正にもとづく制裁や、修復的公正にもとづく寛容といった、一見すると相反する志向性について、それぞれの公正回復目標の喚起の程度と、当該目標への注意の焦点化という枠組みから、統合的に理解することができると考えられる。

次章では、より具体的に、勢力の違いが個人の制裁と寛容にどのような影響を与えるかに関して、本研究の仮説を提示する。

4. 勢力感が制裁および寛容に与える影響

本研究の目的は、非当事者が不公正状況に対して示す判断や動機づけに対して、勢力の要因が果たす役割を検討することである。具体的には、非当事者が示す、応報的公正や修復的公正にもとづく公正回復の動機づけ（第2章参照）について、勢力が目標遂行傾向に与える影響の枠組み（第3章参照）を適用し、両者の関係性について実証的に検討することを目指す。以下に、本研究が検証する仮説を導く議論を行なう。

4.1. 本研究の予測

第3章で示したとおり、勢力は、個人の目標に沿った反応過程に影響を与える。個人が高勢力を知覚する状態では、喚起される目標に沿った反応がより強く表出され、低勢力状態では、そのような反応の表出が抑制される。この背後にあるプロセスとして、勢力によって目標への注意の焦点化が起こり、他の競合目標への注意が抑制されることが想定される。その結果、状況的に喚起される目標の顕現性が他の競合目標よりも相対的に高まることで、目標に沿った反応が導かれると仮定される（Guinote et al., 2012; Slabu & Guinote, 2010）。

以上の理論的仮定を適用するにあたり、本研究は、個人が示す制裁や寛容といった「反応」を、応報的あるいは修復的なプロセスに則って公正を回復しようという「目標」にもとづいて表出する反応として捉える。勢力に関する理論枠組みにもとづけば、不公正状況に対するアウトカム・コントロール、すなわち勢力の保有を高く知覚する個人は、そのようなコントロールの力を持たない個人に比べて、そのときに喚起されている公正回復の目標に沿った反応に、より強く動機づけられると考えられる。では、本研究が想定する「応報的公正」と「修復的公正」のそれぞれの公正目標が喚起された際に、勢力は人々の反応プロセスにどのような具体的影響を与えると考えられるか。その点についての理論的仮定と、仮定の妥当性を示唆する先行研究に関して、以下に順に議論を行なう。

4.1.1. 勢力が制裁に与える影響に関する予測

個人が侵害場面を知覚し、さらに謝罪などの態度宥和的な要素が示されていない場合に喚起される強力な目標が、侵害者への制裁を通して公正を回復するという、応報的公正に関する目標である。侵害状況の知覚にともなう義憤感情の生起は、侵害者への制裁を通じた公正回復の目標を喚起する。応報的な動機づけ過程は、あまり精緻な情報処理や合理的思考を

経ることなく、どちらかといえば直感に基づき自動的に生じるとされている (Carlsmith & Darley, 2008; Haidt & Kesebir, 2010)。そして、個人にその機会が与えられているような状態、すなわち「高勢力」である場合に、侵害者への制裁を積極的に行使することは、利他的制裁の研究の文脈でも明らかになっている通りである (Fehr & Fischbacher, 2004)。

その上で、本研究では、そのような公正回復目標に基づく人々の応報的反応も、勢力感の高まりに応じて促進されると予測する。すなわち、侵害状況の知覚にともない応報的公正目標が喚起されるとき、高勢力者ほど、当該の目標に対して注意を焦点化すると考えられる。その結果、応報的公正目標へのアクセシビリティの高まりが生じ、高勢力者は低勢力者に比べて、制裁に強く動機づけられると予測される (図 4-1)。

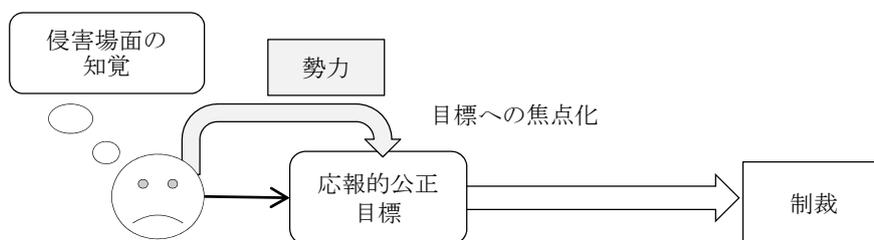


図 4-1. 勢力による目標焦点化にともなう制裁反応の促進

以上のような理論的予測について、関連領域の先行研究からは、次のような実証的示唆が得られている。

勢力と攻撃性 まず、応報的反応と勢力感との関連を示す傍証として、より広義に、攻撃行動に関する知見があげられる。侵害者への制裁は、行動としては、他者への攻撃反応として表出する。先行研究は、たとえば自我脅威状態に置かれると、高勢力者の方が他者に対して攻撃的になることを明らかにしている (Fast & Chen, 2009)。また、性的侵害や (Malamuth, 1996; Studd, 1996)、他者への攻撃的な「からかい」 (Keltner, Capps, Kring, Young, & Heerey, 2001) などの行動も、高勢力者ほど多くとる傾向がある。

勢力と制裁反応 より制裁に関連した知見として、職場場面における高勢力者は、他者に自らの意見を通す方略として、罰に頼りやすくなるという研究結果をあげることができる (Kipnis, 1972)。さらに、職場内で生じた侵害行為について Aquino らが行なった質問紙調査によれば、非が認められる侵害者に対して、その個人よりも相対的に地位が高い被害

者ほど、強く制裁を志向する (Aquino, Tripp, & Bies, 2001)。

米国の司法場面を題材とした研究では、陪審員の立場に置かれた個人に、「陪審員による法の無効化 (jury nullification)」の理念について教示した場合を検討している (Horowitz, 1985, 1988)。「法の無効化」とは、陪審員自身の公正判断にもとづき意図的に法律を無視しうることを意味し、それが認められる場合には、陪審員は法に対する強い権限を知覚すると考えられる。研究を通して、そのような理念が教示を通して後押しされ、陪審員としての強い勢力を知覚した個人は、社会的な脅威が大きいとみなされる犯罪者に対して、より厳格な罰を与えるという傾向が認められている。

そして、勢力感の違いが応報的反応を強めるかという点を直接的に検討したのは、van Prooijen らである (van Prooijen, Coffeng, & Vermeer, 2014)。彼らは、実験参加者に提示する侵害状況の侵害者の特性情報と、参加者の勢力感を操作している。その結果、侵害者の非道徳的な特性が伝えられたときに、高勢力をプライムされた参加者は、低勢力プライムを受けた参加者に比べ、侵害者への厳罰を支持するという傾向が認められた。また、同様の傾向は、勢力感の指標を職場内での役職に置き換えた場合でも確認されている。これらの結果は、侵害者のネガティブな特性情報の提示が、個人の応報的公正目標を顕現化させる手がかりとして機能し、その目標に沿った反応を勢力操作が強めたものと解釈できる。

以上の研究知見を総合し、とりわけ van Prooijen ら (2014) の実証結果を踏まえると、個人の応報的公正への目標が喚起されているときには、勢力感の高まりが、そのような目標に沿った反応である制裁を促進するといえる。

4.1.2. 勢力が寛容に与える影響に関する予測

本研究がさらに注目するのは、修復的公正の目標が喚起されたときに、勢力がどのように人々の反応を規定するかという点である。本研究では、非当事者の寛容を検討するにあたり、個人を修復的公正に向けて動機づける要因として、侵害者による謝罪の役割に焦点をあてる。本論文 1.4.2 節でみた通り、侵害者は、謝罪を通して自らの責任を認めることで、侵した道徳的規範についての再認識を表明する (Wenzel et al., 2008)。そして、それを受けた周囲の人間は、侵害者が自身と価値観を共有する存在であることを認識し、関係修復へ向けたプロセスをたどり始める。この場合、謝罪を知覚することが、個人の中での修復的公正の目標を顕現化させる象徴的な要素となることが想定される。

その上で、謝罪を知覚した個人の心理は、侵害者への否定的な態度を維持すべきか、侵害

者が謝ったのだから許すべきかという相反する判断の間で、揺れ動くことが想定される。これは、言い換えるならば、謝罪により喚起された修復的目標と、先んじて喚起されている応報的目標との間での、目標の競合状態が強まることを意味する。そのように、状況の中で志向すべき目標が複数あり、いかなる反応を示すべきかが明確でない状態は、特に低勢力者の行動抑制につながりやすいと考えられる (Hirsh et al., 2011)。低勢力者は、活性化する複数の目標のいずれにも非選択的に注意配分をする傾向があり、目標間で行動遂行が互いに阻害されてしまうためである。

以上を考え合わせると、低勢力者は、修復的公正目標を喚起する刺激（すなわち謝罪）を知覚したとしても、その過程で生じる目標競合状態を解消することができず、修復的目標に沿った寛容反応の表出が抑制されてしまうと考えられる (図 4-2)。これはつまり、侵害者が謝ったのだから許そうという目標が生まれたとしても、侵害者に報いを受けさせるという既存の応報的目標による影響を抑えることができず、結果的に寛容への意向が十分に示されないという予測である。

対して、高勢力者においては、謝罪により喚起される修復的公正目標への注意の焦点化が行われる。その結果、応報的な競合目標の顕現化が抑えられ、相対的に、寛容に向けた目標が強く顕現化することとなる。そして、侵害者に罰を与えなければならないという既存の欲求に阻害されることなく、侵害者への寛容的態度を強め、表出できると予測される (図 4-3)。

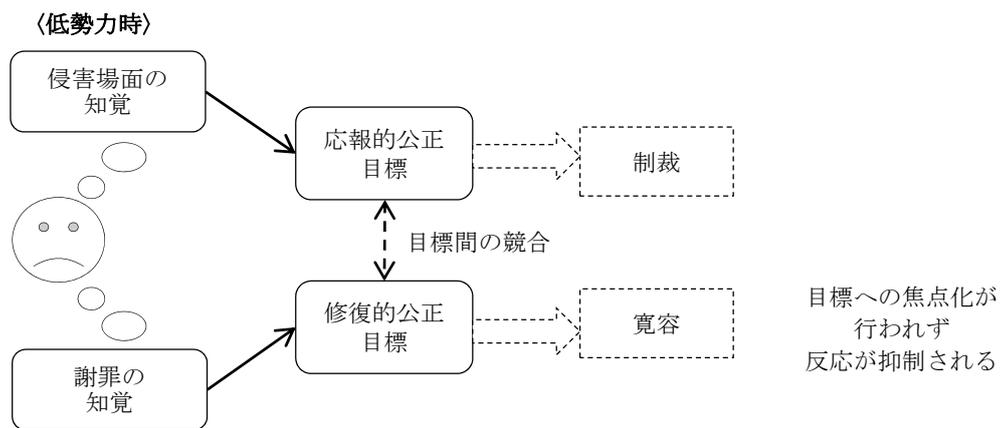


図 4-2. 低勢力状態における目標の非焦点化による寛容反応の抑制

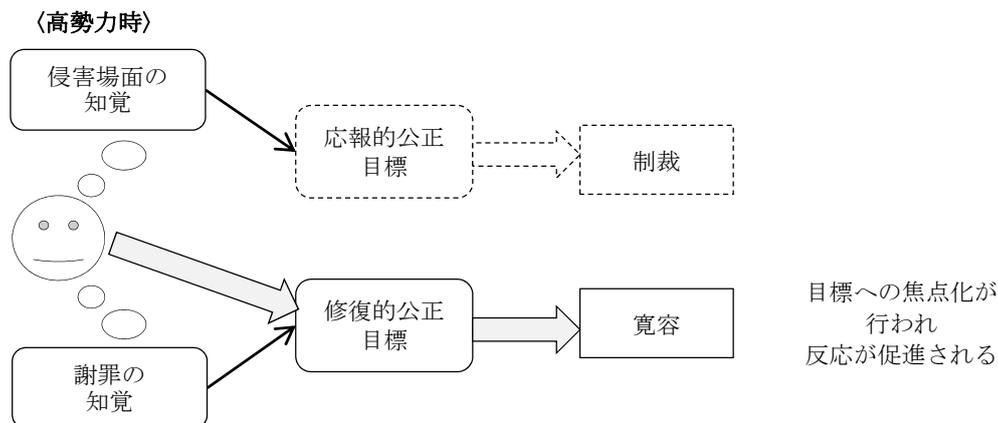


図 4-3. 高勢力状態における目標の焦点化による寛容反応の促進

以上のような仮定の妥当性について、既存の研究からどのような示唆が与えられるか。関連する先行研究の中には、寛容への特性的傾向性と勢力との関連を提起するものと、さらには、修復的な志向性が状況的に高められている個人において、勢力が寛容を促進することを示すものがある。以下に、それぞれの研究群について概観する。また、個人が状況に対しておぼえる低勢力感が、寛容反応を抑制するという側面については、集団謝罪の効果に関する研究からの示唆を見いだすことができるため、その点についても検討する。

寛容への傾向性と勢力 はじめに、勢力と寛容の関係性については、これまでに、被害者の立場に焦点づけられた研究の中で議論されているため、それらについて触れておく。侵害行為の被害者にとっては、被害経験自体が個人の勢力感を著しく脅かすものであり、自らの勢力を回復することが不公正回復のための主要な目的のひとつとなる (Shnabel & Nadler, 2008)。そのため、被害者にとって、自身が持つ勢力の有無は、寛容性を直接的に規定する要因といえる (Hampton, 1988)。Fagenson and Cooper (1987) も同様の議論を展開しており、個人が他者によって不名誉な扱いを受けても、相手よりも上位の立場に置かれることで勢力が回復する場合には制裁反応が弱まり、葛藤の拡大が抑えられることを実証している。これらの知見は、とりわけ被害者において、勢力知覚が寛容反応と結びつくことを指摘する。

では、非当事者において、勢力と寛容性との関連を想定することは妥当であるか。被害者と異なり、侵害行為は非当事者の地位や勢力に直接的な脅威を与えるものではない。それゆえに、非当事者の不公正に対する判断過程を、勢力の観点から直接的に検討した研究は少な

い。それでも、いくつかの研究は、非当事者が勢力感を高く知覚することが、侵害者へのポジティブな態度の表出につながることを示唆している。

まず、個人が不公正に遭遇したときに、状況への介入機会の有無が、侵害者に対する態度に与える影響を検討した研究として、Lincoln and Levinger (1972) による報告がある。この実験の参加者は、白人の警察官が黒人男性に暴行を加えている画像を提示された。そして、画像が人種差別に関する研究委員会から提供されたものであると教示された上で、半数の参加者には、実験の中で自身が行なう評定の結果が、画像に写っている紛争当事者に向けて情報として開示されると伝えられた。参加者が、画像内の人物について特性評定を行なったところ、問題に介入できるという教示を受けた参加者は、そうでない個人に比べて、侵害者を肯定的に評価する傾向が認められた。

また、非当事者にとっても勢力の担保が不公正への反応を規定するという実証的示唆は、集団間の地位関係と、集団間葛藤時の人々の応報判断との関連を検討した van Prooijen and Lam (2007) の研究によっても与えられる。この実験では、大学生を対象に、他大学の学生や研究者が、他の学生に対して傷害や窃盗といった侵害を行う事例を提示し、侵害者への制裁を求める程度を尋ねている。ここで、外集団侵害者の所属大学が、地位や業績の面で参加者自身の大学よりも劣っている場合には、制裁の希求程度が低下することが示されている。この結果より、直接的な被害者でなくとも、侵害者に対する勢力の高さが、宥和的な態度につながることを指摘される。

以上の二篇の実証知見は、非当事者にとって、勢力の知覚が侵害者への寛容的な態度を促すことを傍証する。しかし、Lincoln ら (1972) の研究で検討したのは侵害者への特性評定のみであり、寛容の動機づけに知見が適用できるかは、確認されていない。加えて、Lincoln ら (1972) 自身による指摘もある点として、不公正への高影響力の操作で用いられた、侵害者に評定結果が届けられるという教示が、評定対象者への配慮を参加者の中で生み、そのため侵害者評定が肯定的になったという可能性も存在する。また、van Prooijen ら (2007) の研究で操作されている地位の変数は、勢力感の知覚もともなう関連概念ではあるものの (Spears, Greenwood, de Lemus, & Sweetman, 2010)、厳密には侵害者や状況に対する影響力とは区別される (Blader & Chen, 2012)。従って、これらの知見は、非当事者における勢力感と寛容性とのつながりについて、必ずしも明確な議論を提供しない。

寛容を喚起する文脈的要因と勢力の関連 これまで挙げた一連の研究は、勢力感と、個人の一般的な寛容傾向の関連について示唆を与えるものである。一方で、本研究では、修復的

公正への目標が顕現化した個人において、高勢力状態が寛容を高めるという仮定を置く。この点を検討するためには、特性的に修復的公正が志向されやすい個人や、文脈的に同目標が喚起されやすい状況において、勢力が及ぼす効果をみる必要がある。たとえば、被害者の反応を対象としたものではあるが、以下の研究がその足がかりとなる。

Karremans and Smith (2010) の研究は、被害者を寛容に促すような文脈的要因が存在するときに、特に勢力がその傾向性を高めることを指し示す。彼らの実験の参加者は、過去に他者から侵害された経験を想起し、その相手に対しておぼえた寛容的動機の程度を評定した。その回答を分析した結果、相手との関係において自らに決定権がある、あるいは相手への影響力を強く感じるといった形で、関係上の勢力感を高く経験していた個人ほど、相手を回避する動機づけが低く、和解を志向しやすいことが示された。その上で、そのような傾向が顕著となったのは、侵害者との関係性へのコミットメントを強く認知していた個人においてであった。また Karremans ら (2010) の別の実験では、参加者に勢力感の高低をプライムし、さらに提示する仮想的侵害状況の中で関係コミットメントを操作した上で、侵害者に対する寛容の度合いを判断させている。この場合も同様に、高勢力プライミング条件の参加者は、低勢力条件の参加者に比べ、関係コミットメントが強く知覚され場合にターゲット人物への寛容性が高いという結果が得られている。

また、職場場面での被侵害経験についての調査では、手続き的公正が重んじられる職場にいる個人ほど、相手よりも相対的に高地位にいるときに、低地位の個人よりも制裁を控え、許しと和解を志向しやすいことが示されている (Aquino, Tripp, & Bies, 2006)。

Karremans ら (2010) が扱った関係コミットメントの変数と、Aquino ら (2006) における職場環境の手続き的公正の風土という変数は、いずれも、侵害者への寛容を志向させる目標を顕現化させる状況要因として機能したと考えられる。高コミットメント関係は、相手との関係性を失うことによるリスクを意識させ、相手との関係を修復して継続させるという目標を顕現化する (e.g., Burnette, McCullough, Van Tongeren, & Davis, 2012; Finkel, Rusbult, Kumashiro, & Hannon, 2002)。また、公正概念の活性化が寛容への動機づけにつながる事が明らかになっているが (Karremans & Van Lange, 2005)、公正が重視される環境においては、個人の公正への意識が顕現化しやすかったと考えられる。すなわち、双方の要因はともに、寛容への志向性を個人の中で目標として顕現化し、勢力は、その目標に焦点化された反応を促進する効果を示したといえる。

以上の知見は、主に被害者の反応を扱ったものではあるものの、本研究の仮定を強く支持

するものといえる。その上で本研究の予測は、非当事者において、謝罪にもとづき修復的公正への志向性が高まったときに、低勢力者では寛容反応の抑制が生じ、高勢力者ではその促進が認められるというものである。現在のところ、この仮説を直接的に検討した実証研究は存在せず、特に「謝罪」の効果と勢力を絡めた検討は、非当事者のみならず、被害者の判断を対象としても為されていない。一方で、本研究の予測のうち、特に低勢力者では寛容反応の抑制がみられるという点に関する妥当性を示す傍証は、次に示すように、たとえば集団謝罪の効果を検討した研究文脈から導くことができる。

集団による謝罪に関する研究知見 非当事者の反応と勢力感との関連を議論する際には、個人が判断対象への「無力感」をおぼえると想定できる研究を参照することが有用となる。我々が日常的に遭遇する不公正状況の中でも社会的インパクトの大きいものとして、集団や組織による侵害行為があるが、侵害主体が個人ではなく集団である場合は、個人は、そのような集団に対して潜在的には無力感を経験することが想定される。勢力をアウトカム・コントロールの程度と捉えるならば (Overbeck, 2010)、個人が集団に対して高い勢力の感覚をおぼえることは難しいと考えられる。なぜなら、一個人は相対的に、集団や組織のふるまいに影響を及ぼし、その行動を決定するような力を持たず、それは特に集団の外に位置する個人にとって顕著となるであろう。加えて、集団や組織による侵害が生じた際に、その集団に罰を与えることは、非常に困難なものとなる。集団による侵害の代表的なものとして、企業による不祥事があげられる。企業が不祥事を起こした場合、それは大きな波紋を生み、社会全体としてその責任の追及が行われる (井ノ上, 2009)。だが、一介の個人が企業に対して直接的な制裁を下すことや、状況の成り行きに影響をおよぼすことは難しい。集団は実体を知覚されにくく、個人にとって「蹴るべき体 (bodies to kick)」も「罵るべき心 (souls to damn)」も存在しないためである (Coffee, 1981)。たとえ組織に対して、司法手続きを通して経済的な制裁を科すことは可能であっても、その手続き自体に個人の介入の余地は少なく、直接的な勢力感覚はもたらされにくいと考えられる。

このように、相手が個人である場合に比べて集団であるときに、個人が勢力を知覚しにくいという傾向は、「人身御供 (proxy blaming)」という現象によっても示唆される (Zemba, 2006; Zemba, Young, & Morris, 2006)。企業による規範侵害に遭遇すると、個人は、組織に対してサンクションを科すことができないことを認知する。特に、企業が経済的に安定している場合など、実質的な制裁を与えることが困難である場合には、人々は非難の対象を企業そのものから、よりアクセスしやすい存在にシフトさせ、企業を象徴する個人にその矛先

を向ける。これが人身御供という現象であり、企業の不祥事が明るみにでた際に、組織の代表者が代替的に責任帰属され、世間から辞任を要求されるといった事例を説明する。人々が組織を集合体として知覚するときには、組織が受ける処遇に対してコントロールできるという認知が生じにくいことを、端的にあらわす事象であるといえる。

以上から、侵害主体が集団である場合に、個人は低勢力を知覚しやすいと仮定した上で、先行研究により、そのような集団による謝罪が、人々の寛容反応をもたらしにくいことが明らかになっている。たとえば、Philpot らが行なった研究は、国家による軍事的侵略や核実験、企業による薬害問題など複数の文脈で、その主体となる集団が責任を認め、罪悪感や補償の提示を含む誠実な謝罪を表明しても、受け手である個人が集団に向ける許しを促進する効果がみられないことを報告している (Philpot & Hornsey, 2008)。

同様に、外集団への信頼性の低さが、集団謝罪が寛容に与える効果を阻害するという議論もある (Wohl, Hornsey, & Bennett, 2011)。信頼と勢力感との関係については明らかになっていないものの、先行研究では、低勢力が悲観的な認知やリスクの過大視と関連することが報告されている (Anderson & Galinsky, 2006)。そのため、集団に対する信頼性の低さの背後には、集団に対する低勢力の知覚が存在し、それが暗黙裡に集団謝罪の無効性を生んでいく可能性はある。

これらの研究は、間接的にはあるが、個人が謝罪を知覚しても、対象に対する勢力感が低く知覚されていると、寛容的な反応が引き出されないということを示唆している。集団に対する自らの影響力が低く知覚されている状態では、謝罪を受けて修復的公正の目標が顕現化しても、その目標に沿った寛容反応が抑制されてしまうという可能性が提起される。

また、集団謝罪の効果に関する興味深い知見が、Nadler and Liviatan (2006) により提出されている。この研究では、ユダヤ系イスラエル人の学生を対象に、宗教的な対立関係にあるパレスチナ人の声明を提示し、それが対象集団への和解意向に与える効果を検討している。その際に、個人差として、参加者がパレスチナ人に対して抱いている信頼の程度として、相手にどれだけ平和的意図があると思うかと、相手がオスロ合意を遵守するかという認知を測っている。また、パレスチナ人の声明は、イスラエル人への悔悛の表明が含まれているかが操作された。実験の結果、信頼と悔悛表明の交互作用が認められ、信頼が高く知覚される場合は声明が和解意向を強めていたが、信頼が低い場合には声明が逆効果を持っていた。その考察で Nadler ら (2006) が述べている通り、この研究で興味深いのは、参加者であるユダヤ系イスラエル人は、当該紛争の中ではパレスチナ人よりも優位な集団であり、こ

の研究においては、他の集団謝罪研究と異なり、個人が集団に対して高勢力を知覚しやすかったかもしれない点である。そして、ここでの信頼は、外集団成員が自らと価値観を共有するかに関する認知であると言い換えることができる。そうであるなら、研究結果は、高勢力状態において、修復的公正に対する個人の志向性に従った反応が表出されるという、本研究の想定と整合するものと解釈できる。

以上の傍証に依拠し、本研究では、謝罪と寛容への志向性との間の関係性を、勢力が調整するというモデルについて検討を行なう。侵害場面の非当事者は、侵害者の謝罪を知覚することで、修復的公正目標が喚起されるが、この目標にもとづく寛容的な動機づけの表出は、低勢力者に比べて高勢力者において促進されると考えられる。

4.1.3. 予測に関するまとめ

本研究の仮定は、人々が喚起する公正回復目標に沿った反応の表出が、勢力により規定されるというものである。この仮定について、本研究では6つの実証研究と通して検討する。その基本的なパラダイムは、個人に侵害場面を提示し、その侵害者への態度の評定を求めた上で、個人の特性的（研究1）ないし状況的に喚起された（研究2~6）勢力感覚との関連性を分析するというものである。また、その際、公正回復目標の喚起については、侵害者が謝罪の意を示すかを参加者が想起（研究1）あるいは知覚（研究2~6）するかという点から検討する。以上の点、およびこれまでの議論を踏まえ、改めて本研究の中心的な仮説について以下に記す。

まず、個人が謝罪を認知しない状態においては、個人内の優勢な公正目標は、侵害場面の知覚により喚起された応報的目標であると考えられる。その際に、勢力は、当該目標に沿った制裁意図を促進し、侵害者への非寛容に個人を動機づけることが予測される。

全体仮説1

侵害者による謝罪を認知しない場合、低勢力者に比べ、高勢力者の方が侵害者への非寛容的な反応に動機づけられる

一方で、個人が謝罪を認知することで、修復的公正目標が喚起されると考えられる。このとき、低勢力者は、先行する応報的志向性との競合により、寛容反応が抑制される。対して、高勢力者は、喚起された修復的志向性に従い、より強く寛容に動機づけられると予測される。

すなわち、以下のような仮説が導かれる。

全体仮説 2

侵害者による謝罪を認知する場合、低勢力者に比べ、高勢力者の方が侵害者への寛容的な反応に動機づけられる

4.2. 勢力と謝罪の効果の調整要因の検討

本研究では、個人が公正回復目標に沿った反応を示すかの規定因として、勢力感を取り上げるが、そのモデルの中では、当該目標の顕現化の程度が重要な要素となる。すなわち、勢力に応じて、個人がある目標へ注意を焦点化することで、競合する他の目標の顕現性が弱まり、結果的に優勢な反応が促進されるということを仮定している。この点について、目標が個人の中でどれだけ強く顕現化しているかは、勢力以外の様々な変数によっても規定されるであろう。たとえば、特性的に修復的目標が顕現化しやすい個人においては、応報的目標との競合が生起しにくい場合などが想定される。そこで、本研究では、目標の顕現化を左右する他の要因と組み合わせ、勢力による調整効果がどのような条件下でみられるかについても明らかにする。

本研究が取り上げるのは、応報的公正と修復的公正のそれぞれに関わると想定される、3つの要因である。そのうちのひとつは、個人が特性的に寛容を志向しやすい人間か、応報的な志向性を持っているかを直接的に反映する指標となる、寛容特性の変数である（研究1で検討）。また、異なる視点から、個人の寛容性を規定する個人差要因として、人々が内在化する公正観の変数を取り上げ検討する（研究5・6）。さらに、人々の修復的公正目標の顕現化に影響を及ぼす状況的な要因として、侵害者による謝罪の誠実さの影響についても、実証的検討の俎上にあげる（研究6）。

5. 本研究の構成

表 5-1. 各研究の概要に関するまとめ

	独立変数	侵害場面	勢力の操作	謝罪の操作	主たる従属変数	サンプル属性
研究 1	勢力感 寛容特性	犯罪被害	一般勢力感 (個人差)	操作なし	制裁・寛容への 動機づけ	一般
研究 2	勢力 謝罪	企業の 不祥事	状況への 直接的勢力	あり・なしの 2水準	制裁・寛容への 動機づけ	学生
研究 3	勢力 謝罪	企業の 不祥事	勢力感の プライミング	あり・なしの 2水準	制裁・寛容への 動機づけ	学生
研究 4	勢力 謝罪	実験室内 トラブル	勢力感の プライミング	あり・なしの 2水準	非明示的な 攻撃行動	学生
研究 5	勢力 謝罪 公正信念	職場内 トラブル	状況への 直接的勢力	あり・なしの 2水準	制裁・寛容への 動機づけ 修復的公正志向	一般
研究 6	勢力 謝罪 公正信念	職場内 トラブル	状況への 直接的勢力	誠実・不誠実・ なしの 3水準	制裁・寛容への 動機づけ	学生

本論文は、6つの実証的研究により構成される（表 5-1）。そのいずれにおいても、個人が非当事者として社会的侵害場面の侵害主体に対して下す判断を取り上げ、勢力の要因がもたらす効果について検討した。

本研究では、勢力を「アウトカム・コントロール」と捉える立場に従うが（Overbeck, 2010）、実証的検討に落とし込むにあたって、操作的には複数の定義を採用した。研究 2、研究 5、研究 6 では、人々が不公正に対して知覚する直接的な影響力を実験的に操作した。研究 1、研究 3、研究 4 では、不公正とは無関連の文脈で個人が知覚する勢力感が、間接的に不公正状況への判断に及ぼす影響を検討した。そのうち、研究 1 は、個人が他者との日常的関係性の中で経験する勢力関係についての主観的評価を取り上げ、勢力感の個人差の観点からモデルを検討した。研究 3 と 4 では、勢力感のプライミングを行い、不公正について判断する際のマインドセットを操作した。

また、本研究における従属変数として、人々が侵害者への制裁や寛容にどれだけ動機づけられるかを検討した。これらはともに、応報的公正および修復的公正の目標が喚起された際に、各目標にもとづいて個人が表出する「行動的反応」に対応するものとして、概念的に位置づけられる。この点に関して、6つの研究のうち5つ（研究1, 2, 3, 5, 6）では、実験参加者に、当該の侵害者に対する制裁や寛容の動機づけの程度を自己報告の評定にて求めており、各変数を「制裁動機」と「寛容動機」とラベル付けした。一方、研究4では、侵害者への攻撃反応の程度を行動指標として測定しており、動機づけとしてのみではなく、実際の行動として、制裁や寛容が示されるかを検討した。

以下に、より具体的に、各研究のポイントと、使用変数の操作的定義についてまとめる。

研究1（特性的な勢力感の寛容性—犯罪被害場面を用いた検討—）

研究1は、犯罪被害場面を題材とした調査研究であり、勢力感については、人々が日常的に経験する個人差としての勢力感の側面から検討した。加えて、研究1では個人の寛容性の個人差を取り上げ、それが犯罪加害者への態度に及ぼす影響が、勢力感によって調整されるかを確認した。なお、この研究では加害者への制裁動機のほかに、加害者が反省を示したという想定の上でどれだけ許しへの意向が生じるかを問い、寛容的な動機づけに対する勢力感と寛容特性の効果についても検討を行なった。

研究2： 侵害状況への勢力知覚と寛容性—企業による謝罪にもとづく検討—

この研究では、勢力と謝罪を実験的に操作し、不祥事企業に対する人々の判断への影響を検討した。実験参加者は、架空ではなく現実に行なわれた企業問題について判断を行なうという認識のもとで、不祥事企業に対する実際的な影響力を有しているか、そのような影響力が与えられていないかという点を操作された。

研究3： 勢力プライミングと寛容性（1）—企業による謝罪にもとづく検討—

研究2に引き続き、研究3も企業不祥事の事例を題材として、企業による謝罪の効果について検討した。この研究では勢力感プライミングの手続きを採用し、企業問題への判断とは無関連の課題における役割の教示を通して、参加者の高勢力感あるいは低勢力感を導出した。

研究 4： 勢力プライミングと寛容性（2）－対人的謝罪と攻撃行動にもとづく検討－

実験室場面で、他の実験参加者が非協力的にふるまうという様子を提示することで、人々が現実的な侵害状況に対してどのような反応を示すかを検討した。この実験では、研究 3 とは異なる勢力感プライミングの手続きとして、経験想起パラダイムを採用し、侵害者による謝罪の有無とともに操作した。そして、研究 4 の特色として、参加者が侵害者に向ける態度を、非明示的な攻撃反応の行動指標により測定した。具体的には、侵害者が口にする食品の中に、不快な調味料を参加者が混入させる量を測り、攻撃反応の指標として分析した。

研究 5： 勢力と寛容の関係の調整因の検討（1）－公正世界信念－

研究 5 は、勢力と謝罪が寛容動機に与える影響を、人々の公正観が調整するかを検討した。具体的には、人々の寛容性との相関が認められている個人的次元の公正世界信念を測定し、分析に加えた。また、扱う対人間の侵害状況として仮想的な職場場面でのトラブルにフォーカスした。その中で、勢力感は、会社の制度を通して第三者として問題に介入する機会がどれだけ与えられるかという点で操作した。また、研究 5 では、従属変数として、侵害者への制裁と寛容の動機づけのみでなく、当事者間の対話や関係修復といった修復的公正にもとづく葛藤解決への志向性も検討対象とした。

研究 6： 勢力と寛容の関係の調整因の検討（1）－公正世界信念と謝罪誠実さ－

職場内トラブルを題材に、公正世界信念の影響を交えて検討するという研究 5 の基本的枠組みを踏襲しながら、謝罪の誠実さを追加的に操作することで、勢力の影響がみられる条件について発展的な検討を行なった。

6. 研究 1 :

特性的な勢力感と寛容性

— 犯罪被害場面を用いた検討 —

6.1. 目的

研究 1 では、社会的侵害場面の侵害者に対して示される制裁や寛容といった反応の表出が、判断者の勢力感によって左右されるかという問いについて、調査的な検証を行なった。本研究の理論的仮定に従うならば、勢力感は、個人の制裁や寛容を一様に強める、あるいは低減するという効果を示すのではなく、個人の中で喚起される優勢な目標に沿った反応を促進するという働きを持つことが想定される。すなわち、高勢力感は、応報的公正の目標が強く喚起される個人においては制裁反応を強め、修復的公正目標が強く喚起される個人においては寛容反応を強めると考えられる。このような、喚起される目標と勢力感との関係性について確認するため、本研究では、個人の応報的・修復的公正への特性的な志向性を要因として組み込み、検討を行なった。

より具体的には、人々の寛容性の個人差に着目し検討した。加藤・谷口 (2009) は、寛容性を、「恨み」と「寛容さ」の二次元から捉えている。「恨み」次元は、自身をおとしめた他者に対して仕返しを求める程度や、憎しみを抱く程度に関する個人的傾向性を反映し、個人が、侵害者に対して応報的な反応を恒常的に示しやすい程度を指す。「寛容さ」の次元は、謝ってくる相手を許せるか、あるいは怒りを乗り越えて相手への理解を示せるか、といった要素を中心とし、修復的公正への個人的志向をまさしく反映する特性であるといえる。

以上の枠組みにもとづけば、社会的侵害場面を人々が知覚すると、まず侵害者に対する応報的公正の目標が喚起されると考えられるが、同目標は、恨み特性が強い個人ほど強く喚起されるであろう。逆に、特性的な寛容さ次元が高い個人ほど、応報的目標の喚起は弱いと考えられる。そして、勢力感は、喚起された目標に個人の注意を焦点化させるため、恨み特性が高い、ないしは寛容さが低い個人を、より強く制裁に動機づけると予測される。

一方で、寛容判断に関しては逆のパターンが予測される。本研究では、寛容動機を測定するにあたり、侵害者が反省を示した場合を想定した際にどの程度許そうと思うかを尋ねた。侵害者による宥和的な釈明を想像することは修復的公正目標の喚起につながるといえるが、

当該目標は、特性的な寛容さが高い個人において、より強く喚起されると考えられる。そして、高勢力感目標に沿った反応を促進する効果を持つことから、寛容さ特性の高い個人を、より寛容に動機づけると予測される。対して、恨み特性が高い個人ほど、修復的公正目標の顕現化が弱いと、勢力による寛容反応の促進も認められにくいと考えられる。

なお本研究では、勢力感に関しても、個人特性の側面から検討した。勢力感とは、個人が置かれた立場や与えられる権限に従って状況的に規定されるだけでなく、他者への自己の影響力を日常的な対人関係の中でどれだけ知覚しやすいかに応じて、恒常的な特性としても人々に備わっていることが知られている (Anderson & Galinsky, 2006)。そして、特性的勢力感とは、状況的に喚起された勢力感と共通の効果を導くことが、複数の研究で確認されている (e.g., Anderson & Galinsky, 2006; Karremans & Smith, 2010; Lammers & Stapel, 2009)。本研究では、特性的な勢力感と寛容性を併せて測定した上で、調査対象者には架空の犯罪被害場面を提示し、その加害者に向けられる制裁と寛容の動機づけを分析対象とした。具体的には、以下の仮説について検証した。

仮説 1-1：寛容特性の「恨み」傾向が高く、また「寛容さ」傾向が低い個人ほど、犯罪加害者への制裁に動機づけられるが、この傾向は、勢力感が高いほど強く認められる。

仮説 1-2：寛容特性の「恨み」傾向が低く、また「寛容さ」傾向が高い個人ほど、犯罪加害者への寛容に動機づけられるが、この傾向は、勢力感が高いほど強く認められる。

6.2. 方法

6.2.1. 調査対象者および手続き

民間のインターネット調査会社に委託し、その登録サンプル 200 名がウェブ上の調査に参加した。内訳は男性 103 名、女性 97 名であり、平均年齢は 44.36 歳であった。調査対象者は、ウェブ上に設置されたアンケートページから調査に回答した。回答者には、調査会社により定められる額のポイントが報酬として与えられた。

6.2.2. 独立変数の測定

独立変数として測定した特性尺度の項目を、表 6-1 にまとめた。質問項目には、「(1) そ

う思わない」から「(5) そう思う」までの5件法で回答を求めた。

勢力感 Anderson and Galinsky (2006) の一般勢力感尺度 (Generalized Sense of Power Scale) を、日本語訳し使用した。邦訳版の作成にあたってはバックトランスレーション法を用い、いちど和訳した項目を別のバイリンガルの研究者が再英訳し、オリジナルの項目と内容が一致するか確認した。採用された8項目の内的整合性を確認した上で($\alpha = .84$)、加算平均をもとに得点化した。

表 6-1. 研究1で使用した特性尺度の項目

一般勢力感尺度
1. 私は、他の人に自分の言うことを聞いてもらえる
2. 私の要望は、あまり重要視されない*
3. 他の人に私の望みどおりに動いてもらえる
4. 私が意見をしても、ほとんど力を持たない*
5. 私は強い影響力を持っていると感じる
6. 私の考えや主張はたびたび無視される*
7. やろうとしても、ものごとは私の思いどおりにはならない*
8. 私が望めば、ものごとは自分に決めさせてもらえる

許し尺度
寛容さ特性
1. 私には、心の底から、人を許すことができると思う
2. 私をおとしめた人への怒りを、忘れることができる
3. 私に罪を負わせた人を、認めることができる
4. 気分がよければ、平気で人を許すことができる
5. 相手が許しを請えば、許してあげる
6. 相手が謝れば、許してあげる
7. 時間がたてば、私をバカにした人のことを理解できると思う
8. 私を悪者にした人にも、良いことがあればいいと思う
9. 私を傷つけた人でも、やがて、いい人だと思えるようになる
10. 侮辱されても、やがて遠い過去のことだと思えることができる
恨み特性
1. 私をおとしめた人のことを考えると、憎しみがわいてくる
2. 傷つけられたことを思い出すと、仕返しをしたくなる
3. 相手が間違っているという、気持ちがおさまらない
4. 私をバカにした人は、将来、その報いを受けると思う
5. 私をおとしめた人に仕返しをすることを考える
6. 害がなくなっても、私は許すことができない
7. 私をさげすんだ人は許しがたい
8. 私をおとしめた人を許すことはできない
9. 私を傷つけた人は、ひどい目にあわせてやる
10. 私を侮辱したら、その人のことをひどく思い続ける
11. 子供のころに、私を傷つけた人は許せない
12. 私の大事な物を傷つけた人は許せない

注. アスタリスク (*) は逆転項目を表す。

寛容特性 加藤・谷口（2009）の作成した許し尺度を使用した。一般的な他者への寛容さを測る 10 項目 ($\alpha = .87$) と、他者への恨みを感じる程度を測る 12 項目 ($\alpha = .92$) により構成された。

6.2.3. 侵害場面の提示

白岩・宮本・唐沢（2012）で使われた刺激を参考に、犯罪被害場面を描写した以下のシナリオを提示した。

仕事ひとすじの、ある IT（情報技術企業）社長（女性・30 代）が、深夜、帰宅するために住宅街を歩いていた。治安のよいことで知られる、静かで落ち着いた街であった。そこに、後ろから一台の乗用車が近づき、助手席にいる男が彼女を呼び止め、駅までの道順をたずねた。彼女が立ち止まり、窓に顔を向けたその瞬間、後部座席に隠れていた別の男にいきなり頭部を殴られ、意識を失いかけたところを車内に引き込まれた。発進した車内で、ナイフをかざした男から金目のものを差し出すよう命令され、女性はふるえる手で財布と腕時計を差し出した。重ねて銀行カードの暗証番号を聞かれた女性は、正直に答えながら、やや落ち着きを取り戻して逃げるスキをうかがっていた。しかし、男達から顔面をめった打ちにされ、裏通りに放り出された。その 30 分後に女性は発見されて病院に緊急搬送され、一時、意識不明の重体となった。彼女は一命をとりとめたが、後遺症が残ると診断された。

6.2.4. 従属変数の測定

いずれの指標に対しても、回答者は、「全くそう思わない(1)」から「とてもそう思う(9)」までの 9 件法で回答した。

制裁動機 事件の加害者に対する応報的な動機づけの程度を、「加害者たちに、罰を与えたいと思いますか」、「加害者たちには、その行為に見合った報いを受けてほしいと思いますか」、「加害者たちに、責任をとらせたいですか」、「加害者たちが傷つき、惨めになる様をみたいと感じますか」という 4 項目により測定した ($\alpha = .85$)。

寛容動機 寛容動機の指標として、「加害者たちが反省の態度を示した際には、許そうと思いますか」という項目への回答を求めた。

6.3. 結果

6.3.1. 記述統計と相関

研究に使用した各変数の記述統計量と相関関係を表 6-2 に示した。なお、単相関のレベルでは、一般勢力感は寛容さ特性と正相関し、恨み特性とは負の相関を示した。すなわち、勢力感を高く経験する個人は、他者との葛藤状況で全般的に高い寛容を示す傾向があるということが見受けられる。

表 6-2. 変数の平均値、標準偏差、および相関関係 (研究 1)

	<i>M</i>	<i>SD</i>	<i>r</i>			
			1	2	3	4
1 一般勢力感	3.88	.59	—			
2 寛容さ特性	2.76	.63	.22**	—		
3 恨み特性	3.19	.71	-.19**	-.54**	—	
4 制裁動機	7.49	1.59	.06	-.15*	.19**	—
5 寛容動機	3.75	2.07	.19**	.38**	-.15*	-.26**

注. * $p < .05$. ** $p < .01$.

6.3.2. 制裁動機

犯罪加害者への応報的な動機づけを、一般勢力感と特性的な寛容さ、および両者の交互作用によって予測する重回帰分析を行なった (Adjusted $R^2 = .04$)。その結果、寛容さ特性の主効果に加えて ($b = -.50$, $\beta = -.19$, $p < .01$)、勢力感と寛容さの交互作用が有意となった ($b = -.48$, $\beta = -.18$, $p < .03$)。重回帰式をもとに、各変数の $\pm 1SD$ の予測値を図 6-1 にプロットした。単純傾斜検定を行なったところ、寛容さは、勢力感が低い個人において制裁動機と関連せず ($b = -.21$, $\beta = -.08$, $p > .30$)、勢力感が高いほど制裁動機をマイナスに予測する傾向があった ($b = -.78$, $\beta = -.31$, $p < .01$)。また、寛容さの低群において、勢力感が高いほど制裁動機が強くと ($b = .33$, $\beta = -.12$, $p < .10$)、寛容さが高まるほど、勢力感による差がみられなくなることがわかった ($b = -.27$, $\beta = -.10$, $p > .38$)。

次に、寛容さ特性に代えて恨み特性を投入し、制裁動機を予測する重回帰モデルを検討した (Adjusted $R^2 = .05$; 図 6-2)。その結果、恨み特性の主効果と ($b = .50$, $\beta = .22$, $p < .01$)、

恨み特性と一般勢力感の交互作用効果が認められた ($b = .39, \beta = .14, p < .07$)。単純傾斜検定の結果、恨み特性は制裁動機を、勢力感の低群に比べ ($b = .28, \beta = .12, p > .15$)、高群においてより強く予測した ($b = .73, \beta = .33, p < .01$)。また、恨み特性が低い個人においては勢力感による差が認められず ($b = -.16, \beta = -.06, p > .60$)、恨み特性が高い個人においては、勢力感が高いほどより強い制裁動機が示されるという傾向が得られた ($b = .39, \beta = .14, p < .06$)。

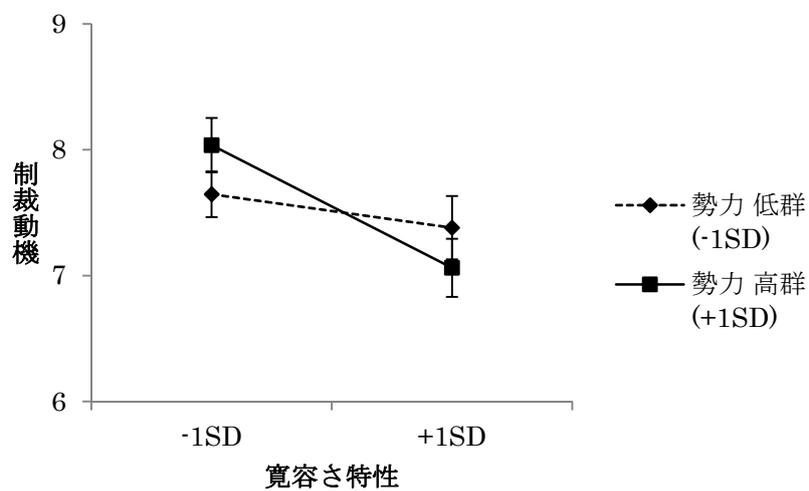


図 6-1. 一般勢力と寛容さ特性が制裁動機に与える影響 (研究 1)

注. エラーバーは標準誤差をあらわす.

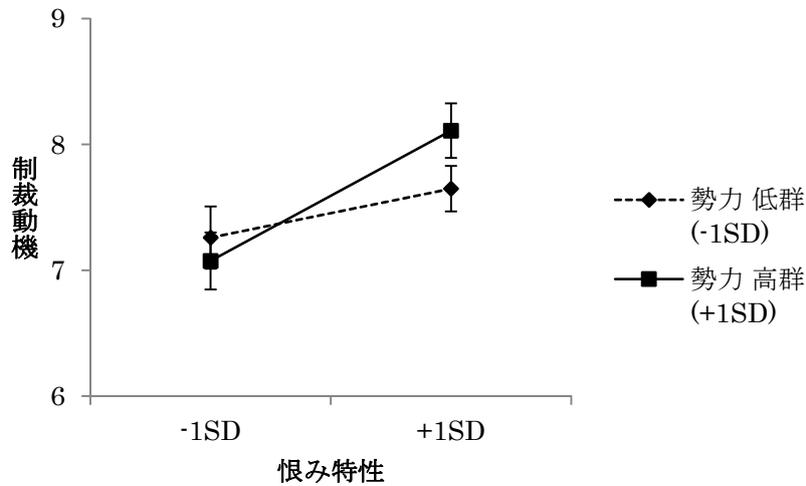


図 6-2. 一般勢力と恨み特性が制裁動機に与える影響 (研究 1)

注. エラーバーは標準誤差をあらわす.

6.3.3. 寛容動機

一般勢力感と寛容さ特性、そして両者の交互作用から、寛容動機を予測する重回帰分析を行なったところ (Adjusted $R^2 = .14$)、寛容特性 ($b = 1.20$, $\beta = .36$, $p < .001$) と一般勢力感 ($b = .49$, $\beta = .14$, $p < .08$) がそれぞれ寛容判断を直接的に高める効果を示したが、交互作用は有意でなかった ($b = .18$, $\beta = .05$, $p > .49$)。

また、恨み特性を独立変数に投入した同様の分析の結果 (Adjusted $R^2 = .04$)、やはり勢力感との交互作用は認められず ($b = -.24$, $\beta = -.07$, $p > .37$)、恨み特性 ($b = -.39$, $\beta = -.13$, $p < .07$) と一般勢力感 ($b = .69$, $\beta = .20$, $p < .02$) の主効果がそれぞれ認められた。

以上より、寛容動機については、特性的な寛容性・非寛容性の効果とは独立に、勢力感が高い個人ほど加害者への寛容的判断を示しやすいという傾向がみられた。

6.4. 考察

本研究の結果から、個人が日常的に経験する勢力感の高さが、犯罪加害者に対する態度を規定することが確認された。他者が巻き込まれている不公正場面について、非当事者として判断を行なう場合に、本人が持っている勢力感が影響を与えるという点を実証する、基礎的な知見が得られたといえる。

まず、本研究で確認されたのは、犯罪加害者に対する人々の制裁動機、すなわち応報的な態度と、個人の既存の寛容特性との関係性を、勢力が調整するという効果である。これは、仮説 1-1 を支持する結果である。具体的に、特性的に他者を許しにくく、恨みを募らせやすい個人ほど、加害者への制裁を志向しやすかったが、そのような関係性は、特性的な勢力感が強い個人において顕著であった。対照的に、勢力感が低い個人では、特性的な寛容性が制裁判断を予測しにくいという傾向が認められた。これは、日常的に他者との関係修復を志向しにくい個人は、不公正に対しても応報的な方略をとりやすく、高勢力者ほど、そのような目標に応じた反応が表出されたと解釈される。先行研究では、侵害者の非道徳性が文脈情報として明示される場合など、応報的目標が状況要因によって喚起されたときに、勢力感の高まりによる応報判断の促進がみられることを示しているが (van Prooijen et al., 2014)、本研究の知見は、判断者の個人特性によっても同様の傾向が導かれることを明らかにした。

対して、仮説 1-2 は支持されず、加害者への許しが生じる可能性があるかを尋ねた寛容動機は、一般勢力感の高さにより予測されたものの、これは個人の特性的な寛容性には調整されてはいなかった。単相関のレベルで、勢力感は寛容特性と正相関を示しており、その傾向が、そのまま加害者に向けられる状況的な寛容判断にも反映されたと考えられる。では、なぜ制裁動機の場合と異なり、個人の特性的な寛容傾向に従った反応傾向が勢力によって強められるというパターンがみられなかったのか。この点については、今回の研究に用いた寛容動機の測定項目に、構造的な原因を見いだすことができる。本研究では、寛容動機の測定にあたり、すべての参加者に、「加害者たちが反省の態度を示した」という想定のもとでの許しの意向を予想し、回答してもらった。加害者による反省の表明は、それ自体が、個人の修復的公正の目標を喚起する状況的な手がかりであり、それを想定させることで、当該の質問項目は個人特性による効果を越えて、同目標をおしなべて顕現化していたと考えられる。そのような見方のもとでは、本研究の結果は、修復的公正目標が顕現化している状態のときには、勢力感はその発現を促進するという本研究の予測と整合性があるといえる。以上の点については、続く研究 2 以降で、状況的な手がかり（謝罪）の有無を直接的に操作することでさらなる明確化を目指した。

また、研究 1 は相関研究であり、勢力感と寛容判断傾向との間の因果関係を特定することができないという方法論上の制約から、知見の解釈にあたっては一定程度の限界が存在する。たとえば、一般勢力感とは、他者に対して自己が持っている影響力の認知を測る尺度であるが、他者に自分の想定通りに動いてもらえるという、他者に対する「信頼」の知覚

も介在すると想定される。実際に、高勢力者と信頼の関連性について示唆する研究もある (Anderson & Galinsky, 2006)。他方で、他者への信頼が高い個人は、寛容性も高いことが想定できる (Rempel, Ross, & Holmes, 2001)。以上を考え合わせると、勢力感と寛容性の間の関係性も、他者への信頼性という第三の変数の影響によって説明されるかもしれない。本研究では、勢力感が寛容への志向性を高めるという因果関係を想定しているが、そのようなメカニズムを明らかにするためには、勢力感の実験的な操作による検討が求められる。以上の課題を克服するため、続く研究 2 では、非当事者の勢力と、侵害者が示す積明を、それぞれ実験的に操作した上で検討した。

7. 研究 2 :

侵害状況への勢力知覚と寛容性

—企業による謝罪にもとづく検討—

7.1. 目的

研究 2 では、個人の勢力感を実験的に高めることが、制裁と寛容の促進につながるかを確認することを目的とした。特に、勢力感の高まりが、個人内で喚起される目標の違いによって、制裁と寛容のいずれの反応も強めうることを検討した。そのため、本研究では、判断者の中で優勢的に喚起されている目標が応報的なものであるか修復的なものであるかを分ける状況的な手がかりとして、侵害者が示す謝罪の有無を実験的に操作した。本研究の予測として、謝罪という状況的な手がかりに応じた反応の変化は、低勢力者に比べて高勢力者において、より顕著にみられると考える。侵害者による謝罪が示されない場合には、判断者の中で喚起される目標は応報的公正の達成であり、それにともない、勢力感是非寛容的な反応の表出を促進することが想定される。一方で、侵害者の謝罪を知覚することで、修復的な公正回復も個人内で目標として喚起される。その場合には、勢力感の高まりは寛容的な反応につながると想定される。

以上の理論的仮定について検討するため、本研究では、題材として企業不祥事の事例を用い、企業組織による謝罪に対する人々の反応を検討した。なお、本研究が、個人ではなく集団による謝罪行為に着目した理由のひとつは、社会の中で、人々が非当事者として遭遇し、謝罪が為される場面を目にする機会の代表例が、企業不祥事であるためである。大規模な企業による不祥事は、社会に与えるインパクトも大きく、その内容に関する情報がマスメディアを通して一般の市民に伝達される。その過程で、事例を象徴する題材として、企業の釈明会見の様子も映像として繰り返し流され、衆目の触れるものとなる。一般視聴者は、映しだされる謝罪から、企業の誠意のほどや体質について様々に考えをめぐらせる。そのように、不公正事例の第三者として為される自発的な推論を検討するにあたり、個人が身近に感じることのできる題材として、企業などの集団による謝罪は有用であると考えられる。

本論文の問題部分（4.2.1 節）で議論した通り、一般的に個人は集団や組織などの集合体と比べて、潜在的に低勢力の立場に置かれることが想定される（Coffee, 1981; Zemba,

2006)。そのため、集団や組織による不公正に遭遇した人々は、たとえ集団が謝罪を示していても、それによって顕現化する修復的公正の目標に焦点化された反応、すなわち寛容が生じにくいと考えられる。事実、企業を含めて、集団による謝罪が対人間の謝罪に比べて、その集団への寛容につながらないという研究知見がある (Philpot & Hornsey, 2008)。本研究では、個人が企業問題に対して知覚するコントロールの感覚を強め、高勢力状態に置かれることにより、集団謝罪にともなう寛容が反応として促進されるという可能性について検討した。

以下が、本研究で検討した具体的な仮説である。

仮説 2-1：不祥事企業による謝罪が示されない場合、低勢力者に比べ、高勢力者の方が企業への非寛容を示す。

仮説 2-2：不祥事企業による謝罪が示される場合、低勢力者に比べ、高勢力者の方が企業への寛容を示す。

実験参加者には、研究が、企業組織への倫理規定を策定するための調査であり、実在する企業不祥事の事例について回答を求めるという、偽の教示を行なった。その手続きの中で、調査への回答結果がどのように扱われるかという教示内容を変更することで、企業に対して知覚される勢力の程度を操作した。具体的に、高勢力条件では、調査への回答を通して企業への効力のある意見を発信することができるとフレームされ、低勢力条件では、そのような権限が与えられないと伝えられた。なお、データの扱われ方に関する教示を操作するという手続きは、参加者の勢力以外の心的経験に影響する可能性が指摘される。たとえば、高勢力条件の教示を提示された個人は、企業問題に対して回答するにあたっての権利や責任感を強く経験するかもしれない。その場合、勢力感ではなく権利感覚が、参加者のより自由な態度表明を促進する可能性がある (e.g., Miller, Effron, & Zak, 2010)。この点を確認するため、本実験では、研究に参加するにあたっての参加者の権利感覚や責任感も測定した。

そして、この実験では、企業謝罪の有無を操作するため、半数の参加者には、企業が謝罪を行なう描写を提示し、もう半数の参加者には、企業が謝罪を行わない段階での描写を提示した。この操作に付随して、企業の対応の妥当性の知覚を測定した。Philpot ら (2008) によれば、集団謝罪が人々の寛容の度合いに影響していない場合でも、集団謝罪そのものへの妥当性の知覚や満足感は示されるという。そのような知見にもとづくならば、本実験の参加

者も、提示される謝罪へは、勢力によらず肯定的に評価する一方で、寛容の動機づけにおいては、高勢力条件でのみ促進が認められると考えられる。

7.2. 方法

7.2.1. 実験参加者

複数の大学の学部生と大学院生 149 名が実験に参加した。内訳は男性 94 名、女性 55 名であり、平均年齢は 21.22 歳であった。データの大部分は、心理学や言語学の概論講義において、実験用質問紙を配布することで集められた。その他、データの一部については、複数の学生に実験協力してもらい、知人への質問紙の配布と回収を依頼した。

参加者は、2（低勢力／高勢力）×2（謝罪なし／謝罪あり）の条件から成る 4 種類の質問紙のうち、いずれか一種類に回答した。

7.2.2. カバーストーリー

質問紙の表紙上には、この調査が「東京大学文学部 社会心理学研究室」と「財団法人 日本産業連合会 企業倫理委員会」の共同調査であるという見出しが記載された。企業倫理委員会とは、本実験のために考案した、架空の団体である。

質問紙のうち、はじめの 2 ページで、カバーストーリーの信憑性を高めるため、企業問題や企業の社会的責任に関する一般的な質問群に参加者は回答した。

7.2.3. 勢力の操作

質問紙の中程の、「調査結果使用目的に関する同意」という見出しがつけられたページにおいて、回答者には、自らの回答内容が研究プロジェクト内でどのように扱われるかに関する説明が与えられた。はじめに、企業倫理委員会に関する基本的な説明として、それが企業や各種研究機関から成り、企業の倫理や社会的責任などの問題に取り組む組織であることが伝えられた。そして、すべての実験条件で共通して、調査で得られたデータが東京大学の社会心理学研究室を通して同委員会に譲渡されるということが説明された。その上で、企業倫理委員会にデータが譲渡された後での扱われ方に関して、勢力条件による違いが設けられた。

高勢力条件における教示は、調査への回答が、企業に対する実効的な影響力につながるという認識を、参加者に与える文面とした。具体的には、以下のような文章を、高勢力条件の参加者は目にした。

調査で集計された結果は、以下の通り使用されることが予定されております。企業倫理委員会に譲渡された後、2012年3月に行われる産業紛争審査会において、『企業倫理に対する一般人の反応モデルの報告』として発表されます。日本産業連合会において諮問の上、賛同企業に対して報告され、各企業の倫理方針および倫理規定内容の改善に使用されます。以上の手続きを通し、みなさまの回答内容は企業に公表され、企業の動向に直接的な影響力を持つものである点を、ご了承ください。

そして、上記の説明の教示内容を強調するため、データが、(1)「企業倫理委員会」に譲渡されること、および(2)企業の倫理規定の策定に使用されることを、それぞれ理解したかを尋ねる項目を設け、各項目について了承時には所定のチェックボックスにマークするよう求めた。

対して、低勢力条件における教示では、調査への参加が企業に対する影響力を持たないという点が伝えられた。その際に、企業への影響力に関わる部分以外では、高勢力条件の教示との統制がとられるように配慮した。そのため、低勢力条件においても、調査結果が公表されるとしながら、それが企業への影響ある形ではなく、学術目的であるという形をとった。具体的な文面は、以下のとおりである。

調査で集計された結果は、以下の通り使用されることが予定されております。企業倫理委員会に譲渡された後、委員会の内部資料として、参照・検討の対象となります。企業倫理委員会に譲渡された後、社会心理学研究室と合同で、2012年11月に開催される日本社会心理学会第53回大会（於：つくば国際会議場）において、『企業倫理に対する一般人の反応モデルの報告』として発表されます。あくまでも学術研究目的であるため、みなさまの回答内容は企業に公表されず、企業の動向に直接的な影響力を持つものではない点を、ご了承下さい。

高勢力条件と同様に、低勢力条件の参加者には、データが、(1)「企業倫理委員会」に譲渡され、(2)学術目的のみに使用される、という点を理解したかを確認し、所定欄にチェ

ックするよう求めた。

なお、高勢力条件の 9 名と、低勢力条件の 5 名の参加者は、チェックを求められた確認項目のうち、少なくともひとつにマークをしていなかった。これらの 14 名の参加者は、分析からは除外した。

7.2.4. 企業不祥事および釈明の提示

参加者には、企業不祥事の事例を、インターネット上のニュース記事を模した様式で提示した(図 7-1)。事例は、ある電機メーカー(「ブレトン電機」)の発売したドライヤー製品から発火し、使用者である女子大学生が顔にやけどを負ったというものであった。警察が、ブレトン電機について業務上過失傷害罪の疑いで捜査しているという内容の記事に続いて、企業による釈明会見の様子を記述した記事が提示された。謝罪あり条件では、企業が発した声明は、製品の製造・保管体制や、輸送段階において問題があった点を認め、再発防止に努めることを述べた上で謝罪を行なうというものであった(図 7-2)。謝罪なし条件では、問題の原因を調査中の段階として、企業側からは現時点で伝えられることがないと述べるにとどまるという会見内容であった(図 7-3)。

この段階で、高勢力条件では、不祥事にかかわる企業に対する勢力を高く知覚してもらうため、「上記の企業(ブレトン電機)に対して、今回の調査結果に基づく倫理規定内容を適用するよう、企業倫理委員会を通して働きかけられる予定です」という脚注が付記された。

<p>ドライヤーが発火 女子大生が怪我</p> <p>毎日新聞 9月12日(月) 17時43分配信</p> <p>12日午前7時40分ごろ、愛知県瀬戸市水南町で、「ドライヤーが突然発火し、顔にやけどを負った」と、女子大学生(20)から119番通報があった。瀬戸署によると、ドライヤーは購入後2週間しか経っておらず、女子大生の使用方法にも特に誤った点はなかったという。</p>
<p>ドライヤー発火事件 大阪府警が捜査に</p> <p>毎日新聞 9月27日(火) 21時30分配信</p> <p>購入後間もないブレトン電機(本社・大阪府吹田市)製のドライヤーが発火し、愛知県瀬戸市の女子大学生(20)が頭や顔などに全治一ヶ月の大やけどを負った事件で、大阪府警は26日、業務上過失傷害の疑いで捜査に乗り出した。</p> <p>府警によると、出火の原因は電源部分の接触不良により、過熱防止用ファンが停止したことであるという。</p> <p>府警が複数の関係者らから任意で事情聴取を行ったところ、ブレトン電機での製造過程や在庫の管理体制に、不審な点がみられることが明らかになった。また、発火したドライヤーの運送を請け負っていた鶴川運送(本社・大阪府豊中市)による輸送段階において、ドライヤーに強い衝撃が与えられた可能性があることもわかった。府警はこれらの証言をもとに、接触不良を起こした詳しい原因を調査している。</p>

図 7-1. 企業不祥事事例に関する提示刺激 (研究 2)

ブレトン電機 発表声明

毎日新聞 10月5日(水) 19時27分配信

ブレトン電機(本社・大阪府吹田市)製のドライバーが突然発火し、女性(20)が大怪我をした事件に関し、ブレトン電機が、本日開かれた会見で発表した声明は以下の通り。

「この度、我が社の製品で女性が大怪我を負った事件に関しましては、誠に遺憾にたえない思いでございます。製品の輸送をお願いしていた鶴川運送において、商品の不適切な取り扱いがあったことが明らかになりましたが、我が社もその輸送状況を十分に把握・管理していなかったことに、深く責任を感じております。また、輸送以前の我が社における製品の製造・保管体制が万全ではなかったことも、今回の事故を引き起こした原因の一つであると認識しております。今後は事故の再発防止に努めます。誠に申し訳ありませんでした」



実際の会見の様子

図 7-2. 企業の釈明に関する提示刺激 (研究 2・謝罪あり条件)

ブレトン電機 発表声明

毎日新聞 10月5日(水) 19時27分配信

ブレトン電機(本社・大阪府吹田市)製のドライバーが突然発火し、女性(20)が大怪我をした事件に関し、ブレトン電機が、本日開かれた会見で発表した声明は以下の通り。

「この度、我が社の製品で起きた問題に関しましては、現在、我が社の方で原因を調査中であり、原因が判明次第、改めてお伝えする予定です。報道などで、事故原因について我が社の製品の製造過程や在庫の管理体制の不備、運送会社の不適切な取り扱いなどが言われておりますが、現在調査中でありますので、現時点ではこちらからは何も申し上げることはできません。原因が判明次第、再度会見を開かせて頂きますので、もう少しお時間を頂きたいと考えております」



実際の会見の様子

図 7-3. 企業の釈明に関する提示刺激 (研究 2・謝罪なし条件)

7.2.5. 従属変数の測定

企業不祥事の事例のシナリオの提示後、回答者にはその内容に関する意見の評定を求めた。すべての項目は、「全くあてはまらない (1)」から「よくあてはまる (7)」までの7件法で尋ねられた。

被害の重大さと責任の知覚 事例中の被害者について、「受けた被害は重大である」と

「被害者に同情する」という2項目を尋ね、被害に関する印象を測定した。また、企業に対する責任帰属を問う項目として、「ブレトン電機に責任がある」、「被害が生じたことについて、悪いのはブレトン電機だ」、「問題の原因はブレトン電機にある」にあるという3項目を尋ねた ($\alpha = .86$)。

釈明に対する主観的評価 ブレトン電機の示した対応に「満足感をおぼえる」、「納得できない」(逆転項目)、そして「誠意を感じる」程度をそれぞれ尋ねた。3項目の得点を平均化し、釈明の妥当性知覚の指標とした ($\alpha = .71$)。

寛容動機 企業に向けられる肯定的な態度を測るため、企業の製品の使用意向を尋ねる2項目(「機会があれば、ブレトン電機の製品を使用してもよい」、「ブレトン電機の製品は、できれば使用したくない」(逆転項目))と、企業への許しを直接的に尋ねる項目(「消費者として、ブレトン電機を許す」)を用いた。これら3項目について内的整合性を確認した上で ($\alpha = .77$)、平均し寛容的動機づけの指標を作成した。

制裁動機 企業への応報的な態度の指標として、「ブレトン電機には、法的な制裁が加えられるべきだ」、「ブレトン電機には、社会的な制裁が加えられるべきだ」、「ブレトン電機には責任をとってほしい」の3項目を用い、平均値による得点化を行なった ($\alpha = .72$)。

主観的な勢力感・資格感覚・責任感 不祥事事例内の企業に対して参加者が知覚する影響力の感覚について、単項目で測定した(「この調査を通じて、自分の声がブレトン電機に届けられると感じる」)。また、企業に関する判断を行なうことへの資格感覚(「自分には、ブレトン電機を許すべきかを決める権利がある」、「自分には、ブレトン電機について判断する資格がないと感じる」、 $r = .40$)と、調査に参加することへの責任感(「今回のアンケートに答えることに責任感をおぼえる」)についても測定した。

質問紙の提出後、参加者には、実験の目的に関する説明が記載されたデブリーフィング用紙が渡された。その中で、実際には、企業倫理委員会という団体や提示した企業不祥事の事例が架空のものである点が、伝えられた。¹

¹ ただし、実験の大部分が、授業内で多数の個人を対象に同時実施された質問紙実験であるということもあり、各参加者がデセプションをどれだけ信じていたかについて、個別の確認はできていない。

7.3. 結果

実験条件ごとの各従属変数の記述統計量を、表 7-1 に示した。

表 7-1. 勢力条件と釈明条件にもとづく各従属変数の平均値と標準偏差 (研究 2)

	低勢力				高勢力			
	謝罪なし		謝罪あり		謝罪なし		謝罪あり	
	<i>M</i>	<i>SD</i>	<i>M</i>	<i>SD</i>	<i>M</i>	<i>SD</i>	<i>M</i>	<i>SD</i>
被害の重大さ認知	6.15	.93	6.38	.79	6.20	.76	6.29	.72
被害者への同情	6.12	1.20	6.03	1.00	5.97	1.20	6.15	.86
責任帰属	4.83	1.16	5.00	1.14	4.99	.97	4.69	1.28
主観的勢力感	2.38	1.04	2.94	1.52	3.40	1.67	3.12	1.97
釈明の妥当性知覚	3.02	1.26	3.02	1.26	2.93	1.16	4.06	1.28
寛容動機	3.25	1.20	2.98	1.11	2.62	1.11	3.61	1.06
制裁動機	4.41	1.32	4.81	.77	5.11	1.02	4.50	1.10
資格感覚	3.81	1.29	3.44	1.33	3.79	1.38	3.26	1.59
責任感	3.44	1.52	3.75	1.74	4.06	1.57	3.53	1.64

7.3.1. 侵害状況に関する基礎的評価および責任帰属

実験参加者は基本的に、被害者は重大な被害を受けたと回答し ($M=6.25$, $SD=.80$)、被害者への同情を示し ($M=6.07$, $SD=1.07$)、その責任をブレイク電機に帰属していた ($M=4.88$, $SD=1.14$)。各変数の評定平均は、尺度の理論的中点である「4」から有意に高い値であった ($t(134) > 8.96$, $p < .001$)。また、勢力条件と釈明条件による二要因分散分析の結果、以上の指標への実験操作による効果は認められなかった ($\eta^2s < .011$)。

7.3.2. 勢力操作の効果

主観的勢力感の項目について、2 (勢力) \times 2 (釈明) の分散分析を行なったところ、勢力操作の主効果が認められた ($F(1, 131) = 4.80$, $p = .03$, $\eta^2 = .035$)。釈明条件に関わらず、高勢力条件の参加者は ($M=3.26$, $SD=1.81$)、低勢力条件の参加者に比べ ($M=2.65$, SD

= 1.32)、自らの声がブレトン電機に届けられると回答していた。

アンケート回答にあたっての責任感の評定については、勢力と釈明のいずれの操作も有意な影響を与えていなかった（全体 $M=3.70$, $SD=1.62$, $\eta^2s<.018$ ）。しかし、資格感覚に関しては、勢力操作の影響はみられなかったものの（ $\eta^2<.002$ ）、釈明操作は主効果の有意傾向が認められた（ $F(1, 131) = 3.41$, $p < .07$, $\eta^2 = .025$ ）。平均値を確認したところ、謝罪あり条件の参加者は（ $M=3.35$, $SD=1.46$ ）、謝罪なし条件の参加者よりも（ $M=3.80$, $SD=1.33$ ）、提示された課題について判断する権利が弱いと回答していた。一般的に、人々は非道徳性が強く喚起される状況ほど、それについて反応する権利があると感じやすいことが知られている（Miller et al., 2010）。この点から考えると、企業による謝罪を受けた個人では、状況への非道徳性の認知が弱まり、その結果として権利感覚が低下した可能性がある。

勢力操作について結果をまとめると、参加者が知覚した影響力は高める効果があり、責任感や権利感覚に対する影響は確認されなかった。

7.3.3. 釈明に対する評定

企業の釈明の妥当性知覚について分散分析を行なったところ、釈明条件の主効果がみられた（ $F(1, 131) = 21.80$, $p < .001$, $\eta^2 = .14$ ）。参加者は、謝罪が示されない場合に比べ（ $M=2.98$, $SD=1.20$ ）、謝罪が提示された際にはその対応に納得でき満足できると答えていた（ $M=3.98$, $SD=1.27$ ）。この結果は Philpot and Hornsey (2008) と整合し、集団による謝罪は、釈明そのものへの肯定的な評価を高めるという効果は示された。

7.3.4. 企業への動機づけ

同様の二要因分散分析を、寛容動機を従属変数として行なったところ、釈明の主効果の有意傾向に加えて（ $F(1, 131) = 3.45$, $p < .07$, $\eta^2 = .026$ ）、勢力と釈明の交互作用が認められた（ $F(1, 131) = 10.45$, $p < .01$, $\eta^2 = .074$ ）。各条件の平均値を図 7-4 に示した。

単純主効果検定の結果、企業による謝罪は低勢力条件の参加者の寛容を高めてはならず（ $p > .33$, $\eta^2 = .007$ ）、高勢力条件の参加者の寛容のみ増加させていた（ $p < .001$, $\eta^2 = .092$ ）。また、謝罪なし群では、高勢力者は低勢力者に比べて寛容動機が弱く（ $p < .05$, $\eta^2 = .039$ ）、謝罪あり群では、高勢力の方が低勢力者よりも寛容的であった（ $p < .05$, $\eta^2 = .038$ ）。

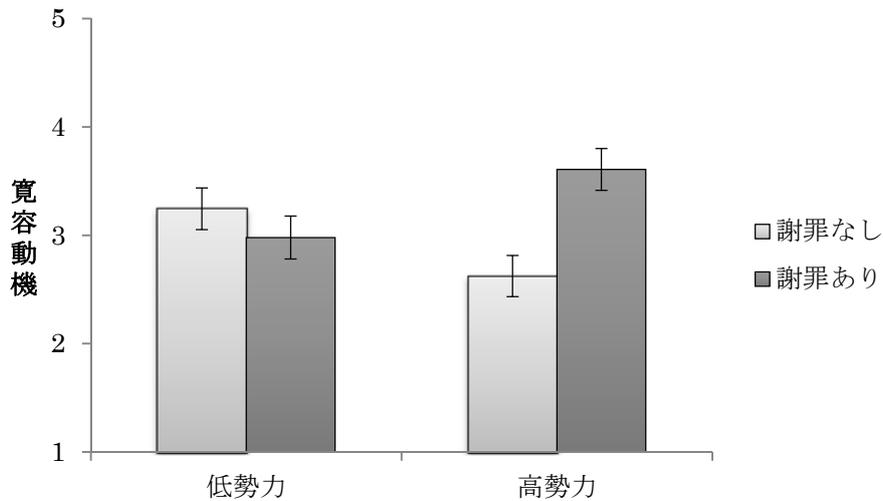


図 7-4. 勢力と釈明が寛容動機に与える影響（研究 2）

注. エラーバーは標準誤差をあらわす.

制裁動機についても同様の交互作用効果がみられた ($F(1, 131) = 7.50, p < .01, \eta^2 = .054$)。結果のパターンを図 7-5 に示した。やはり低勢力条件では勢力条件による差はみられず ($p > .13, \eta^2 = .017$)、謝罪は、高勢力条件でのみ、参加者の制裁動機を低下させていた ($p < .05, \eta^2 = .041$)。特に謝罪なし条件において、高勢力群の個人の方が低勢力群の個人よりも強く制裁に動機づけられていた ($p < .01, \eta^2 = .053$)。寛容的動機の結果と異なり、謝罪あり条件では勢力条件間で差は認められなかった ($p > .24, \eta^2 = .011$)。

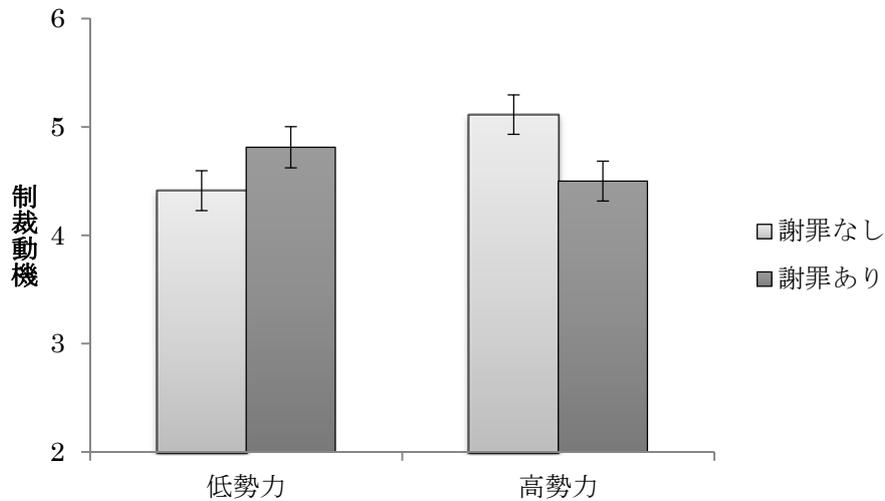


図 7-5. 勢力と釈明が制裁動機に与える影響（研究 2）

注. エラーバーは標準誤差をあらわす.

7.4. 考察

研究 2 は、企業による不祥事という題材を通して、個人が不公正に対して有している実際の勢力の多寡が寛容反応を調整するという可能性について検討した。高勢力条件の参加者は、研究を通して自らの意見が企業問題に対して寄与し、不祥事を起こした企業に対する直接的な影響力を持つことが伝えられ、低勢力条件では、そのような影響力が存在しないと伝えられた。以下に、本研究で得られた知見についてまとめる。

まず、個人が勢力を持たない場合、企業による謝罪は、個人の寛容的な動機づけには影響を与えなかった。謝罪そのものに対する釈明としての妥当性や誠意などは、低勢力条件の参加者であっても知覚していたが、そのような評価が、企業に対する寛容には結びつかなかったといえる。これらの結果は、集団謝罪が集団への許しに寄与しないという、先行研究の議論と一致する (Philpot & Hornsey, 2008)。

対して、企業による謝罪は、高勢力条件の参加者の動機づけには、非常に顕著な効果を及ぼしていた。効果の方向性は二通りであり、高勢力者は低勢力者よりも、(1) 謝罪がない場合は企業への非寛容に動機づけられ、(2) 謝罪があると寛容に動機づけられていた。これは、本研究の仮説 2-1 および仮説 2-2 と、それぞれ一致する結果である。まず、謝罪が提示されない場合、個人の志向する公正回復目標は侵害主体への応報にもとづくものであり

(Carlsmith & Darley, 2008; Haidt & Kesebir, 2010)、高勢力者ほど、そのような顕現化された目標に沿って、不祥事企業を非寛容的に罰するという反応に動機づけられたといえる。一方で、謝罪という状況手がかりによって修復的公正の目標が顕現化すると、高勢力者は、寛容に動機づけられることが確認された。

以上の結果は、勢力と公正回復反応との関係性に関して本論文が立てる仮説を、明確に支持するものである。低勢力者は、謝罪を知覚しても、寛容動機の増加がみられなかった。個人が低勢力状態にあるとき、謝罪により修復的公正目標が喚起されても、目標への焦点化が生じず、反応が抑制されるものと考えられる。一方で高勢力者は、同様の目標競合状態に置かれたときには、喚起された修復公正目標に焦点化された注意を向けることができ、より強く寛容に動機づけられると考えられる。

ただし、本研究における高勢力者は、企業に対して直接的に意見を届けることができる立場に置かれた。そのような勢力操作の副作用として、参加者に、より社会的な規範を意識した回答を行なわせていた可能性がある。本研究では、回答にあたっての「責任感」の「権利」についての主観的評定を参加者に求め、それらが勢力操作によって変動してはいないことを確認している。しかし、それらの評定はあくまで自己報告にもとづくものであり、参加者の内的な心理状態をどの程度まで正確に反映した結果であるかには、疑問の余地があるだろう。この問題をクリアにし、さらに、状況に対して力を持っているという感覚そのものが意味を持っているということをより直接的に明らかにするため、研究 3 では勢力感プライミングの手続きを用いて検討した。

8. 研究 3 :

勢力プライミングと寛容性 (1)

—企業による謝罪にもとづく検討—

8.1. 目的

研究 3 は、集団謝罪に対する個人の反応を規定するのが、勢力に関する個人の主観的な経験であるという点を明確化することで、研究 2 で得られた知見をさらに拡張することを目的とした。すなわち、研究 2 では、企業不祥事に対して参加者に与えられる実質的なコントロールの程度に焦点があてられたのに対し、研究 3 は、判断の題材とは独立に喚起される勢力の感覚の効果を検討した。具体的に、本研究では、実験参加者に勢力感プライミングを施した上で、企業不祥事の事例に対する態度の評定を求めた。

先行研究では、様々な方法を通して、勢力感をプライムすることが可能であることが確認されている。代表的な方法としては、参加者の過去の経験の想起を求める方法 (e.g., Galinsky et al., 2003) や単語処理課題を通じた概念活性 (e.g., Chen et al., 2001; Galinsky et al., 2008; Smith & Trope, 2006) などがあるが、本研究では、参加者に高勢力や低勢力の立場を与えるという役割教示パラダイムを採用した (e.g., Briñol et al., 2007; Galinsky et al., 2003; Galinsky et al., 2008; Guinote, 2007d)。

研究 2 を踏襲し、以下が本研究の仮説である。

仮説 3-1: 不祥事企業による謝罪が示されない場合、低勢力感をプライムされた個人に比べ、高勢力感をプライムされた個人の方が企業への非寛容を示す。

仮説 3-2: 不祥事企業による謝罪が示される場合、低勢力感をプライムされた個人に比べ、高勢力感をプライムされた個人の方が企業への寛容を示す。

8.2. 方法

8.2.1. 実験参加者

大学生 67 名が実験に参加した。内訳は男性 48 名、女性 19 名であり、平均年齢は 20.94 歳であった。参加者をリクルートするにあたり、実験者による個人的な声かけや、学内の参加者プールの利用、キャンパス内の掲示による一般募集など、複数の方法が用いられた。すべての参加者は二人一組で実験に参加したが、そのうち 9 つのセッションでは、ペアのうち一人を実験協力者が代行した。

参加者は、勢力感プライミング（高・低）×釈明（謝罪あり・謝罪なし）の 4 条件のいずれかに配置された。

8.2.2. 勢力の操作

Guinote (2007d) の方法を参考に、参加者に勢力を有する「評価者」か、相対的に勢力のない「作業員」の役割を付与することで勢力感のプライミングを行なった。

参加者はまず、実験の中で思考能力を測るパズル課題にペアで取り組むと教示され、その中で作業員と評価者という役割に分かれるという説明を受けた。そして、役割を決定する材料にするという名目で、いくつかの個人差尺度から成る質問紙に回答した。回答終了後、実験者は、参加者の回答を分析して役割を決定するそぶりを示したが、実際には、役割（すなわち勢力条件）は参加者が席についた位置により無作為に決められたものであった。

参加者は評価者か作業員の役のいずれかを与えられた上で、図 8-1 のような説明図をもとに、各役割に関する説明を受けた。具体的に、評価者は課題に関する指示を出す役割を担い、作業員はそれに従い実際に課題を行なう役であった。さらに評価者は作業員の成果を評価することになるが、作業員の実験参加報酬は、この評価をもとに 600 円から 1000 の間で推移するものであった。対して、評価者の報酬は、800 円と固定であった。

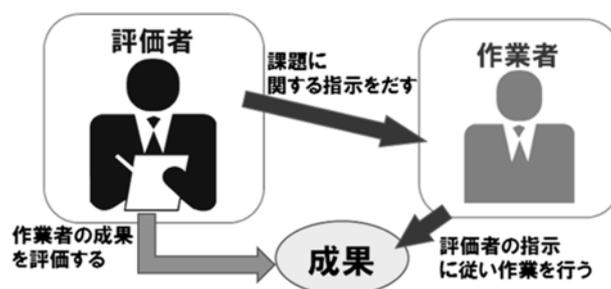


図 8-1. 参加者に提示された役割の説明図

以上の説明に続き、参加者は、その指示を正しく理解したかを確認するための質問項目に回答した。この項目は、実際にはパートナーに対して知覚する勢力の程度を測る、勢力感の操作チェック項目であった。具体的には、表 8-1 にある 6 項目から構成された ($\alpha = .86$)。

表 8-1. 勢力感の操作チェック項目 (研究 3)

1. 私は課題の作業中に、相手に対して影響力を行使できる
2. 私は課題の作業中に、相手の行動を制限できる
3. 私は作業の進め方を自分で決めることが出来ない*
4. 私は相手に支払われる金額を決定できる
5. 私に支払われる謝礼額は、相手の評価次第だ*
6. 私は、相手の指示に従う立場だ*

注. アスタリスク (*) は逆転項目を表す。

8.2.3. 企業不祥事の事例の提示

次に、参加者は、本番課題を実施するための準備が完了するまでの空いた時間に、実験とは無関係なアンケートに回答するよう依頼された。このアンケートは、研究室の大学院生が実施予定のウェブ調査のための予備調査であると説明されたが、実際には、この調査が、企業不祥事事例の提示とそれに対する態度評定を求める課題であった。なお、この課題とペアワーク課題との無関連性を強調するために、参加者にはアンケート課題用のダミーの協力同意書に、改めて署名を求めた。

参加者に対しては、個別の防音ブース内に設置されたパソコン画面上で、実験刺激の提示が行われた。はじめに、企業不祥事を題材とした、新聞記事からの抜き出し文が表示された (図 8-2)。実際には架空の事例であり、その内容は、ある大型トラックの発火事故がドライバーに火傷を負わせたというものであった。記述内では、Y 自動車というメーカーによる

同車種で同様のケースが多発していることが記載された。²

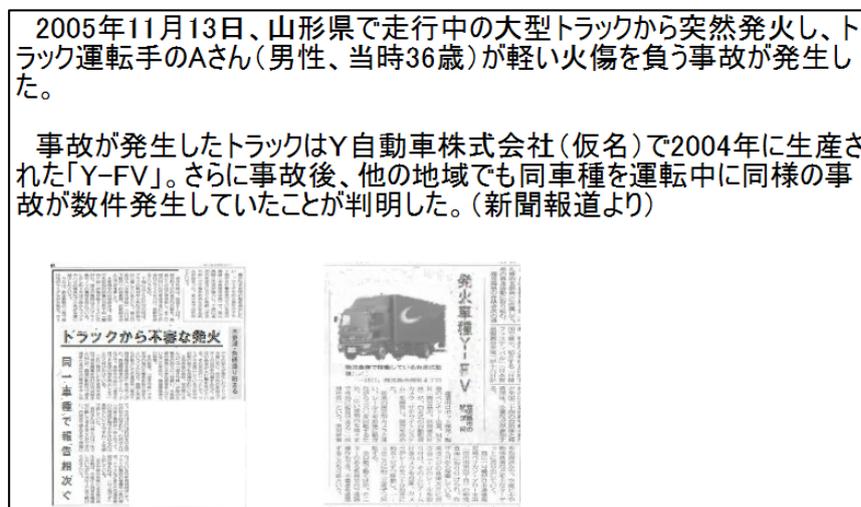


図 8-2. 企業不祥事事例の提示画面

続いて、参加者には、Y自動車による釈明会見の様子がシナリオとして提示された。謝罪あり条件では、企業が会見で、事故の原因は非正規品のマットの使用にあると述べた上で、企業はその問題を認識していたが対応の努力が不足していたことを認め、謝罪を行なう様子が描写された。具体的には、以下のような文面であった。

事故原因については運転手の不注意、製品の欠陥など様々な報道が飛び交っていたが、加熱した報道の沈静化のため矢野自動車側から会見が実施された。会見において、矢野自動車側は、以下のとおり発言した。

「先日発生しました当社製品『Y-FV』の発火事故の、原因の調査が完了いたしました。その結果、アクセルやブレーキのペダルを踏むと、一定量の熱が発生することが分かりました。この発熱は当社の正規品のマットを使用していれば問題

² 不祥事シナリオは、参加者にそれが架空の事例であることを伝えずに、単に「ある企業に関する文章を見てもらう」という教示のもと提示した。なお、シナリオのリアリティに関する参加者の印象を確認するため、不祥事シナリオ提示後に、『文章中で記述されていた企業の事例から、「現実味」をどの程度感じましたか?』という項目を「全く感じなかった」から「とても感じた」までの7件法で尋ねた。評定値の平均値は4.90であり、参加者は、理論的中点4よりも有意に高くリアリティを知覚していた ($t(66) = 5.78, p < .001$)。同評定に対して、勢力や謝罪の操作による影響は認められなかった ($F_s(1, 63) < 2.66, ps > .10$)。

ないのですが、事故に遭われた方々は市販の廉価品を使用されていたため、発火に結びついたことが判明いたしました。当社では、正規品を使用しない場合の危険性について、これまでお知らせしておりましたが、周知の努力が不足しておりました。発熱が生じる欠陥について放置していたことも、認識が甘かったと考えております。この度は、被害に遭われた方々に深くお詫び申し上げます。大変申し訳ありませんでした。」

そして、謝罪なし条件では、事故に関して調査中の段階にあるということで、企業からの見解の提示は為されないというシナリオが提示された。企業側の発言内容は以下の通りであった。

「先日発生しました当社製品『Y-FV』の発火事故についてですが、現在当社の方で原因を調査中であり、原因が判明し次第、改めてお伝えする予定です。報道などで、事故原因について当社製品の欠陥や使用者の方の不注意などが言われておりますが、現在調査中でありますので、現時点ではこちらからは何も申し上げることはできません。原因が判明し次第、再度会見を開かせて頂きますので、もう少しお時間を頂きたいと考えております。」

8.2.4. 従属変数の測定

すべての項目はパソコン画面上で、「全くあてはまらない(1)」から「よくあてはまる(7)」までの7件法で回答を求めた。

企業への責任帰属 研究2と同様の項目を用い、事故の責任を企業に内的に帰属する程度を測定した(3項目 $\alpha = .90$)。

釈明の妥当性の認知 企業が行なった対応から、誠実さや説得力をどれだけ感じるかを尋ねた(「Y自動車の対応は誠実だ」、「Y自動車の対応には、説得力がある」); $r = .69$)。

企業への動機づけ 研究2と同様の尺度により、Y自動車への寛容動機(3項目 $\alpha = .84$)と制裁動機(3項目 $\alpha = .80$)をそれぞれ測定した。

以上への回答をもって、参加者には実験が終了したことと、ペア課題は実施されることが伝えられた。実験の真の目的についてデブリーフィングと、実験中に不審に感じた点が無かったかの確認が為され、全員に実験参加謝礼として1000円相当の金券が支払われた。

8.3. 結果

実験条件ごとの各従属変数の平均値を、表 8-2 に示した。

表 8-2. 勢力条件と釈明条件にもとづく各従属変数の平均値と標準偏差 (研究 3)

	低勢力				高勢力			
	謝罪なし		謝罪あり		謝罪なし		謝罪あり	
	<i>M</i>	<i>SD</i>	<i>M</i>	<i>SD</i>	<i>M</i>	<i>SD</i>	<i>M</i>	<i>SD</i>
勢力操作チェック	3.17	.69	3.19	.70	3.23	.85	3.32	.51
企業への責任帰属	4.52	.70	5.11	1.10	4.54	.68	4.95	.92
釈明の妥当性知覚	3.58	1.26	4.00	1.56	3.29	1.17	3.85	1.39
寛容動機	3.43	.86	3.52	1.34	2.81	.84	3.86	.81
制裁動機	4.28	.83	4.19	1.21	4.43	.80	4.16	1.06

8.3.1. 勢力操作チェック

勢力条件と釈明条件を独立変数とする分散分析の結果、勢力条件の主効果のみが認められた ($F(1, 63) = 254.33, p < .001, \eta^2 = .801$)。事前期待の通り、高勢力プライミングを受けた参加者は ($M = 4.25, SD = .70$)、低勢力プライミングを受けた参加者に比べて ($M = 1.73, SD = .58$)、相互作用相手への影響力を高く知覚していた。

8.3.2. 侵害状況に関する責任帰属

実験参加者は基本的に、被害の責任を Y 自動車に高く帰属しており ($M = 6.34, SD = 4.76$)、尺度の理論的中点である「4」から有意に高い回答値を示した ($t(66) = 6.34, p < .001$)。また、分散分析の結果、責任帰属については勢力や釈明の実験操作による効果は認められなかった ($F_s(1, 63) < 1.95, \eta^2_s < .031$)。

8.3.3. 釈明の妥当性認知

釈明に対する評価についての分散分析の結果、期待に反し、釈明条件の効果は有意とならなかった ($F(1, 63) = 2.15, p > .14, \eta^2 = .033$)。また、勢力操作や交互作用の効果についても、有意差は認められなかった ($F_s(1, 63) < .45, p_s > .51, \eta^2 < .008$)。

8.3.4. 企業への動機づけ

寛容動機について、2（勢力）×2（釈明）の分散分析を行なったところ、釈明条件の主効果に加えて（ $F(1, 63) = 5.43, p < .05, \eta^2 = .079$ ）、勢力と釈明の交互作用が認められた（ $F(1, 63) = 3.82, p < .06, \eta^2 = .057$ ）。結果のパターンを図 8-3 に示した。

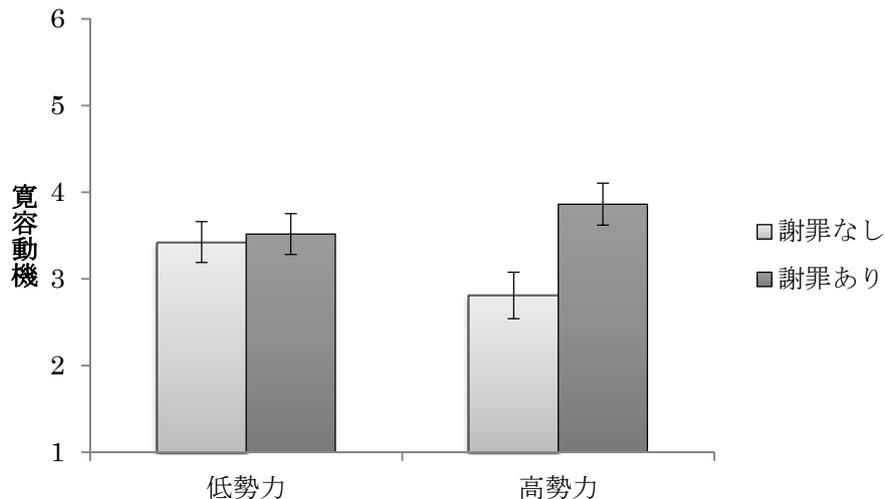


図 8-3. 勢力と釈明が寛容動機に与える影響（研究 3）

注. エラーバーは標準誤差をあらわす。

単純主効果検定の結果、低勢力を役割プライムされた個人において企業の釈明による差はなく（ $p > .78, \eta^2 = .001$ ）、高勢力をプライムされた個人においてのみ、謝罪を示した企業に対してより寛容的な動機づけが向けられていた（ $p < .01, \eta^2 = .119$ ）。また、謝罪なし条件では、高勢力条件の参加者の方が寛容動機を低く評定していたが（ $p < .09, \eta^2 = .045$ ）、謝罪あり条件では勢力条件間の有意差はみられなかった（ $p > .31, \eta^2 = .016$ ）。

一方で、制裁動機に対しては、勢力や釈明の実験操作の効果はいずれも示されなかった（ $F_s(1, 63) < .56, p_s > .46, \eta^2_s < .010$ ）。

8.3.5. 追加分析

寛容動機について、勢力感と釈明の両条件による交互作用は認められたものの、謝罪が為されたときに、高勢力者が低勢力者よりも強い寛容を示すという傾向は得られなかった。一方で、本実験では、謝罪の有無の操作が、釈明の妥当性に関する参加者の認知に有意な差を

生んでいなかった。そのため、参加者の中には、謝罪の有無に関わらず、企業の対応を誠実でないし不誠実と見なす個人が一定数おり、謝罪の操作による効果が明確でなかった可能性がある。この点に着目し、追加の分析として、勢力と謝罪の実験条件に加えて³、釈明の妥当性認知も交えて独立変数として投入し、寛容動機を予測する重回帰分析を行なった (Adjusted $R^2 = .30$)⁴。その結果、釈明条件の主効果 ($b = .41, \beta = .20, p < .07$)、釈明妥当性認知の主効果 ($b = .27, \beta = .36, p < .01$)、勢力と釈明条件の交互作用 ($b = 1.04, \beta = .25, p < .03$)、勢力と妥当性認知の交互作用 ($b = -.32, \beta = -.21, p < .07$)、そして3要因の二次の交互作用 ($b = -.72, \beta = -.23, p < .04$) が有意となった。得られたモデルから、各群の予測値をプロットしたものを図 8-4 に示した。

勢力条件による単純主効果を、釈明条件と釈明妥当性認知の高低 ($\pm 1SD$) の各群で検定したところ、謝罪あり群の釈明妥当性認知高群においてのみ有意となった ($b = .145, \beta = .70, p < .01$; 他条件では、 $ps > .18$)。すなわち、謝罪が提示されたものの、それを誠実だと知覚しにくかった個人において、高勢力者は低勢力者よりも強く寛容に動機づけられる傾向にあった。一方で、謝罪に対して肯定的な評価を行なう傾向にあった参加者は、低勢力状態であっても、高勢力者と変わらず高い寛容を示していた。

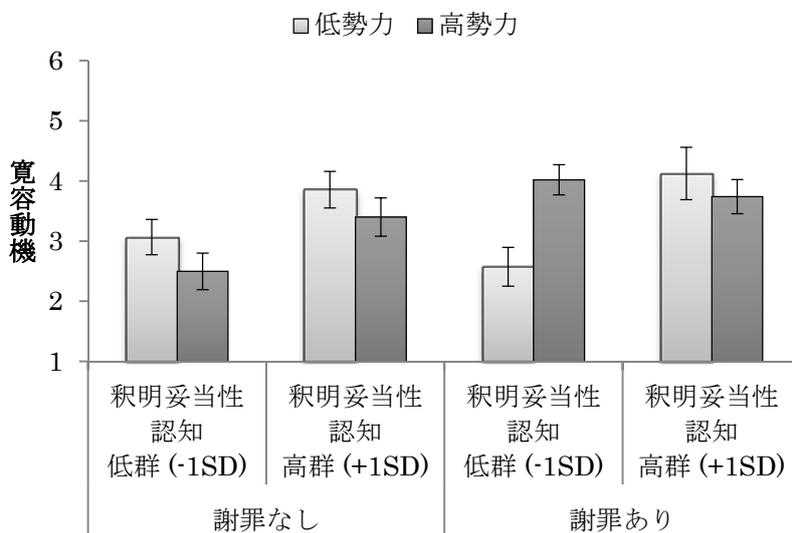


図 8-4. 勢力と釈明、および釈明の妥当性認知が寛容動機に与える影響 (研究 3)

注. エラーバーは標準誤差をあらわす。

³ それぞれ、低勢力と謝罪なしを 0, 高勢力と謝罪ありを 1 にコーディングした。

⁴ 独立変数間の多重共線性に問題はみられなかった ($VIFs < 1.14$)。

なお、企業への制裁動機に関しても、同様の追加分析を実施したが、主効果と交互作用はいずれも認められなかった ($\text{Adjusted } R^2 < .01$; $ps > .11$)。

8.4. 考察

研究 2 に引き続き、研究 3 でも、勢力感が個人の寛容判断を調整するという実証知見が得られた。本実験の参加者は、役割教示による勢力感プライミングを受けた上で、無関連のアンケートとして企業不祥事の事例に対する態度を回答した。その結果、低勢力感をプライムされた個人は、企業の謝罪を知覚しても、企業への寛容的な態度が変化することはなかった。対して、高勢力感をプライムされた個人は、企業の謝罪にともなう寛容態度の増加がみられた。本研究の結果は、状況への直接的なアウトカム・コントロールを勢力要因として組み込んだ研究 2 の知見を拡張するものであり、勢力が個人の反応を規定する際に重要なのは、状況との間の実質的な関係性の認知というよりは、そこから派生する、主観的に経験される勢力感覚であるという点を指摘する。すなわち、自らに勢力が備わっているという感覚が、個人の中で目標焦点的なマインドセットを喚起し、状況的手がかりによって顕現化する公正目標に沿った反応を促進するという議論が、より強く提起可能となる。

特に、本実験の結果からまず確認されたのは、謝罪を行わない企業に対して、高勢力者が寛容を示さない傾向である。これは、本研究の仮説 3-1 を支持するものであり、この点においては研究 2 の結果を踏襲した。ただし一方で、本実験の高勢力者は、謝罪が提示される場合に、低勢力者よりも有意に強い寛容を示してはいなかった。これは、本研究の仮説 3-2 および研究 2 の結果と食い違うとともに、本研究が掲げる、高勢力状態が寛容を促進するという仮説と一致しない。この原因として、本実験の謝罪の有無の操作が、企業の釈明への評価を明確に左右するものではなかった点があげられる。そこで、本研究では、釈明の妥当性の認知を交えた追加分析を行なった。その結果、勢力が寛容を高めるかどうかは、謝罪の有無とそれに対する主観的な評価の総合的な組み合わせによって規定されていることが明らかになった。具体的には、提示された謝罪に対して誠実さを見出しにくかった個人においては、高勢力プライミングを受けることで、低勢力者に比べると寛容的な反応がみられた。この結果に関する解釈のひとつとして、目標の顕現性の観点から捉えることができる。個人にとって、謝罪が提示されるものの、それが十分に妥当なものかの判断がつきにくい場合、相

手を許すべきという行動目標が明確とはならず、応報的な目標との目標競合が強まるだろう。このように、修復的公正目標の顕現性が相対的に低い状態において、勢力による目標の焦点化がもっとも効果を発揮し、個人を、謝罪という状況手がかりによってアクセシブルとなる反応に焦点づけると考えられる。対して、謝罪が十分に誠実であるとみなされる場合は、修復的公正目標の顕現性が高く、たとえ低勢力者であっても、目標に沿った動機づけが導かれると考えられる。このような可能性について、本実験の結果は、釈明に対する誠実さの知覚傾向の個人差の側面から示唆するものといえる。そして、この点について、本論文の研究 6 では謝罪の誠実さを操作することで、より直接的な検討を試みた。

また、研究 2 の結果との差異として、研究 3 では、制裁動機に対する勢力感の効果が認められなかった。本実験でみられたように、勢力が寛容と制裁の動機づけに必ずしも等しく影響しないという結果は、先行研究においても報告されている (Karremans & Smith, 2010)。本研究における研究 2 と研究 3 の実験間での結果の不一致を説明しうる要因は、何であるか。その可能性のひとつとして、勢力感の正当性 (legitimacy) があげられる。勢力は、個人が正当だと感じられる方法で獲得される場合に、特に目標接近志向を強めることが知られている (Lammers, Galinsky, et al., 2008)。さらに、勢力の与えられ方が不当であるとみなされる場合、勢力感は、応報的公正判断に影響を及ぼさなくなることが指摘されている (van Prooijen et al., 2014)。本論文の研究 3 で採用されたプライミング手続きで、実験参加者は、自他の間に不均一な力関係が存在する状態に置かれたが、その関係性を合理的に説明する理由は与えられなかった。それにより、研究 3 の参加者は、自他に与えられた勢力の差について無自覚であった研究 2 の参加者に比べ、勢力の不当性を高く認知していた可能性がある。応報的判断が直感的で、後続の合理的思考によって覆りにくいことを念頭に置くと (Carlsmith & Darley, 2008)、今回得られた結果間の差異は、応報判断に影響を及ぼすには、より正当性をともなう勢力感が求められるという可能性を指摘する。この点は、本論文に収められた研究の中では実証的に扱えていないポイントであり、今後の研究で検討すべき課題のひとつといえるだろう。

この研究 3 で、企業不祥事場面を題材に勢力感プライミングの効果が確認されたため、次の研究 4 では、対人間の侵害場面を対象に、引き続きプライミングの効果を検討した。

9. 研究 4 :

勢力プライミングと寛容性 (2)

— 対人的謝罪と攻撃行動にもとづく検討 —

9.1. 目的

研究 2 および 3 では、企業不祥事の事例を対象に、勢力感の実験的喚起が企業による謝罪への個人の反応に与える効果について検討した。研究 4 では、対象とする葛藤場面を対人レベルのものとした上で、研究 3 に引き続き、高勢力をプライムされた個人が低勢力をプライムされた個人に比べて、侵害者への寛容を示しやすいかという点について検討する。勢力感をプライムするにあたり、研究 3 では役割教示パラダイムを採用したが、研究 4 では経験想起パラダイム (Galinsky et al., 2003) を用いることで、手続きの種類に依存せず、勢力感の喚起による効果がみられることを確認する。

また、研究 4 が掲げる目的は、実験室場面で仮想的な侵害状況をつくり、参加者が、実在すると想定する侵害者に向ける態度を検討するという点である。これにより、勢力感と寛容反応との間の関係性が、場面想定判断時のみでみられる現象ではなく、人々の実際の行動を予測する可能性についても検討可能となる。特に、先行研究では、謝罪を受け取るとを想像した場合と、謝罪を実際に受け取ったときの反応を比べると、後者の場合には謝罪への好ましさの評定が低下するという、予想と現実との間のギャップについて指摘されている (De Cremer, Pillutla, & Folmer, 2011)。そのため、参加者が実際に侵害状況を知覚し、さらに謝罪が為される場面を観察した上での反応を検討することは、重要な課題となる。

そのような目的を達成するため、本実験では、侵害状況を映像刺激として用意し、参加者にはそれがリアルタイムで起こっている出来事として提示するという方法を採用した。映像刺激の提示という手法の利点のひとつは、参加者が侵害者や被害者の姿を観察することができる点である。たとえば、文字情報のみのやりとりで侵害状況を演出する場合に比べても (Fehr & Fischbacher, 2004; Risen & Gilovich, 2007, Study 2)、侵害状況の当事者に対する実在性を、参加者が感じるができると考えられる。また、実験協力者が侵害者や被害者の役割をセッション毎に演じる方法に比べ (Risen & Gilovich, 2007, Study 1; Zechmeister et al., 2004)、映像刺激を用いることで、参加者が観察する内容が同一となり、

刺激としての統制が担保されるという利点もある。

さらに、本実験では、参加者が侵害者に対して示す態度を、行動指標により測定した。具体的には、道徳的規範を逸脱する他者に対して与えられる制裁を、侵害者に対する攻撃反応の側面から捉えた。そして、謝罪により攻撃反応が低減する程度を、寛容の指標とした。攻撃行動を扱う実験パラダイムの中で用いられる指標としては、たとえば教師役の参加者が生徒役に罰として与える電気ショックの程度や (Buss, 1961)、他者が書いたエッセイへの否定的評価の度合い (Berkowitz, Corwin, & Heironimus, 1963)、他者と反応時間を競う課題の中で設定する罰の程度 (Taylor, 1967)、あるいはボタンを押す回数に応じてポイントが貯まるという課題で他プレイヤーのポイントを減らす方略をとる頻度 (Cherek, 1981) などを検討するものがある (レビューとして: Ritter & Eslea, 2005; Tedeschi & Quigley, 1996)。中でも本研究が注目する手法が、ホットソース・パラダイム (Lieberman, Solomon, Greenberg, & McGregor, 1999) である。この手続きにおいて、参加者は、他の参加者が口にする予定の「激辛ソース」の量を決めるように求められる。この手法が個人の攻撃行動の表出として妥当性を持つことは、多くの実証研究で明らかになっている。たとえば、自身の世界観に脅威を与える人間に対して多くのホットソースがふるまわれることや (McGregor et al., 1998)、ソースの量が特性攻撃性と相関すること (Lieberman et al., 1999) などが報告されている。

本研究は、ホットソース・パラダイムに倣い、侵害者が口にする可能性のある食品に、辛い調味料をどれだけ混入させるかという側面から、攻撃反応を測定した。実験の参加者が日本人学生であるため、日本人にとって馴染みのある辛い調味料として、本実験では「練り辛子」を用い、参加者には、用意されたシュークリームにカラシを入れるという作業を求めた。

なお、以上の手続きを採用するにあたっては、参加者にその目的を悟られずに課題を遂行してもらおうということが重要であった。特に、侵害者を映像刺激として提示し、その映像内の人物にカラシ入りの食品を食べさせるという過程で、それが相手への罰を意味するということが気づかれないように、適切なカバーストーリーが求められた。そこで、本実験に関する偽りの枠組みとして、対人間の運勢の予測に関する研究であることを参加者には伝え、その中で実施する運試しの課題としてカラシ入りの食品の使用を位置づけた。

以上の手続きを通して、本研究では以下の仮説を検討した。

仮説 4-1: 侵害者による謝罪が示されない場合、低勢力感をプライムされた個人に比べ、高

勢力感をプライムされた個人の方が、侵害者が口にする可能性のある食品に混入するカラシの量が多い。

仮説 4-2：侵害者による謝罪が示される場合、低勢力感をプライムされた個人に比べ、高勢力感をプライムされた個人の方が、侵害者が口にする可能性のある食品に混入するカラシの量が少ない。

9.2. 方法

9.2.1. 実験参加者

大学生 93 名が実験に参加した。内訳は男性 56 名、女性 37 名であり、平均年齢は 20.94 歳であった。参加者は、実験者による個人的な声かけや、学内の参加者プールの利用を通してリクルートされた。すべての参加者は個別に実験に参加し、勢力感プライミング（高・低）×謝罪（あり・なし）の 4 条件のいずれかに無作為に配置された。

9.2.2. カバーストーリーの提示

参加者には、はじめに実験手続きに関するカバーストーリーとして、他者の印象と、その人物の運勢の予測に関する実験であると説明された。具体的な教示内容を、以下の通りであった。

これより行います実験は、相手の印象と相手の運勢の予測に関する実験です。2011 年に発表されたある研究では、他人を実際に見て判断した場合と、その人の特徴を訊いて頭の中でイメージした場合とでは、相手を見た場合の方が『運』を正確に予測できるという、驚くべきデータが報告されています。この実験は、その研究結果が本当に正しいかを検証することを目的としています。

この実験には、あなたの他にもう一人、別の方がこの建物の 2 階にある別の実験室で参加しています。あなたには、この方の様子を、ビデオ中継を通してご覧いただきます。もう一人の方は、あなたに回答していただくアンケートの結果をもとに、あなたのことをイメージしていただきます。そのため、向こうがあなたの姿を見ることはできません。そして、お互いの運勢を予測していただき、最後

に、その予測が正しいかを検証するため、実際に、カラシ入りシュークリームを使った運試しを行っていただきます。

なお、観察条件とイメージ条件という非対称の 2 条件を仮想的に設けたのは、参加者は相手（すなわち侵害者）のことは見ることができるが、相手は参加者を目にすることができないという状態をつくるためである。そのような状態にあることは、参加者への説明にも明示的に含めたが、これは、参加者が侵害者への制裁的行動をとる際に、相手から報復を受けるかもしれないという懸念から攻撃反応を控える可能性を抑えるための措置であった。

カバーストーリーの教示を行なった後、参加者には、まず「イメージ条件」の相手が判断を行なう際の材料となる、アンケートに回答してもらおうと伝えられた。参加者は、個別の防音ブース内に移動し、そこに設置されたパソコン上で質問への回答を行なった。

質問項目には、参加者の属性情報の他、パーソナリティの測定を行なっているという印象を持ってもらうための Big 5 性格特性の外向性次元（和田, 1996）や、運予測に関する研究というカバーストーリーに合致するよう、「自分は、運がよい方だと思う」や「運は人生において重要な要素だと思う」といった一般的な運への態度を測る質問項目などが、ダミー項目として盛り込まれた。

9.2.3. 勢力感プライミング

上記の事前アンケートの流れで、経験想起課題による勢力感プライミングを実施した (Galinsky et al., 2003)。高勢力条件と低勢力条件の参加者にはそれぞれ、他者より強い立場にあった経験か、弱い立場にあった過去の経験を思い出すように求めた。ここでの勢力の具体的な定義は、個人が望むものを獲得できるかをコントロールできる、もしくは個人への評価を行なう状態とし、高勢力条件では自らが他者に対してそのようにふるまった経験を、低勢力条件では自らがその対象となった経験を想起するように促した。参加者が具体的に考えやすいように、いくつかの例も示した。パソコン画面上に表示された、高勢力条件および低勢力条件における教示は表 9-1 の通りであった。

表 9-1. 勢力感プライミングのための経験想起課題の教示内容（研究 4）

高勢力条件における教示

あなたがこれまでに、他の人やグループに対して強い立場にあると感じた、具体的なできごとを、ひとつ思い出してください。

より具体的には、他の人が望むものを手に入れることができるかどうかを、あなたがコントロールした経験や、他の人への評価をあなたが行った状況などを指します。

たとえば・・・

- ・他の人に与えられる報酬や罰を、あなたが決めることができた
- ・地位や権力、役割などを通して、他の人の行動を制限することができた
- ・他の人との関係の中で、あなたの発言に強い影響力があった

その他、相手の行動や選択などに対して、あなたがなんらかの影響を与えた場合、すべて「強い立場にあった経験」にあたります。

家族や友人、恋人などとの日常的な体験談でもよいので、広くお考えください。

低勢力条件における教示

あなたがこれまでに、他の人やグループに対して弱い立場にあると感じた、具体的なできごとを、ひとつ思い出してください。

より具体的には、あなたが望むものを手に入れることができるかどうかを、あなた以外の人によってコントロールされた経験や、他の人からの評価の対象となった状況などを指します。

たとえば・・・

- ・あなたが受け取る報酬や罰を、他の人が決めることができた
- ・地位や権力、役割などを通して、あなたの行動が他の人によって制限された
- ・他の人との関係の中で、相手の発言に強い影響力があった

その他、あなたの行動や選択などが、相手による影響を受けた場合、すべて「弱い立場にあった経験」にあたります。

家族や友人、恋人などとの日常的な体験談でもよいので、広くお考えください。

上記の説明にあてはまる経験をひとつ思い出してもらった上で、その状況に関する質問に答える形で、その内容を記述してもらった。具体的には、出来事が起こった時期、出来事での自己と他者の関係性、自分あるいは他者がどのような行動をとったか、その行動の結果として自分あるいは他者にどのような結果がもたらされたか、そして、その際にどのような感情を経験したかについて、個別に自由記述を求めた。

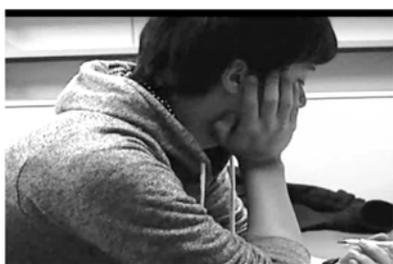
以上の入力がすべて終わり、画面上のボタンをクリックすると、「回答内容を集計し、送信している」というメッセージとともに、データを転送しているように見せかけるアニメーションが表示された。以上が終了した段階で、参加者は実験者に声をかけるよう指示された。

9.2.4. 侵害場面の提示と謝罪の有無の操作

参加者には、回答内容の集計結果が別部屋に送られたので、そちらの部屋の様子をパソコ

ン上で見てもらおうと伝えた。そして、別部屋の実験者に開始のタイミングを確認すると言った上で、電話をかけるふりをし、先方の参加者が遅れているため少し待つように参加者に依頼した。1分ほど時間を空け、実験者が再び電話で話をするふりをした後、参加者に、別部屋の準備が完了したので、その様子の中継映像として見てもらおうと伝えた。映像では、別部屋の参加者が送られてきたアンケート結果を見て「イメージ条件」用のアンケートに回答する様子が映しだされる、と説明した。参加者が画面上の「接続」と書かれたボタンをクリックすると、ダミーの回線接続シークエンスの画面が表示され、わずかの時間を置いてから映像が開始した。

映像は、実際は中継ではなく、事前に作成した素材であり、2人の大学院生が「実験者」役と「参加者」役として出演したものであった。このうち、「参加者」が不真面目な態度で課題に取り組む侵害者であり、「実験者」がそれにより迷惑を受ける被害者の立場を演じた。まず、映像の前半部分（3分29秒間）は、実験条件間で共通であり、参加者による侵害行動が描写された（図9-1）。はじめに、実験者がカメラに向かって、映像中継の開始を伝えるとともに、開始が遅れたことを謝る旨を発言した。それに対して、参加者は不快な態度を示し、遅れたのは自分のせいではないと文句をつけ、その後は一貫して不機嫌な態度を示し続けた。実験者の指示を受け、参加者は与えられたアンケートに回答するが、非常に面倒そうそぶりでそれを行った。そして、課題の途中で携帯電話を触りだすと、実験者が、困惑した様子で携帯電話をしまい課題に集中するように声をかけた。その際に実験者は、実験が自身の卒業研究の一部であることと、協力が得られなければ大学院進学にも影響するため困るということに言及した。ここまでの侵害パートであり、すべての参加者に共通の映像が提示された。



（面倒そうに課題に取り組む）



（課題中に携帯電話を触る）

図 9-1. 映像刺激前半部での侵害者による行動描写の例（研究4）

映像はそのまま後半部分へとつながり、謝罪あり条件と謝罪なし条件で異なる映像が使用された(図9-2)。なお、前半部分と後半部分は個別に撮影され、編集段階で前半と後半を接続し、ひと続きの映像を作成した。そのため、前半から後半への繋ぎ目部分が不自然に見えることのないよう、前半部の最後で実験者が参加者に声をかけるシーンでは、実験者がカメラのレンズを隠す位置に立ち、映像上は音声のみが聞こえ画面には何も映らないというシーンを挟んだ。後半部分は、実験者が同様にカメラの前に立っている状態から始められた。

謝罪あり条件の映像(5分9秒間)では、参加者が「すみませんでした」と告げ、その後は真面目に課題に取り組む様子が映し出された。途中で、実験者に消しゴムを借りるというふるまいをはさみ、回答が終わったことを宣言した後で、再度「すみませんでした」と発言して、映像は終了した。⁵

謝罪なし条件の映像(4分44秒間)では、実験者の注意に対し、参加者は「分かった」と言うものの、引き続き、不遜な態度で課題を行った。途中で再び携帯電話を触るなどした上で、最終的に回答が終わったことを実験者に告げ、実験者がカメラを止める際には「早く切れよ」とひとこと述べる様子が映り、映像は終了した。



(謝罪あり条件)



(謝罪なし条件)

図9-2. 映像刺激後半部での侵害者に関する描写の例(研究4)

⁵ 謝罪あり条件の映像では、侵害者の態度は前半部と後半部で異なるものであった。謝罪なし条件の映像と比べると、そのような態度変化が、参加者に違和感を引き起こしやすかった可能性はあるだろう。ただし、実験後に、参加者に違和感や不自然な点などなかったかと尋ねた際に、映像について言及した者はいなかった。また、映像内の実験者が、実験にまじめに取り組んでもらわなければ困るということを心情的に訴えるというシーンをはさんでいるため、その後の侵害者の態度変化も、ある程度は自然な反応として受け入れられていたと考えられる。

9.2.5. 従属変数の測定

侵害者の印象評定 映像視聴に引き続き、パソコン画面上で、林（1978）の特性形容詞尺度 20 項目を用い、映像内の人物（侵害者）に対する印象の評定を求めた ($\alpha = .93$)。

攻撃反応 「運試しの課題」を行なうと伝え、参加者には、ミニシュークリームふたつを提示した (図 9-3)。ふたつあるシュークリームのうち、ひとつには市販の「練り辛子」が入っていると参加者には伝え、後で実際に食べてもらうので、どちらかひとつを選ぶよう求めた。参加者にどちらかのシュークリームを指さしてもらい、選んだシュークリームは別容器に移し替えてフタをした。なお、シュークリームを扱う際は、 tong を使用した。

選択したシュークリームは、後ほど食べてもらうと伝え、参加者には、中継映像内に登場したもう一人の参加者が選ぶカラシ入りシュークリームの作成を依頼した。この手続きに関する説明として、どちらのシュークリームにどの程度のカラシが入っているかを実験者が知っていると、参加者に渡すときに表情変化などで気付かれてしまう恐れがあるためであると伝えた。参加者には、5ml のカラシが入った注射器 (図 9-3) と、シュークリームを 2 つ渡し、どちらか片方に好きな量だけ注入するよう依頼した。なお、シュークリームには、製造過程でクリームを注入するための小さな穴が構造上あいており、注射器を使うことで、この穴からカラシを入れることが可能であった。また、参加者には、カラシ混入量の目安として、「カラシを 3ml 入れると大体の人が『とても辛い』と感じる」ということを申し添えた。混入作業の完了後には、入れた量が実験者に分からないように、注射器は用意された密閉容器にしまうように指示を与えた。以上の説明をした上で、実験者は参加者から死角になる位置に移動し、作業完了の声がかかるまで待機した。

参加者のカラシ注入作業が終わると、実験者はカラシの入ったシュークリームと注射器



(カラシが入れられたシュークリーム)



(カラシ注入に用いられた注射器)

図 9-3. カラシ注入課題で使用した実験素材 (研究 4)

を受け取った。そして、これから別部屋の参加者のところまで届けに行くので、待っている間に、残りの調査項目に回答してほしいと参加者に要請し、再びパソコン画面上での項目への回答を求めた。

運の予測に関する項目 「他者に対する運の見積もりに関する実験」というカバーストーリーに整合するダミー項目への回答を求めた。参加者は、映像を通して観察した相手について、「カラシ入りのシュークリーム」の他、「10万円の宝くじ」や「ルーレットやスロットマシンなどのギャンブル」などの項目に「あたりそうにない(1)」から「あたりそうに感じる(7)」の7件法で評定した。

侵害者への明示的な態度 侵害者に対する態度の評定として、「実験参加者は実験課題に真面目に取り組んでいた」と「機会があれば、この参加者と一緒に別の課題をしても良いと思う」の2項目に、「全くそう思わない(1)」から「とてもそう思う(7)」の7件法で回答するよう求めた。この2項目は強い相関を示したため ($r = .58, p < .01$)、得点を平均し、侵害者への肯定的態度を表す変数を作成した。

また、侵害者の報酬についても、その額を決められるとしたら、いくらがふさわしいと思うか尋ねた。参加者は、「100円」から「1100円以上」までの100円刻みの11件法スケール上で、望ましい報酬額を評定した。

以上の一連の尺度への回答が終了した時点で、参加者には、実験中に気になって点や違和感をおぼえた点があったか、そして実験の目的や仮説について気づきがあったかを確認した。その後、実験の終了を告げ、研究の本当の目的について説明を行なった。参加者には、実験参加への謝礼として1000円分の金券が手渡された。

9.3. 結果

参加者のうち 11 名は、実験の目的が「罰」に関するものではないかと実験後に自発的に報告していた。この 11 名は分析から除外し、残りの 82 名を分析の対象とした。⁶

実験条件ごとの各従属変数の記述統計量を、表 9-2 に示した。

9.3.1. 侵害者の印象評価

特性語 20 項目に対する評定の平均について、勢力条件と謝罪条件を独立変数とする分散分析を行なったところ、謝罪条件の主効果のみ認められた ($F(1, 78) = 83.97, p < .001, \eta^2 = .518$)。謝罪を示さない侵害者は、謝罪を行なう侵害者に比べて、否定的な認知評価の対象となることが確認された。

表 9-2. 勢力条件と釈明条件にもとづく各従属変数の平均値と標準偏差 (研究 4)

	低勢力				高勢力			
	謝罪なし		謝罪あり		謝罪なし		謝罪あり	
	<i>M</i>	<i>SD</i>	<i>M</i>	<i>SD</i>	<i>M</i>	<i>SD</i>	<i>M</i>	<i>SD</i>
印象評定	2.20	.51	3.41	.57	2.38	.64	3.61	.66
カラシ注入量 (ml)	2.37	1.33	2.92	1.54	2.57	1.30	1.92	1.28
侵害者への肯定的態度	1.98	1.50	3.63	1.27	1.89	.84	3.20	1.27
報酬額	3.71	2.90	7.16	3.17	3.73	2.37	6.55	3.02

9.3.2. 攻撃反応

参加者がシュークリームに注入したカラシの量を、0.1 ml 単位で記録し、分析に用いた。勢力条件と謝罪条件による分散分析の結果、両操作の交互作用効果が認められた ($F(1, 78) = 4.01, p < .05, \eta^2 = .049$)。各条件の平均値を図 9-4 に示した。

⁶ 実験目的への気づきを報告した 11 名の内訳は、低勢力・謝罪なし条件で 2 名、低勢力・謝罪あり条件で 4 名、高勢力・謝罪なし条件で 2 名、高勢力・謝罪あり条件で 3 名であり、条件間の極端な偏りを見て取ることはできない。また、11 名を含む 93 名を対象に分析を行なっても、結果のパターンに顕著な変化は認められなかった。ただし、メインとなるカラシ混入量については、勢力と釈明の交互作用効果に若干の弱まりがみられた ($F(1, 89) = 2.94, p = .09, \eta^2 = .032$)。下位検定の結果に大きな差はみられないが、以上の結果は、制裁反応の明示性が高いときには、意識的な自己制御過程が勢力感の効果を阻害しうる可能性について示唆している。

単純主効果検定の結果、謝罪なし条件では勢力操作による差はなく ($p > .63$, $\eta^2 = .003$)、謝罪あり条件で高勢力群の参加者の方が低勢力群の参加者よりもカランの投入量が有意に少なかった ($p < .03$, $\eta^2 = .064$)。一方、各勢力条件における謝罪の効果を検討したところ、低勢力条件に比べると ($p = .21$, $\eta^2 = .04$)、高勢力条件で、謝罪によるカラン注入量の低減方向への推移がみられたが ($p = .12$, $\eta^2 = .06$)、有意な効果ではなかった。

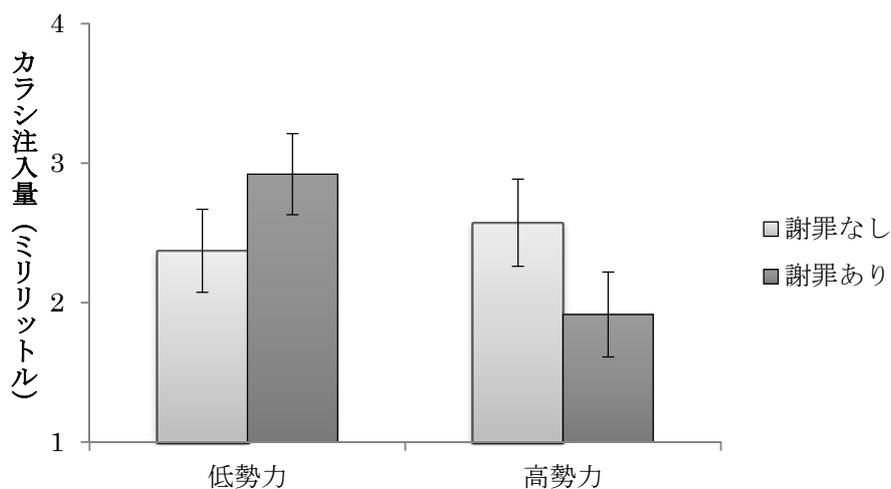


図 9-4. 勢力と釈明が攻撃反応に与える影響 (研究 4)

注. エラーバーは標準誤差をあらわす.

9.3.3. 侵害者への明示的態度

侵害者が実験に真面目に取り組んでいたかという評価と、侵害者と課題を行ないたいかという評定とを総合した、侵害者への肯定的態度について分散分析を行なったところ、謝罪の有無による主効果が認められた ($F(1, 78) = 29.32$, $p < .001$, $\eta^2 = .273$)。謝罪を行なった人物は、行わなかった人物に比べて、より肯定的に受け止められる傾向が示された。

また、侵害者に対する報酬額の割り当ての判断についても、やはり謝罪の主効果のみ認められ ($F(1, 78) = 24.45$, $p < .001$, $\eta^2 = .239$)、謝罪を提示する侵害者に対しては、より高額な謝礼がふさわしいという判断が為されていた。

上記の変数について、勢力による影響は、主効果と交互作用のいずれも見出されなかった ($ps > .34$, $\eta^2s < .012$)。

9.4. 考察

本実験から、対人侵害状況時の判断においても、勢力感プライミングが謝罪の効果を調整することが認められた。そしてそれは、侵害者が口にする可能性のある食品に、カラシという不快な刺激をどれだけ含ませるか、という行動傾向として表れた。

本実験で得られた知見をまとめると、まず、勢力感の操作は、謝罪を知覚した個人の反応に対して、強い影響を及ぼしていた。すなわち、仮説 4-2 を支持し、謝罪を行なった侵害者に対しては、高勢力をプライムされた個人は、低勢力をプライムされた個人に比べ、攻撃的な反応の低下がみられた。本研究の予測と整合し、謝罪を知覚することで喚起される当該人物を許そうという目標に従う反応を、高勢力の方が低勢力者よりも志向し、結果的に制裁反応の抑制が生じたと考えられる。

一方で、仮説 4-1 は支持されず、侵害者が謝らない状況では、勢力条件による差が認められなかった。本論文の研究 2 や研究 3 では、侵害者による謝罪がなく人々の応報的目標が優勢である場合には、高勢力状態が制裁動機を強める方向で働くことが示されたが、この傾向は本実験では確認されなかった。この原因の一端として、攻撃反応の天井効果が生じた可能性があげられる。天井効果が生じうる背景のひとつは、本実験で参加者にカラシを入れるように求めたシュークリームが比較的小ぶりであったため（直径 40 ミリほど）、シュークリームのサイズに対してカラシを入れすぎてしまうことへの懸念から、参加者による注入量の上限が存在していたかもしれないという点である。さらに考えられる理由として、実験者によるカラシ注入課題の教示の中で、3ml という量が「かなり辛い」という基準を口頭で伝えたが、これが上限値と捉えられた可能性がある。謝罪なし条件の高勢力者のカラシ注入量の平均が 2.57ml であったが、参加者は、3ml 近く入れることで侵害者に対して十分な攻撃を行えると考え、それ以上の注入を抑えていたかもしれない。

また、本実験で、勢力の効果はカラシの注入という非明示的な攻撃反応でのみ認められ、侵害者への明示的な態度の表明や、報酬額の評価などにおいては、謝罪の効果のみがみられた。この結果の解釈として、ひとつは、明示的な態度表明の際に、規範意識の影響が介在したことが考えられる。侵害者に対する評価を尋ねられていることに判断者が自覚的である場合には、社会規範に沿った回答をしようという意識や、回答内容が実験者にみられることへの評価懸念が少なからず働くと思定される。特に、非当事者は、提供される謝罪を適切に査定することが、社会的に望ましいという意識を内在化している (Risen & Gilovich, 2007)。そのような意識が、謝罪を示す個人には寛容的な反応を示すべきだという規範的な目標の

顕現性を高める効果を持ち、結果として低勢力者であっても侵害者への否定的な評価を改善するに至ったといえる。

また、別の解釈として、本実験における明示的態度の指標が、カラス注入課題の後に測定された点の関与も疑われる。本研究の仮定において、低勢力状態で反応の抑制が生じるのは、状況において複数の目標が顕現化しており、個人がとるべき行動が明確化されていない場合である。謝罪が示された場合は、相手を罰すべきか許すべきかという目標の競合が生じるため、目標の焦点化が弱い低勢力者において、反応が抑制されることが想定されている。それに対して、本実験の参加者は、カラス注入課題を遂行したことにより、侵害者に罰を与えるという目標の達成を認知したかもしれない。すると、その時点で応報的目標の活性化が弱まり、相対的に、修復的目標が強く顕現化すると考えられる。その結果として、低勢力者であっても、後続の態度評定課題では、謝罪を示した個人に対しては寛容に動機づけられた反応が示されたという可能性が提起される。

以上の、社会規範にもとづく判断、あるいは目標達成の効果に関して、本実験の結果は示唆を与えるに留まる。それらの要因について、具体的に検討することは、今後の課題として求められるであろう。

10. 研究 5 :

勢力と寛容の関係の調整因の検討 (1)

— 公正世界信念 —

10.1. 目的

研究 5 の目的は、勢力感が人々の制裁や寛容といった動機づけを調整することが、どのような条件のもとで起こるかを発展的に検討することであった。本論文では、これまでの研究を通して、侵害者の謝罪によって、高勢力者は寛容的反応を高めるが、低勢力者ではそのような傾向が認められないということを示してきた。これは、謝罪が提示されることによって生じる目標競合状態において、高勢力者は寛容という目標に注意を焦点化することができるが、低勢力者は、目標に注意を絞ることができず、反応を抑制してしまうことに起因すると考える。本研究は、謝罪にともなう修復的公正目標の顕現化の度合いによって、以上のプロセスが影響を受ける可能性について検討した。すなわち、謝罪を知覚しても相手を許そうという目標の喚起が弱いとき、修復的目標が応報的目標よりも強く顕現化せず、目標の競合が生まれやすくなると考えられる。そしてそのような場合において勢力の効果が最大化し、低勢力者は反応抑制を、高勢力者は反応の促進を示すと予測した。

上記の予測について、本実験では、修復的公正目標の顕現化の程度に関わると想定される要因として、個人の特性的な寛容傾向を規定する変数を検討の対象とした。そのような変数としては、研究 1 で、個人の寛容への傾向性を直接的に測る寛容特性 (加藤・谷口, 2009) について検討したが、本研究では、より間接的に寛容傾向に影響を与える個人差変数を取り上げる。中でも、個人の持つ公正観、すなわち公正世界信念の個人差に着目した。特に、自らにとって世界が公正で秩序だったものではないと認識しやすい個人においては、修復的公正の目標は喚起しにくいことが想定される。以上の仮定を導くにあたり、次節ではまず個人の寛容性を規定する個人差の諸要因について概観し、その上で公正観と寛容性の関係について議論する。

10.1.1. 寛容性を規定する個人差要因

個人が寛容に動機づけられる程度に関わる個人差については、様々な側面から検討され

ている。たとえば、BIG 5 パーソナリティ特性のうち、神経症的特性が高い個人は寛容性が低く、協調的特性の高さと寛容性の高さが相関することなどが知られている (Berry, Worthington, Parrott, O'Connor, & Wade, 2001; Maltby & Day, 2004; McCullough & Hoyt, 2002)。また、寛容性は認知的柔軟性や、心理的ウェルビーイングと正の相関関係を持っている (Thompson et al., 2005)。個人を寛容に動機づけにくくする特性としては、反芻傾向の強さや、攻撃特性などがあげられる (Thompson et al., 2005; Berry et al., 2001)。さらに、攻撃特性が高い個人は怒りを生理的に喚起されやすいが、謝罪を受けると、怒りの低減が速いことも分かっている (Anderson et al., 2006)。同様に、謝罪の効果を調整する要因として、顕在的および潜在的な自尊心の高さが検討されている (Eaton, Struthers, & Santelli, 2006a)。顕在的には自尊心が高いが潜在的には低いという、防衛的自尊心の持ち主は、謝罪を受けても相手を許しにくい一方で、顕在・潜在の両面で自尊心が高い安定的な傾向を示す個人は、謝罪に関わらず他者に高い寛容性を示すことが明らかになっている。またさらに、自己制御に関わる特性も、個人の寛容性との関連性が報告されている (Balliet, Li, & Joireman, 2011; Pronk, Karremans, Overbeek, Vermulst, & Wigboldus, 2010; Wilkowski, Robinson, & Troop-Gordon, 2010)。

10.1.2. 公正世界信念

本研究では、非当事者として不公正に遭遇する個人の反応の規定因として、個人が持つ公正観の要因に着目する。不公正への反応の基盤として、本研究のモデルが想定するのは、不公正が、人々が持つ公正信念に脅威を与えるという過程であり、個人は、その脅威に対処するために不公正に介入すると考える。その代表的な信念が、公正世界信念である (Lerner, 1977, 2003)。この信念を内在化する個人にとって、自らが存在する世界の仕組みとして、秩序を乱す者に対しては、相応の処罰が下ることが保証されている必要がある。そして、そのような状態が達成されていないときには、個人が自らの手でその秩序を保とうと働きかけようとする。そのため、公正な世界観の程度は、人々の応報的な動機と関連し、個人が侵害者に対して与える制裁と結びつくことが仮定されている。実際に研究で、公正世界信念が、他罰傾向や (Bègue & Bastounis, 2003)、他者への非寛容と関連することが示されている (Lucas, Young, Zhdanova, & Alexander, 2010; Strelan, 2007)。

ただし、近年の研究では、公正世界信念が、単に応報的な反応と関わるのではなく、寛容、すなわち修復的な公正の側面とも関連することが指摘されている (Strelan, 2007)。この議

論においては、公正世界信念を、一般的次元と個人的次元に区別することが重要となる (Dalbert, 1999; Lipkus, Dalbert, & Siegler, 1996)。一般次元の公正世界信念とは、世界が全体的に公正な場所であるかに関する総合的な捉え方であり、他者が受ける処遇が公平かといった観点を中心とする。一方、個人次元の公正世界信念は、知覚者自身の身の回りで起こる出来事が公正で、自身が公平な扱いを受けるかに関する見方を反映する。この区別に従った研究では、個人次元の公正世界信念が、個人の人生満足度などの心理的ウェルビーイングと密接に関わることを示している (Bègue & Bastounis, 2003; Dalbert, 1999; Otto, Glaser, & Dalbert, 2009; Strelan, 2007; Wu et al., 2011)。

そして、個人次元の公正世界信念は、個人が不公正に遭遇したときに受ける脅威を緩衝する機能があることが分かっている。たとえば、個人次元の公正世界信念を強く持つ個人ほど、不公正による怒りやストレスを経験しにくいという傾向が認められている (Dalbert, 2002; Tomaka & Blascovich, 1994)。個人次元の公正世界信念を高く知覚する個人は、自らを取り巻く周辺世界の公正性が担保されているということ、実感として経験することができるといえる。そのような個人は、世界を安定的で秩序があり、公平なものとして認知することができ、よりポジティブな人間観を持っているといえる (Dalbert, 2002)。これらの要素は、他者に対する寛容性とも結びつき、個人次元の公正世界信念の高さが寛容的反応を予測することが報告されている (Lucas et al., 2010; Strelan, 2007; Strelan & Sutton, 2011)。

以上の議論にもとづき、本研究では、公正世界信念のうち、個人次元の信念が個人の修復的公正目標の顕現化と関わりと仮定した。特に侵害者による謝罪を知覚した際には、当該の公正信念を強く持つ個人ほど、修復的公正目標が強く顕現化すると考えられる。そしてそれは、応報的公正目標との競合が生じにくいということを意味する。そのため、個人が強い公正世界信念を持つ場合には、勢力に関わらず、謝罪にともない寛容に動機づけられると予測される。一方で、公正世界信念が弱い個人においては、謝罪を知覚した際の修復的目標の顕現化が相対的に弱いと考えられる。その結果、応報的目標との目標競合が生じやすく、低勢力状態での寛容反応の抑制、および高勢力状態での目標焦点化による反応の促進効果が認められやすいと予測される。

以上について本研究の仮説をまとめると、以下の通りとなる。

仮説 5-1： 侵害者による謝罪が示されない場合、低勢力者に比べ、高勢力者の方が侵害者

への非寛容的な反応に動機づけられる。

仮説 5-2： 侵害者による謝罪が示される場合、低勢力者に比べ、高勢力者の方が侵害者への寛容的な反応に動機づけられる。

仮説 5-3： 謝罪が示される場合に高勢力者の方が寛容的な反応に動機づけられるという傾向は、個人次元の公正世界信念が弱い個人において、より強く認められる。

また、本実験では、侵害者への寛容的な動機づけに加えて、修復的公正の過程に対する個人の志向性についても検討した。修復的公正のプロセスにおける中心的な要素が、葛藤の当事者同士が問題に対する認識を共有し、葛藤解消への道筋を探るということである (Wenzel et al., 2008)。非当事者は、侵害者や被害者への態度を示すことに加えて、どのような形で公正回復が望ましいかという点に関しても考え方を持たせよう。そこで本研究では、謝罪や勢力、公正観といった要因が、単に非当事者が侵害者に向ける態度にのみ影響を与えるのではなく、修復的な公正回復への意向にも影響するかを検討した。

10.2. 方法

10.2.1. 実験参加者

民間のインターネット調査会社に調査実施を依頼し、その登録サンプル 200 名がオンライン上の実験に参加した。内訳は男性 111 名、女性 89 名であり、平均年齢は 44.89 歳であった。参加者はすべての手続きにオンライン上で参加し、その報酬として、調査会社により定められる額のポイントが与えられた。

参加者は、勢力（高・低）×謝罪（あり・なし）から成る 4 条件のいずれかに無作為に配置された。

10.2.2. 公正世界信念の測定

参加者は、はじめに Dalbert (1999) の公正世界信念尺度 (Belief in Just World Scale) に回答した。尺度の邦訳版を作成するにあたっては、バックトランスレーション法を通して翻訳の妥当性を確認した。尺度は、世界が一般的に公正であるかを問う「一般次元」6 項目 ($\alpha = .83$) と、回答者自身が日常的に受ける処遇の公正さに関する主観的な評価を問う「個

人次元」7項目 ($\alpha=.86$) から構成された。具体的な項目を表 10-1 に載せた。

表 10-1. 公正世界信念の尺度項目

一般次元
1. 基本的に世界は公正な場所であると思う
2. 全般的に、人々は自らの良い行いや悪い行いに見合った報いを受けていると感じる
3. 正義は不公正につねに勝つと信じている
4. 不公正な扱いを受けた人々は、いつかは報われると確信している
5. 仕事や家庭、政治など、生活のあらゆる場面で、不公正は普通のことではなく例外だと強く信じている
6. 重要な決断を下すときに、人々は公平であろうとしているはずだ
個人次元
1. 大まかに言って、私の身に起こることは自業自得であると思う
2. 私はたいてい公平に扱われている
3. 私は、自らの良い行いや悪い行いに対して、日ごろ当然の報いを受けていると感じる
4. 私の人生におけるできごとは、全体的に公正である
5. 私の人生において、不公正は普通のことではなく、むしろ例外である
6. 私の人生で起こるほとんどのことは公平であると思う
7. 私について為される重要な決定はたいてい公正であると感じる

10.2.3. 勢力感の操作

参加者には、仕事場面における対人間トラブルのシナリオについて評定を求めたが、シナリオ提示前に勢力感を操作する教示を行なった。はじめに、すべての参加者に、シナリオを読む上での想定として、社内トラブルの解決を目的とする内部機関に自身が関与しているということを想像するよう求めた。この内部機関の概要に関する説明として、まず以下の文章が全参加者に共通で提示された。

あなたが勤務する会社では、社内の紛争解決を目的とした内部機関（**Internal Dispute Resolution: 通称 IDR**）が新たに立ち上げられています。この機関の目的は、仕事から人間関係にいたるまで、社内で生じる幅広いトラブルについて、当事者からの相談があった際に、仲裁や介入をとおして問題の解決をはかるというものです。この制度は、現場で働く社員の声を重視するという点に特徴があります。そのため、社内から選出された複数名の評議員が、トラブルの内容について匿名で第三者的な判断を行い、それを基準に **IDR** が介入方針を決定するという仕組みが採用されています。

参加者にこの機関の匿名の評議員に選ばれたという設定を与えた上で、自身の下す評定

が当該機関の裁定に及ぼすことのできる影響力の程度と、当該機関が紛争当事者に対して持っている影響力の程度に関する説明の中で、知覚される勢力感を操作した。参加者から当該機関への影響力は、同じ事例について評議を行なうメンバーが全体で何人いるかの情報を変えることで操作し、高勢力条件の参加者には 2 人の評議員のうち一人に、低勢力条件の参加者には 10 人の評議員のうち一人であると教示した。当該機関の影響力については、同機関が紛争当事者の人事面や報酬面に対して持つ直接的な権限の有無によって操作した。具体的な教示として、高勢力条件の参加者には、以下の情報が与えられた。

具体的には、ひとつの事例に対して 2 人の評議員により見解が提出されます。IDR による最終的な介入方針は、この 2 人の意見を平均化した判断に基づいて決定されます。同制度は試験的導入の段階を終え、IDR は社内の紛争解決のために比較的つよい権限が与えられています。たとえば、IDR は、トラブルの当事者間の話し合いを調整するのみにとどまらず、当事者が関わる人事や報酬面に対する直接的な影響力を持っています。「あなた」はこのたび、〈コイケさんとアダチさん〉(ともに仮名)という人物が関わっているケースを判断する 2 人の匿名の評議員のひとりに選ばれました。IDR に意見を求められているという状況を想定し、以下の事例をお読みになった上で、続く質問にお答えください。

低勢力条件では、以下の教示が与えられた。

具体的には、ひとつの事例に対して 10 人の評議員により見解が提出されます。IDR による最終的な介入方針は、この 10 人全員の意見を平均化した判断に基づいて決定されます。ただし、同制度はまだ試験的導入の段階にあるため、IDR が持つ権限はトラブルの当事者間の話し合いを調整するのみにとどまり、当事者が関わる人事や報酬面に対する直接的な影響力は持っていません。「あなた」はこのたび、〈コイケさんとアダチさん〉(ともに仮名)という人物が関わっているケースを判断する 10 人の匿名の評議員のひとりに選ばれました。IDR に意見を求められているという状況を想定し、以下の事例をお読みになった上で、続く質問にお答えください。

10.2.4. 侵害場面のシナリオ提示

内容は、コイケさんという人物が、同僚のアダチさんの不手際により商談に失敗し、結果的に上司に叱責され、昇進機会を失うというものであった。コイケさんが被害者、アダチさんが侵害者という想定であった。以下が、提示されたシナリオである。

営業部で働くコイケさんは、これまでの働きぶりが認められ、ある大きなプロジェクトを任されています。成し遂げれば、昇進も見込めます。コイケさんは、取引先との商談のために、同じく担当になった同僚のアダチさんと二人で、これまで準備を行ってきました。しかし、商談当日、アダチさんが先方との待ち合わせ時間に 40 分ほど遅れて、二日酔い気味でやってきました。さらに、商談が始まっても、アダチさんが担当した資料には不備が多く、プレゼンもうまくいきませんでした。このアダチさんの明らかな準備不足に取引先は機嫌を損ね、商談の成立は先送りになりました。会社に戻ったコイケさんとアダチさんは、上司にどなられ、連帯責任として二人ともプロジェクトの担当から外されてしまいます。

10.2.5. 謝罪シナリオの提示

侵害者のその後の行動について、謝罪の有無を操作したシナリオを提示した。謝罪なし条件では、侵害者であるアダチさんは、被害者であるコイケさんに、自らの失敗についての状況説明のみ行なうという様子が描写された。対して、謝罪あり条件では、アダチさんが、自らの責任やコイケさんに生じた被害について認識していることを述べ、悔悛の念や補償の提案を表明する様子が提示された。

以下が謝罪なし条件のシナリオである。

落ち込んだコイケさんが休憩室でコーヒーを飲んでいると、アダチさんがやってきました。コイケさんがいることに気づいたアダチさんは、次のように述べました。『今日は本当に残念でした。実は昨日は緊張で眠れなかったので、少しだけとお酒を飲んだら、飲み過ぎてしまって…。資料も、自分なりに見直したつもりだったのですが、あんなにミスが多いと思いませんでした。』

謝罪あり条件のシナリオは以下のとおりである。

落ち込んだコイケさんが休憩室でコーヒーを飲んでいると、アダチさんがやってきました。アダチさんは、コイケさんのそばまで来て、次のように述べました。

『今日は本当に申し訳ありませんでした。実は昨日は緊張で眠れなかったので、少しだけとお酒を飲んだら、飲み過ぎてしまって…。資料も、自分なりに見直したつもりだったのですが、あんなにミスが多いと思いませんでした。今回のことについて責任を強く感じています。コイケさんには大変な迷惑をおかけし、気の毒なことをしてしまいました。二度と同じことがないように、自分の愚かさや不甲斐ない部分を改善しなければいけないと感じています。お詫びといっはなんですが、コイケさんの名誉の回復のためになんでもするので、私にできることがあったら言ってください。』

10.2.6. 従属変数の測定

各従属変数の具体的な項目について、表 10-2 にまとめた。参加者は、基本的に各項目について、「全くそう思わない (1)」から「とてもそう思う (7)」までの尺度により回答した。ただし、修復的公正目標のみ、「全くそう思わない (1)」から「とてもそう思う (9)」までの 9 件法で回答した。

勢力感の操作チェック 紛争シナリオと謝罪シナリオの間で、提示された紛争状況に対して参加者が知覚した勢力感の程度を、2 項目により測定した ($r = .74$)。

釈明に関する認知 侵害者が謝っており、被害の認識や反省といった謝罪の構成要素について、こちらの想定している通りに主観的な評価がされるかについて、5 項目で測定した。高い内的整合性を示したため ($\alpha = .94$)、5 項目の平均をとり変数を合成した。

侵害者への動機づけ 侵害関連対人動機づけスケールの日本語版 (Hashimoto & Karasawa, 2012) を使用した。これは、McCullough らの同尺度を日本語化したものであり、対人間葛藤の侵害者に対する動機づけを測る項目により構成されている (McCullough & Hoyt, 2002; McCullough, Rachal, et al., 1998)。なお、もともとの尺度は被害者の視点からの回答に特化したものであったが、Hashimoto ら (2012) は、非当事者による侵害者への態度を問うこともできるように、言い回しなどを部分的に改訂している。本実験で用いた尺度は、侵害者への寛容動機 ($\alpha = .75$) と制裁動機 ($\alpha = .82$) の 2 次元から構成された。

修復的公正志向 紛争解決の目標として、修復的公正がどれだけ志向されるかを測定した。具体的には、紛争当事者間の対話を重視する程度と、当事者間の関係修復が志向されるべきかについて、2項目で尋ねた ($r = .82$)。

表 10-2. 研究 5 で使用した従属変数の尺度項目

勢力感の操作チェック
1. 自分には、コイケさんやアダチさんに見合った賞罰を与えられるような一定の力があると感じる
2. 自分は、コイケさんとアダチさんの間に生じている不公正を、より公平にしようと思えばできる立場にいる

釈明に関する認知
1. アダチさんは謝っている
2. アダチさんは誠実な対応をした
3. アダチさんは、自らの行動がまねいた結果を認識している
4. アダチさんは、反省している
5. アダチさんは、自らの行いを恥じている

寛容動機
1. アダチさんとの関係を、壊さないように努める
2. アダチさんがしたことにかかわらず、ポジティブな関係を持つようにする
3. アダチさんの行為は自分に怒りをもたらしたが、関係を続けるために、それらをひとまず脇に置く
4. アダチさんを、許す

制裁動機
1. アダチさんに、罰を与えたい
2. アダチさんに、責任を取らせたい
3. アダチさんに、その行為に見合った報いを受けてほしい
4. アダチさんが傷つき、惨めになる様を見たい
5. アダチさんに何か悪いことが起きてほしい

修復的公正志向
1. コイケさんとアダチさんは、しっかりと話し合っ問題解決すべきだ
2. コイケさんとアダチさんの壊れた関係を修復することが目指されるべきだ

10.3. 結果 (1) 勢力と釈明による効果の検討

実験条件ごとの各従属変数の平均値を、表 10-3 に示した。

表 10-3. 勢力条件と釈明条件にもとづく各従属変数の平均値と標準偏差 (研究 5)

	低勢力				高勢力			
	謝罪なし		謝罪あり		謝罪なし		謝罪あり	
	<i>M</i>	<i>SD</i>	<i>M</i>	<i>SD</i>	<i>M</i>	<i>SD</i>	<i>M</i>	<i>SD</i>
勢力操作チェック	3.22	1.14	3.54	1.24	3.86	1.25	3.66	1.30
釈明に関する認知	3.55	1.19	4.72	1.12	3.78	1.01	4.98	.88
寛容動機	3.95	.76	4.05	.70	3.88	.63	4.39	.78
制裁動機	3.74	1.04	3.81	.84	4.08	.68	3.60	.97
修復的公正への志向	5.69	1.56	5.88	1.64	5.75	.92	6.32	1.42

10.3.1. 勢力感の操作チェック

勢力感の操作チェック 2 項目の平均をとり合成した得点について、勢力と謝罪の各条件を独立変数とする分散分析を行なった。その結果、勢力操作の主効果のみ認められた ($F(1, 196) = 2.22, p < .05, \eta^2 = .024$)。事前の想定通り、低勢力群の参加者に比べ ($M = 3.38$)、高勢力群の参加者は不公正に対する勢力を強く知覚していた ($M = 3.76$)。

10.3.2. 釈明に関する認知

侵害者の謝罪に対する主観的評価の変数についての分散分析の結果、釈明の主効果が認められた ($F(1, 196) = 64.79, p < .001, \eta^2 = .243$)。謝罪あり条件では ($M = 4.85$)、謝罪なし条件に比べて ($M = 3.69$)、侵害者が謝罪しているという評価が為されていることが確認された。

10.3.3. 侵害者への動機づけ

寛容動機 侵害者への寛容動機について、分散分析を行なったところ、謝罪の主効果に加えて ($F(1, 196) = 8.81, p < .01, \eta^2 = .043$)、勢力と謝罪の交互作用が有意であった ($F(1, 196) = 4.15, p < .05, \eta^2 = .021$; 図 10-1)。単純主効果検定の結果、低勢力条件では謝罪

による有意差がなく ($p > .51$, $\eta^2 = .004$)、高勢力条件で謝罪なし群より謝罪あり群が高い寛容動機を示した ($p < .01$, $\eta^2 = .113$)。また、勢力条件による差は、謝罪なし群では認められず ($p > .62$, $\eta^2 = .002$)、謝罪あり群で、低勢力群より高勢力群の寛容動機が高かった ($p < .05$, $\eta^2 = .055$)。

本論文のここまでの研究結果と一貫し、侵害者による謝罪に対し、低勢力者は寛容反応を抑制する一方で、高勢力者は寛容反応を表出するという傾向が、ここでも認められた。

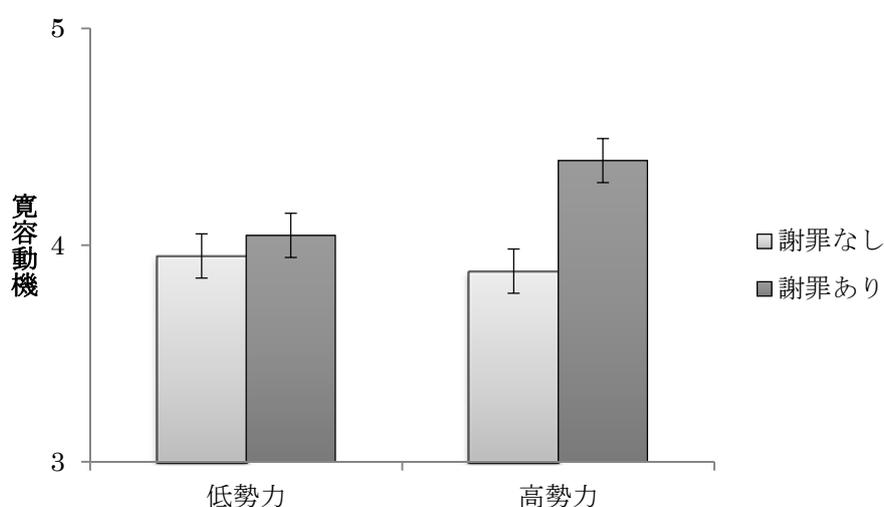


図 10-1. 勢力と釈明が寛容動機に与える影響 (研究 5)

注. エラーバーは標準誤差をあらわす.

制裁動機 制裁動機においても、勢力と謝罪の交互作用の効果が認められた ($F(1, 196) = 4.77$, $p < .05$, $\eta^2 = .024$; 図 10-2)。寛容動機と同様に、低勢力条件では謝罪による差がみられず ($p > .68$, $\eta^2 = .002$)、高勢力条件で、謝罪を知覚した参加者の方が弱い制裁動機を示していた ($p < .01$, $\eta^2 = .069$)。また、謝罪なし群において、高勢力群の参加者は低勢力群の参加者よりも、強く制裁に動機づけられていた ($p < .06$, $\eta^2 = .036$)。一方で、謝罪あり群では、勢力条件による差はなかった ($p > .23$, $\eta^2 = .014$)。

この制裁動機に関する結果も、本論文で繰り返し得られている知見と共通するものである。すなわち、謝罪がなく、喚起されている目標が応報的公正に則ったものである場合には、高勢力者の方が強く非寛容に動機づけられるという傾向が確認された。

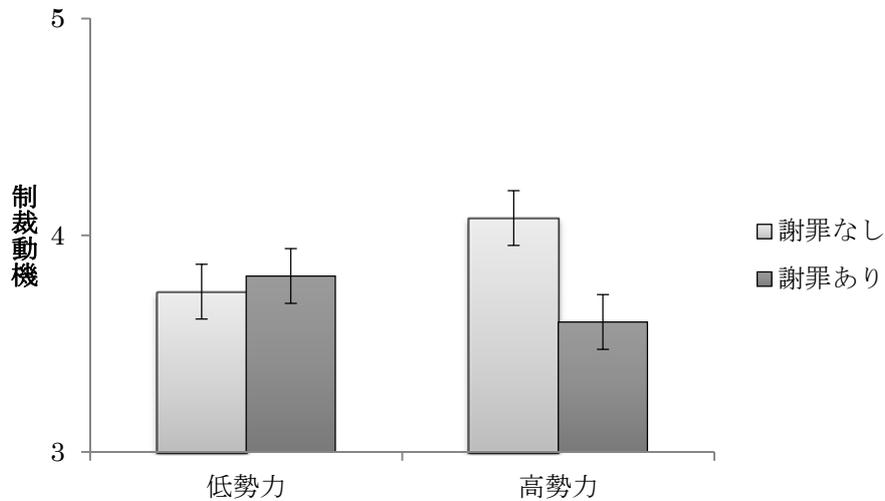


図 10-2. 勢力と釈明が制裁動機に与える影響 (研究 5)

注. エラーバーは標準誤差をあらわす.

10.3.4. 修復的公正志向

分散分析の結果、修復的公正志向に対しては、謝罪による主効果のみが示された ($F(1, 196) = 3.62, p < .06, \eta^2 = .018$)。侵害者が謝罪を行わない場合と比較し、謝った場合には、当事者間の関係修復への取り組みが、より強く支持された。

10.4. 結果 (2) 勢力と釈明、公正世界信念による効果の検討

次に、勢力操作 (低勢力を-1、高勢力を 1 とコーディング)、謝罪操作 (謝罪なしを-1、謝罪ありを 1 とコーディング)、そして中心化処理を施した公正世界信念と、各変数の交互作用項を独立変数として投入した重回帰分析を行なった。

10.4.1. 個人次元の公正世界信念を用いた分析

モデルに含めた公正世界信念を個人次元とした場合の、各動機づけ変数と修復的公正目標に関する分析結果を、表 10-4 に示した。

表 10-4. 個人次元の公正世界信念および勢力と釈明の操作による重回帰分析結果（研究 5）

独立変数	従属変数					
	寛容動機		制裁動機		修復的公正志向	
	<i>b</i>	β	<i>b</i>	β	<i>b</i>	β
切片	4.08		3.79		5.92	
勢力	.10	.07	.07	.04	.16	.06
謝罪	.35	.24**	-.19	-.11	.48	.17*
勢力×謝罪	.43	.15*	-.54	-.15*	.34	.06
公正世界信念（個人次元）	.13	.14†	.10	.09	.32	.18*
公正世界信念×勢力	.07	.04	-.12	-.05	-.24	-.06
公正世界信念×謝罪	.30	.15*	-.35	-.15*	.29	.08
公正世界信念×勢力×謝罪	-.52	-.14†	.44	.09	-1.03	-.14*
Adjusted R^2	.101		.038		.057	

注. † $p < .10$. * $p < .05$. ** $p < .01$.

寛容動機 寛容動機に関して、勢力と謝罪、そして個人次元の公正世界信念による二次の交互作用が認められ、勢力と謝罪の交互作用は、公正世界信念の程度によって調整されることがわかった。変数の各水準における、寛容動機の予測値を図 10-3 にプロットした。

勢力と謝罪の単純交互作用は、公正世界信念の低群（-1SD）において有意であることが認められた（ $b = .83$, $\beta = .28$, $p < .01$ ）。そこで、公正世界信念低群における謝罪の単純主効果を確認したところ、低勢力群に比べ（ $b = -.30$, $\beta = -.20$, $p > .14$ ）、高勢力群で個人の寛容動機を増加させていた（ $b = .54$, $\beta = .36$, $p < .02$ ）。また、同じく公正世界信念低群で、勢力の単純主効果を検定したところ、勢力による差は謝罪なし群では見られず（ $b = -.37$, $\beta = -.25$, $p > .11$ ）、謝罪あり群において高勢力群の方が低勢力群よりも強い寛容動機を示す傾向が認められた（ $b = .47$, $\beta = .32$, $p < .02$ ）。

公正世界信念の高群（+1SD）においては、勢力と謝罪の単純交互作用は有意でなく（ $b = .02$, $\beta = .01$, $p > .93$ ）、謝罪が寛容動機を高めるという主効果のみ認められた（ $b = .59$, $\beta = .40$, $p < .001$ ）。すなわち、公正世界信念が強い個人においては、謝罪は、勢力に関わらず寛容の高まりに寄与するという傾向があった。

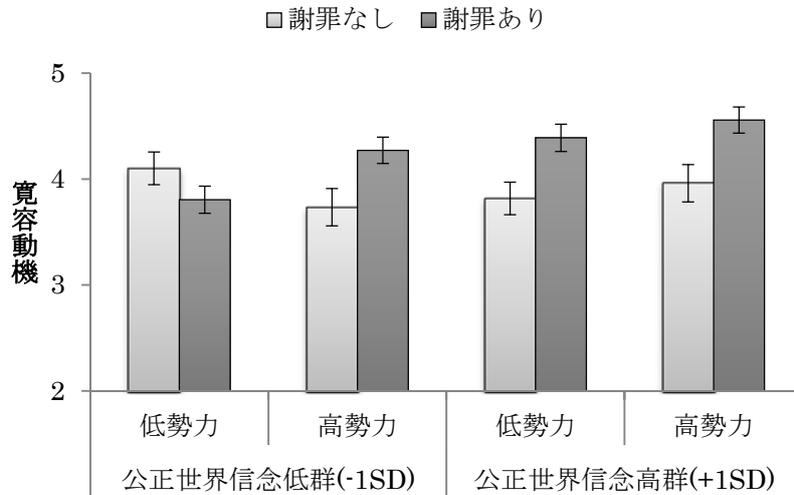


図 10-3. 個人次元公正世界信念および勢力と釈明が寛容動機に与える影響 (研究 5)

注. エラーバーは標準誤差をあらわす.

制裁動機 制裁動機に関しては、勢力と謝罪の交互作用が、個人次元の公正世界信念により調整されるという結果は得られなかった。ただし、公正世界信念と謝罪の一次の交互作用は認められ (図 10-4)、公正世界信念低群では謝罪の効果がなく ($b = .08, \beta = .04, p > .67$)、公正世界信念高群でのみ謝罪が個人の制裁動機を低減する効果を示した ($b = -.46, \beta = -.26, p < .02$)。また、この傾向は、謝罪がない場合に、公正世界信念が制裁動機をプラスに予測する ($b = .28, \beta = .24, p < .04$) という傾向によって説明された (一方、謝罪あり群における公正世界信念の効果は認められない: $b = -.07, \beta = -.06, p > .50$)。

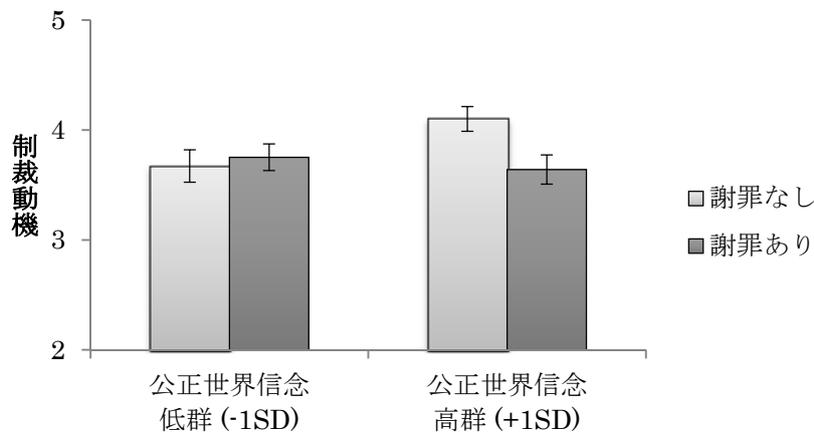


図 10-4. 個人次元公正世界信念と釈明条件が制裁動機に与える影響 (研究 5)

注. エラーバーは標準誤差をあらわす.

修復的公正志向 個人の修復的公正志向への賛意に関しては、勢力と謝罪、そして公正世界信念の交互作用が認められた。分析の結果、寛容動機における結果と基本的には類似するパターンが得られた（図 10-5）。

まず、公正世界信念の低群では、勢力と謝罪の単純交互作用が有意であったため ($b = 1.15$, $\beta = .20$, $p > .05$)、謝罪の単純主効果を検討したところ、低勢力群では効果がみられず ($b = -.32$, $\beta = -.11$, $p > .42$)、高勢力群で個人を修復的公正の志向を高めていた ($b = .83$, $\beta = .29$, $p < .06$)。同じく公正世界信念低群で、勢力の単純主効果を検定したところ、謝罪なし群では効果が示されず ($b = -.23$, $\beta = -.08$, $p > .62$)、謝罪あり群で、高勢力群の方が低勢力群よりも高い修復的公正志向を示した ($b = .92$, $\beta = .32$, $p < .01$)。

公正世界信念高群では、勢力と謝罪の単純交互作用は有意でなかった ($b = -.46$, $\beta = -.12$, $p > .41$)。寛容動機の結果と同様に、勢力に関わらず、謝罪が修復的公正への志向性を高めるという主効果のみがみられた ($b = .71$, $\beta = .25$, $p < .02$)。

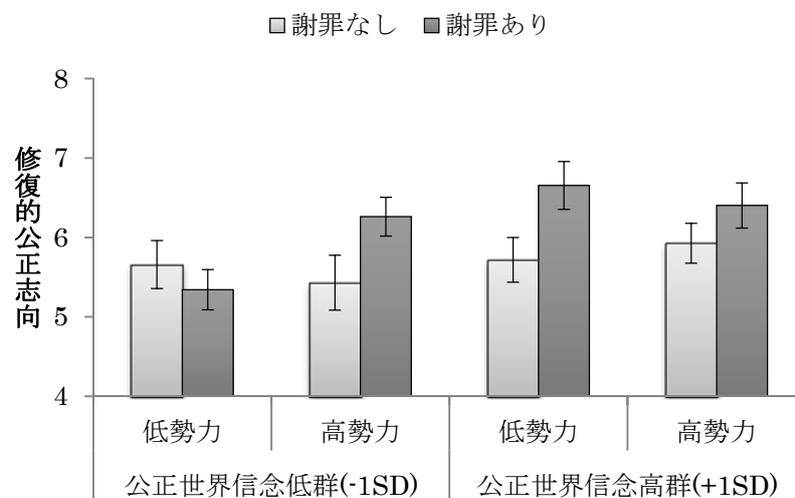


図 10-5. 個人次元公正世界信念および勢力と釈明が修復的公正志向に与える影響 (研究 5)

注. エラーバーは標準誤差をあらわす.

10.4.2. 一般次元の公正世界信念を用いた分析

次に、一般次元の公正世界信念を重回帰モデルに投入した場合の分析結果を、表 10-5 に示した。

表 10-5. 一般次元の公正世界信念および勢力と釈明の操作による重回帰分析結果（研究 5）

独立変数	従属変数					
	寛容動機		制裁動機		修復的公正志向	
	<i>b</i>	β	<i>b</i>	β	<i>b</i>	β
切片	4.07		3.78		5.92	
勢力	.13	.09	.01	.01	.26	.09
謝罪	.34	.23**	-.18	-.10	.42	.15*
勢力×謝罪	.18	.23**	.04	.04	.28	.18*
公正世界信念（一般次元）	.50	.17*	-.49	-.14 [†]	.47	.08
公正世界信念×勢力	-.01	-.01	.11	.06	-.16	-.05
公正世界信念×謝罪	.11	.07	-.30	-.15*	.31	.10
公正世界信念×勢力×謝罪	-.14	-.04	-.25	-.06	-.21	-.03
Adjusted R^2	.101		.028		.051	

注. [†] $p < .10$. * $p < .05$. ** $p < .01$.

寛容動機 一般的な公正世界信念は、勢力や謝罪の効果を調整してはいなかった。ただし、公正世界信念が強いほど、侵害者に対して寛容的な態度を示すという主効果は示された。

制裁動機 公正世界信念の主効果が認められ、さらに、公正信念と謝罪の交互作用が確認された（図 10-6）。謝罪の単純主効果を検定したところ、公正世界信念低群では有意でなく（ $b = .10$, $\beta = .04$, $p > .59$ ）、公正世界信念高群で制裁動機を低減する効果を示した（ $b = -.46$, $\beta = -.25$, $p < .02$ ）。一方で、公正世界信念の単純主効果は、謝罪なし群と（ $b = .19$, $\beta = .19$, $p = .11$ ）、謝罪あり群で（ $b = -.11$, $\beta = -.11$, $p = .21$ ）、いずれも有意にはならなかった。

修復的公正への志向性 修復的公正志向に対して、一般次元の公正世界信念は、主効果と交互作用をいずれも示していなかった。

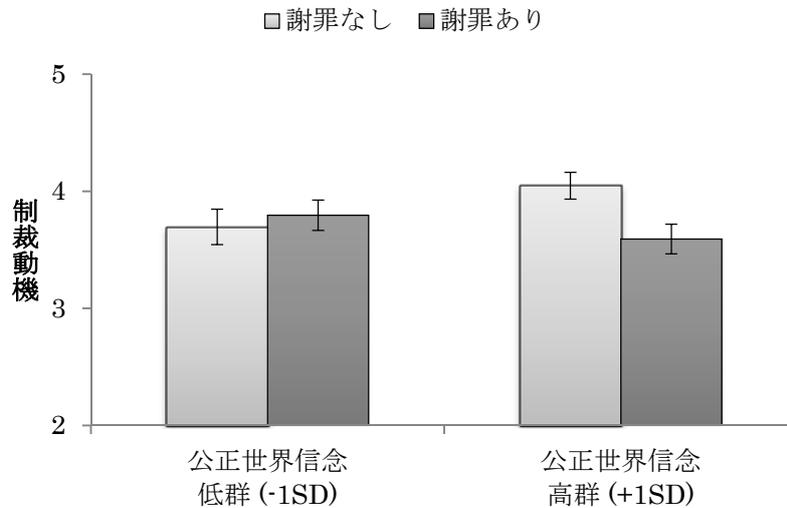


図 10-6. 一般次元公正世界信念と釈明条件が制裁動機に与える影響（研究 5）

注. エラーバーは標準誤差をあらわす.

10.5. 考察

本実験はまず、これまでの研究 2 から研究 4 までの結果を再現し、個人が侵害者に対して示す動機づけを、勢力と謝罪の 2 要因が規定することを明確に示した。侵害者への寛容と制裁という 2 種類の動機づけのいずれに対しても、不公正に対する勢力を低く知覚する個人において、侵害者による謝罪は影響を与えなかった。一方でその同じ謝罪は、勢力を与えられた個人の制裁動機を弱め、寛容動機を高める効果を示した。その傾向は特に、高勢力者が低勢力者に比べ、謝罪がない場合により制裁に動機づけられ（仮説 5-1 の支持）、謝罪があるとより寛容に動機づけられる（仮説 5-2 の支持）という傾向によって説明された。高勢力感が、謝罪がなく応報的公正目標が顕現化している際には制裁を促進し、謝罪による修復的公正目標の顕現化が起こる場合には寛容を促進するという、本研究の予測を支持する結果である。

また、本実験の目的は、上記の知見をさらに発展的に検討するために、人々の公正観を交えた検討を行なうことにあった。分析の結果、仮説 5-3 を支持し、寛容動機に対する勢力と謝罪の交互作用は、個人次元の公正世界信念が弱い個人においてみられることが明らかになった。個人次元の公正世界信念が弱い個人は、不公正による脅威を受けやすく（Dalbert, 2002）、特に他者への一般的な寛容性も低いことが知られている（Strelan, 2007）。そのよ

うな個人は、当該信念が強い個人に比べ、謝罪を提示されても修復的公正の目標が顕現化されにくいと想定される。そのため、低勢力状態に置かれると謝罪を受けても寛容が促進されないが、高勢力状態に置かれることで、修復的公正目標への焦点化が行われ、寛容動機が高まったと考えられる。一方で強い公正世界信念を持つ個人においては、修復的公正目標が顕現化しやすいと考えられるが、本実験でも、当該の個人では勢力に関わらず謝罪が寛容動機を高めるという結果が得られている。

加えて、本実験では、非当事者が修復的公正を志向するかについても検討した。その結果、非当事者の謝罪が、非当事者の修復的公正への志向を高めるものであることが確認された。さらに、その効果は、個人次元の公正世界信念が高い個人においては勢力に関わらずみられるものの、当該信念が弱い個人においては、状況への勢力が与えられていないと認められなかった。これは、寛容動機の結果と対応するものであり、特性的に修復的公正目標の顕現化が弱い個人が低勢力状態に置かれると、修復的公正への動機づけが抑制されるものと解釈される。

また、寛容動機と修復的公正志向のいずれの要因についても、勢力や謝罪の効果进行调整するのは個人次元の公正世界信念であり、一般次元の信念ではなかった。これは、先行研究における議論と整合し (e.g., Lucas et al., 2010; Strelan, 2007)、人々の寛容的な判断とより強く関連するのが、一般レベルでなく個人的なレベルの公正信念であることの表れであるといえる。

なお、制裁動機に関しては、公正世界信念が、勢力の効果とは独立に、謝罪の効果进行调整するということが示された。また、この結果については、公正信念の個人次元と一般次元の区別なく、双方の次元で同様の効果が認められた。具体的には、公正世界信念が強い個人は、謝罪の有無により制裁動機の強さが変動していたのに対し、公正信念が弱い個人は、謝罪による変動がみられなかった。これは、特に一般次元の公正世界信念の中心にある応報性の信念を強く内在化する個人において、非道徳的なふるまいには罰を与え、反省しているならば罰を控えるという反応が表出されたためであると考えるのが妥当であろう。一方で、そのような世界観を持たない個人においては、侵害者に対して制裁を科そうという意識がそもそも働きにくく、謝罪による態度の変動も生じなかったという可能性がある。

11. 研究 6 :

勢力と寛容の関係の調整因の検討 (2)

— 公正世界信念と謝罪誠実さ —

11.1. 目的

研究 5 では、勢力と謝罪にもとづく寛容の発現のプロセスが、修復的公正目標の顕現化の程度に依存するという理論的仮定について検討した。研究 6 では引き続き、公正世界信念を個人の特性的な修復的公正目標の顕現化の程度を示す指標として用い、研究 5 の知見の頑健性を検証する。加えて、本研究 6 では、謝罪の誠実さを操作することで、修復的公正目標を喚起する状況的手がかりの「強さ」の効果を検討する。

11.1.1. 謝罪の誠実さの効果

謝罪による修復的目標の顕現化を左右する要因は、その謝罪自体の性質的な特徴であると考えられる。一般的に、謝罪が寛容につながるためには、侵害者が単に謝るだけでなく、誠意が認められるような「心からの謝罪」と見なされるかが必要となる。この点について、これまでに多くの先行研究で確認されている。

たとえば、初期の代表的な研究として、Darby and Schlenker (1982) は、幼稚園児と小中学生を対象に、侵害者の釈明を誠実さの側面で操作したシナリオを用いて実験を行なっている。釈明は、謝罪が為されない、おごりな謝罪、標準的な謝罪、そして被害者への補償の提案を含む謝罪という 4 種類が設けられたが、より誠意をとまなう対応であるほど、侵害者の印象や、許しや非難といった動機づけの面での改善がみられた。特に侵害者に責任があると見なされる場合に、より誠実な謝罪が効果を持つことが報告されている。また、この研究は、人々の発達段階の比較的に初期の時点でも、謝罪の誠実さが弁別され、判断に用いられることを示している。

Anderson et al. (2006) は、謝罪の誠実さと、個人の怒り感情の低下との関係性を調べている。実験の参加者は、課題の際中に実験者から中傷的な発言をされ、生理的な怒り喚起の程度を血圧の増減として測定された。その際に、実験者が全く謝らないか、謝ったとしてもおごりか、あるいは誠意を持って謝るかという場合を比べると、対応が誠実であるほどに

怒りの低下が早まることが分かった。

より細かく、謝罪に含まれる言語的要素の違いが、寛容反応に与える影響を検討した研究もある (Kirchhoff, Wagner, & Strack, 2012)。ドイツ人を対象とした実験の結果、とりわけ生じた被害が重大である場合には、単に謝罪の弁を述べるのみでなく、侵害者が、自らの過ちを認めた上で、なぜそのような行動をとったかを説明しようとし、恥や悔悛といった感情を表明することが、受け手の寛容の生起につながるという報告が為されている。

Schmitt et al. (2004) は、謝罪に含まれる言語的要素の有無と、それらの要素による受け手の主観的な認知を比べている。その結果、謝罪の中で侵害者が言語的に責任を認めている場合、受け手は、侵害者が被害についても認識しており、後悔を表明していると受け取っていた。逆に、謝罪の中で責任の認識についての言及がなければ、たとえ侵害者が直接的に自らの後悔を述べていても、受け手は謝罪者の後悔を認知しておらず、責任認識が謝罪の効果を左右する重要な要素であることが、この研究からうかがえる。さらに、侵害者に対する特性推論は、謝罪から受け手が責任認識や被害認識、後悔や補償といった要素を認知する程度によって規定されることも示されている。

以上のように、謝罪が人々の寛容的反応を生むかは、どのように謝るかという点によって決定される。公正回復プロセスの中で謝罪が果たす役割は、侵害者が持っている価値観を周囲に伝達するという点にある。謝罪を通して、侵害者が自らの過ちを認め、反省を示していることが伝わるほどに、周囲の人間は、侵害された道德規範が復権し、さらに侵害者自身はその価値観を共有する存在であるということを認知する。そのような認知が生じる程度にもとづいて、謝罪の受け手は、修復的公正目標を喚起すると考えられる。

これは、被害者のみでなく非当事者にとっても同様である。侵害者を共同体として受け入れるかを判断する上で、共同体で共有されている価値観を侵害者が共有しているか見極める必要があり、謝罪が誠実に為されるかは厳しい査定の対象となる (Risen & Gilovich, 2007)。また、侵害者が自らの属する身近な共同体のメンバーであり、その人物との関係の継続が見込まれる場合に、非当事者が被害者よりも謝罪の誠実さを精緻に弁別し、許すかの判断材料とすることが明らかになっている (Hashimoto & Karasawa, 2014)。

以上の議論にもとづき、研究 6 では、謝罪の誠実さを実験的に操作し、非当事者の反応を検討した。予測として、まず謝罪が十分に誠実であると受け取られる場合には、謝罪そのものによる修復的公正目標の顕現化が強く起こり、それに従って人々は寛容に動機づけられると考えられる。一方で、侵害者が謝るが、その誠実さに疑問符が付くような場合、修復的

公正目標の顕現化は相対的に低下すると考えられる。そして、勢力による目標焦点化の効果は、そのような目標の顕現性が低い場合に特に顕著にみられると予測した。

なお、研究 3 の追加分析の結果から、謝罪を認知した個人のうち、その誠実さを主観的に低く見積もる傾向のあった者において、勢力の高低による寛容動機の変動がみられやすいことが示された。本実験は、この研究 3 で得られた知見の再現性を確認し、謝罪の操作を通してより明確な検討を行なうことを目指すものであった。

謝罪の誠実さと勢力との組み合わせにより寛容反応に与えられる影響について、具体的には、以下のように予測した。本実験の大枠の仮説は、示される謝罪の誠実さが低い場合において、高勢力者ほど寛容に動機づけられるということである。さらに、研究 5 で得られた知見と照らし、勢力が謝罪の効果を調整するという傾向は、個人次元の公正世界信念が弱いという条件下で特に認められると考えられる。その一方で、謝罪が十分に誠実であると見なされる場合には、勢力ないしは公正世界信念によらず、個人の寛容が促進されると考えられる。

なお、本実験の勢力操作においては、高勢力条件の対照群は、勢力感を高める教示を付与しない「統制条件」であり、低勢力状態について明示的に教示する「低勢力群」を設けていたここまでの研究とはその点で異なる。

仮説 6-1： 侵害者による謝罪が示されない場合、勢力が高められない個人に比べ、高勢力者の方が侵害者への非寛容的な反応に動機づけられる。

仮説 6-2： 侵害者による謝罪の誠実さが低い場合、勢力が高められない個人に比べ、高勢力者の方が侵害者への寛容的な反応に動機づけられる。

仮説 6-3： 誠実さの低い謝罪によって高勢力者の方が寛容的な反応に動機づけられるという傾向は、個人次元の公正世界信念が弱い個人において、より強く認められる。

仮説 6-4： 侵害者による謝罪の誠実さが高い場合、勢力に関わらず、謝罪が示されない場合に比べて個人は寛容的な反応に動機づけられる。

11.2. 方法

11.2.1. 実験参加者

大学生 189 名が実験に参加した。内訳は、男性 131 名、女性 57 名、性別不明 1 名であり、平均年齢は 20.04 歳であった。

心理学系の概論授業内で質問紙を配布し、後日回収した。回答済み質問紙を提出した者には、授業成績への加点が与えられた。参加者には、勢力（高・統制）×謝罪（あり・なし）の組み合わせによる 4 種類の質問紙のいずれかが、無作為に配られた。

11.2.2. 公正世界信念の測定

研究 5 と同様の項目を用い、参加者の公正世界信念を測定した（個人次元 $\alpha = .83$ 、一般次元 $\alpha = .67$ ）。

11.2.3. 侵害場面のシナリオ提示および勢力操作

研究 5 と同一の、職場内トラブルに関するシナリオを提示した。

その上で、参加者が不公正の是正に向けて持っている影響力の認知を操作するため、高勢力条件では以下の教示がシナリオに続いて記された。

なお、この会社は通常の人事評価とは別に、社員みずからが他の社員を評価するという制度を採用しています。あなたは、本年度の匿名の評価担当者の一人となっており、営業部の社員に対する評価を、人事部の参考資料として提出することになっています。この制度を利用することにより、あなたは他の社員（たとえばコイケ・アダチ両名）の、人事面や報酬面の処遇に対して一定の影響を与えることができます。

勢力操作上の統制群では、上記のような記述はなく、参加者は侵害場面のシナリオのみを与えられた。

11.2.4. 謝罪シナリオの提示

侵害者のその後の対応について描写したシナリオを提示した。謝罪なし条件では、研究 5

の同条件を踏襲し、侵害者であるアダチさんが被害者のコイケさんに対して、自らの不手際の説明のみ伝えるという内容であった。具体的には、以下が謝罪なし条件のシナリオである。

落ち込むコイケさんと一緒に、あなたが休憩室でコーヒーを飲んでいると、アダチさんがやってきました。コイケさんがいることに気づき、目が合ったアダチさんは、『今日は大変でしたね。昨日は緊張で眠れなかったのも、お酒を飲んだら、飲み過ぎてしまいました。資料も、自分なりに見直したつもりだったんですが、ミスって自分では気づかないですね。まさかこんな結果になるとは、驚きました』と言い、立ち去りました。

謝罪が為される条件については、その誠実さを操作した 2 種類のパターンのシナリオを作成した。不誠実謝罪条件では、アダチさんは、謝罪なし条件の釈明に加えて、「すみませんでした」という簡便な謝意表現を呈する様子が記述された。以下が、不誠実謝罪条件におけるシナリオである。

落ち込むコイケさんと一緒に、あなたが休憩室でコーヒーを飲んでいると、アダチさんがやってきました。コイケさんがいることに気づき、目が合ったアダチさんは、『今日はすみませんでした。実は昨日は緊張で眠れなかったのも、少しだけとお酒を飲んだら、飲み過ぎてしまっ…。資料も、自分なりに見直したつもりだったんですが、ミスが多かったですね。こんな結果になってしまい、残念です。』と言いました。

そして、誠実謝罪条件では、謝罪における言語表現の丁寧さを増し、侵害者による被害や責任に関する認識、悔悛の念や補償などの表明を含ませることによって、十分な誠意が知覚されるような謝罪を作成した。以下が、誠実謝罪条件で用いた文面である。

落ち込むコイケさんと一緒に、あなたが休憩室でコーヒーを飲んでいると、アダチさんがやってきました。アダチさんは、コイケさんのそばまで来て、『今日は本当に申し訳ありませんでした。実は昨日は緊張で眠れなかったのも、少しだけとお酒を飲んだら、飲み過ぎてしまいました…。資料も、自分なりに見直したつもりだったんですが、あんなにミスがあるなんて。こんな結果になってしまったのは、すべて自分の責任です。コイケさんには、大変なご迷惑をかけてし

まい、本当に後悔しています。』と言って、頭を下げました。

11.2.5. 従属変数の測定

本実験で使用した測定項目について、表 11-1 にまとめた。参加者は、動機づけ項目に対してのみ、「全くあてはまらない (1)」から「よくあてはまる (7)」のスケールに回答し、それ以外の項目に対しては「全くそう思わない (1)」から「とてもそう思う (7)」のスケールに回答した。

勢力感の操作チェック 提示された紛争について、参加者が経験した主観的な勢力感について、5項目で測定した ($\alpha = .80$)。

釈明の誠実さに関する操作チェック 提示された侵害者の対応から、誠実さがどれだけ知覚されたかを、6項目で測定した ($\alpha = .86$)。

侵害者への動機づけ 研究 5 と同様に、侵害関連対人動機づけスケール日本語版の、寛容動機 4 項目 ($\alpha = .77$) と制裁動機 5 項目 ($\alpha = .86$) を使用した。

表 11-1. 研究 6 で使用した従属変数の尺度項目

勢力感の操作チェック

1. 自分には、コイケさんやアダチさんに見合った賞罰を与えられるような一定の力があると感じる
2. 自分は、コイケさんとアダチさんの間に生じている不公正を、より公平にしようと思えばできる立場にいる
3. 自分は、コイケさんやアダチさんの処遇に対してなんの影響力もない*
4. 自分が行動することで、コイケさんやアダチさんにとってよりふさわしい報いをもたらすことができる
5. 自分がより納得できる結果となるよう、状況に働きかけることができる

釈明の誠実さの操作チェック

1. アダチさんは誠実な対応をした
2. アダチさんの言葉には、納得できる
3. アダチさんは、自らの行動がもたらした結果を認識している
4. アダチさんの対応から、反省の意を感じる
5. アダチさんは、自身の印象悪化を防ぐために釈明した
6. アダチさんの釈明から、自らの責任を果たそうという意図が感じられる

寛容動機

1. アダチさんとの関係を、壊さないように努める
2. アダチさんがしたことにかかわらず、ポジティブな関係を持つようにする
3. アダチさんの行為は自分に怒りをもたらしたが、関係を続けるために、それらをひとまず脇に置く
4. アダチさんを、許す

制裁動機

1. アダチさんに、罰を与えたい
2. アダチさんに、責任を取らせたい
3. アダチさんに、その行為に見合った報いを受けてほしい
4. アダチさんが傷つき、惨めになる様を見たい
5. アダチさんに何か悪いことが起きてほしい

注. アスタリスク (*) は逆転項目を表す.

11.3. 結果 (1) 勢力と釈明による効果の検討

実験条件ごとの各従属変数の平均値を、表 11-2 に示した。

表 11-2. 勢力条件と釈明条件にもとづく各従属変数の平均値と標準偏差 (研究 6)

	統制						高勢力					
	謝罪なし		不誠実 謝罪		誠実 謝罪		謝罪 なし		不誠実 謝罪		誠実 謝罪	
	<i>M</i>	<i>SD</i>	<i>M</i>	<i>SD</i>	<i>M</i>	<i>SD</i>	<i>M</i>	<i>SD</i>	<i>M</i>	<i>SD</i>	<i>M</i>	<i>SD</i>
勢力操作チェック	3.33	.84	3.09	1.02	3.50	1.18	3.89	.85	4.04	1.11	4.22	1.09
釈明操作チェック	2.70	1.06	3.76	1.08	4.58	1.04	2.42	1.03	3.78	.96	4.43	.98
寛容動機	3.99	.73	3.95	1.07	4.47	.85	3.57	.85	4.02	.99	4.40	1.11
制裁動機	3.91	1.26	3.93	1.44	3.30	1.04	4.37	1.17	3.57	.91	3.60	1.05

11.3.1. 勢力感の操作チェック

勢力と謝罪による 2×3 の分散分析の結果、勢力操作の主効果のみ認められた ($F(1, 184) = 24.87, p < .001, \eta^2 = .119$)。勢力操作の通り、統制群の参加者よりも ($M = 3.31$)、高勢力群の参加者の方が不公正に対する影響力を高く知覚していた ($M = 4.06$)。

11.3.2. 謝罪に関する操作チェック

侵害者による釈明の誠実さ認知に対しては、謝罪の主効果のみ認められた ($F(1, 184) = 57.23, p < .001, \eta^2 = .384$)。多重比較の結果、謝罪条件の全水準間に有意差があり、謝罪がない場合よりもある場合の方が、そして不誠実な謝罪よりも誠実な謝罪の方が、釈明の妥当性が高く評価されていた ($ps < .001$)。

11.3.3. 侵害者への動機づけ

寛容動機に関して分散分析を行なったところ、謝罪条件の主効果のみ有意となった ($F(1, 184) = 7.92, p < .01, \eta^2 = .079$)。多重比較を行なったところ、謝罪なし群と不誠実謝罪群の間に差はなく ($p = .24$)、誠実謝罪群が、謝罪なし群 ($p < .001$) や不誠実謝罪群 ($p < .01$) よりも強く寛容に動機づけられていた。

制裁動機に対しても、謝罪条件の主効果のみが認められた ($F(1, 184) = 5.53, p < .01, \eta^2$

= .057)。多重比較の結果、謝罪なし群と誠実謝罪群の間にのみ有意差が確認され ($p < .01$)、不誠実謝罪群と他の謝罪条件との間には差がみられなかった ($ps > .19$)。

11.4. 結果 (2) 勢力と釈明、公正世界信念による効果の検討

次に、勢力と謝罪に加えて、公正世界信念とそれぞれの交互作用を独立変数とする重回帰分析を実施した。勢力操作については、統制条件を 0、高勢力条件を 1 とコーディングした。謝罪操作は 3 水準のため、謝罪なし条件を基準に、不誠実謝罪の効果を表す変数（謝罪なしと誠実を 0、不誠実を 1 とコーディング）と、誠実謝罪の効果を表す変数（謝罪なしと不誠実を 0、誠実を 1 とコーディング）を作成した。公正世界信念は、中心化した上でモデルに投入した。

11.4.1. 個人次元の公正世界信念を用いた分析

まず、個人次元の公正世界信念を投入した場合の、寛容動機と制裁動機に関する分析を行った。この結果を表 11-3 に示した。

寛容動機 寛容動機に関して、不誠実謝罪の効果を、公正世界信念と勢力操作が調整するという、二次の交互作用が認められた。謝罪なし群と不誠実謝罪群の差に焦点をあて、各条件の予測値をプロットしたものを図 11-1 に示した。公正世界信念の低群 ($-1SD$) と高群 ($+1SD$) で比較したところ、低群において、勢力操作と不誠実謝罪の単純交互作用が認められた ($b = 1.22, \beta = .31, p < .02$)。そこで、公正世界信念低群における謝罪の単純主効果を検定した結果、勢力統制群では効果がみられず ($b = -.51, \beta = -.25, p > .14$)、高勢力群でのみ寛容動機を増加させていた ($b = .70, \beta = .34, p < .06$)。また、同じく公正世界信念低群で、勢力操作の単純主効果を検定したところ、謝罪なし群では勢力条件間で差がみられず ($b = -.16, \beta = -.08, p > .52$)、不誠実謝罪が提示されたときに、統制群よりも高勢力群が高い寛容動機を示していた ($b = 1.06, \beta = .54, p < .02$)。一方、公正世界信念高群では、勢力と不誠実謝罪の交互作用は認められず ($b = -.31, \beta = -.08, p > .54$)、不誠実謝罪の主効果も確認されなかった ($b = .40, \beta = .19, p > .11$)。

また、誠実謝罪が寛容動機に与える効果については、公正世界信念や勢力操作による調整効果はみられず、主効果のみが検出された。誠実な謝罪は、個人の公正信念や勢力感によらず、寛容を高める働きがあることが示された。

表 11-3. 個人次元の公正世界信念および勢力と釈明の操作による重回帰分析結果

独立変数	従属変数			
	寛容動機		制裁動機	
	<i>b</i>	β	<i>b</i>	β
切片	4.22		3.59	
公正世界信念（個人次元）	.19	.19*	.03	.02
勢力	-.03	-.01	-.01	.00
公正世界信念×勢力	-.49	-.24**	.44	.18*
不誠実謝罪	.25	.12	-.42	-.17*
公正世界信念×不誠実謝罪	.16	.08	-.11	-.05
勢力×不誠実謝罪	.45	.12	-.79	-.17†
公正世界信念×勢力×不誠実謝罪	-.78	-.19*	1.08	.22*
誠実謝罪	.66	.32**	-.70	-.28**
公正世界信念×誠実謝罪	-.09	-.04	.06	.02
勢力×誠実謝罪	.40	.10	-.18	-.04
公正世界信念×勢力×誠実謝罪	-.53	-.13	.83	.17†
Adjusted <i>R</i> ²	.124		.062	

注. †*p* < .10. **p* < .05. ***p* < .01.

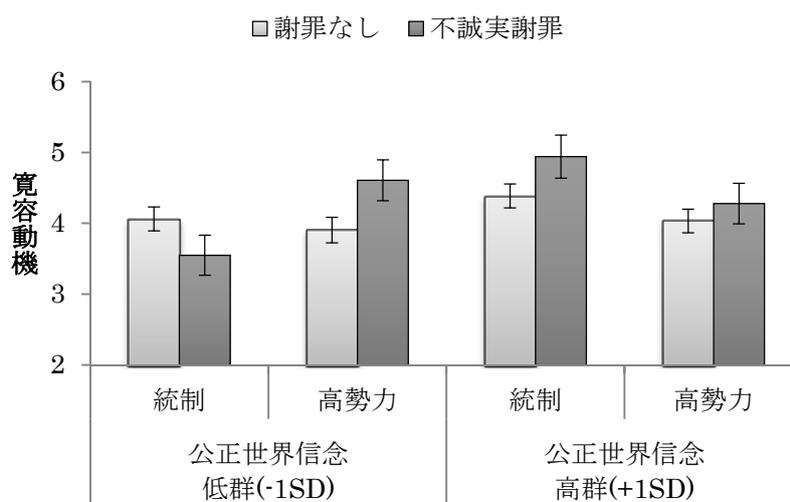


図 11-1. 個人次元公正世界信念と勢力および不誠実謝罪が寛容動機に与える影響（研究 6）

注. エラーバーは標準誤差をあらわす.

制裁動機 制裁動機に関しても、公正世界信念と勢力、そして不誠実謝罪の二次の交互作用が認められた（図 11-2）。寛容動機と同様に、勢力と不誠実謝罪の単純交互作用は、公正世界信念の低群において示された（ $b = -1.85$, $\beta = -.39$, $p < .01$ ）。公正世界信念低群における当該謝罪の単純主効果を検定したところ、統制群では有意でなく（ $b = .62$, $\beta = .25$, $p > .16$ ）、高勢力群において制裁動機を低減させていた（ $b = -1.23$, $\beta = -.49$, $p < .01$ ）。また、勢力条件による差は、謝罪なし群では認められず（ $b = .49$, $\beta = .21$, $p > .11$ ）、不誠実な謝罪がある場合において、高勢力群は統制群よりも制裁動機を低く示していた（ $b = -1.36$, $\beta = -.57$, $p < .01$ ）。一方で、公正世界信念の高群では、不誠実謝罪の効果は勢力による調整を受けず（ $b = .26$, $\beta = .06$, $p > .68$ ）、制裁動機を直接的に低減させる傾向がみられた（ $b = -.53$, $\beta = -.21$, $p < .10$ ）。

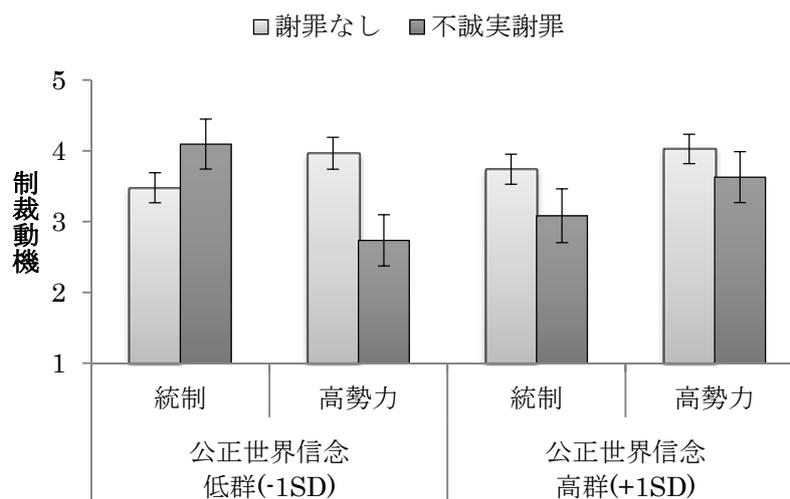


図 11-2. 個人次元公正世界信念および勢力と不誠実謝罪が制裁動機に与える影響（研究 6）
注. エラーバーは標準誤差をあらわす。

なお、制裁動機に関しては、誠実謝罪が与える効果も、公正信念と勢力によって調整されるという傾向が認められたため、下位検定を行なった（図 11-3）。公正世界信念の低群において、勢力と誠実謝罪の単純交互作用は有意とはならなかったものの（ $b = -.99$, $\beta = -.21$, $p = .11$ ）、謝罪の単純主効果は、勢力統制群ではみられず（ $b = -.26$, $\beta = -.10$, $p > .55$ ）、高勢力群でのみ認められた（ $b = -1.25$, $\beta = -.50$, $p < .01$ ）。また、謝罪あり群で、統制群より

も高勢力群の個人が制裁動機を低下させていた ($b = -.93$, $\beta = -.49$, $p < .07$)。そして、このような勢力と謝罪の単純交互作用の効果は、公正世界信念の高群ではみられず ($b = .63$, $\beta = .13$, $p > .29$)、強い公正信念を有する個人は誠実謝罪を受けて制裁を低下させる傾向にあるといえる ($b = -.64$, $\beta = -.26$, $p < .04$)。以上より、制裁動機に関しては、不誠実謝罪の効果のパターンが、誠実謝罪においてもある程度確認されたといえる。

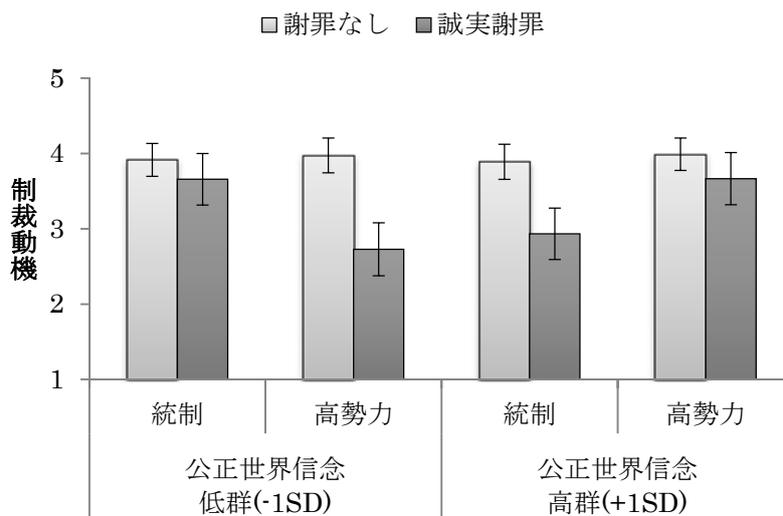


図 11-3. 個人次元公正世界信念および勢力と誠実謝罪が制裁動機に与える影響 (研究 6)
注. エラーバーは標準誤差をあらわす.

11.4.2. 一般次元の公正世界信念を用いた分析

次に、一般次元の公正世界信念を用いた同様の分析の結果を、表 11-4 に示した。

寛容動機 個人次元の公正世界信念で分析した場合と同様に、寛容動機に関して、公正信念と勢力、および不誠実謝罪の交互作用が認められた。各条件における参加者の回答のパターンについても、基本的には個人次元の公正信念にもとづくモデルを踏襲する結果が得られた (図 11-4)。まず、勢力と不誠実謝罪の単純交互作用は、やはり公正世界信念の低群において認められ ($b = 1.18$, $\beta = .30$, $p < .02$)、謝罪が不誠実であっても、高勢力群では寛容動機の増加がみられた ($b = .67$, $\beta = .32$, $p < .06$; 勢力統制群では、 $b = -.51$, $\beta = -.25$, $p > .14$)。また、勢力条件の単純主効果は、公正世界信念の低群の不誠実謝罪あり群に

において認められた ($b = .84$, $\beta = .43$, $p < .03$; 謝罪なし群では、 $b = -.35$, $\beta = -.18$, $p > .16$)。対して、不誠実謝罪は、公正世界信念の高群においては、勢力による調整を受けず ($b = -.43$, $\beta = -.11$, $p > .38$)、寛容動機を高める主効果のみ有意となった ($b = .49$, $\beta = .24$, $p < .04$)。誠実な謝罪については、一般次元の公正世界信念を扱った分析でも、寛容動機を増加させるという主効果のみ認められた。

表 11-4. 個人次元の公正世界信念および勢力と釈明の操作による重回帰分析結果 (研究 6)

独立変数	従属変数			
	寛容動機		制裁動機	
	b	β	b	β
切片	4.24		3.56	
公正世界信念 (一般次元)	.23	.21*	-.18	-.13
勢力	-.06	-.03	.06	.03
公正世界信念×勢力	-.34	-.15**	.42	.16†
不誠実謝罪	.28	.14	-.46	-.18*
公正世界信念×不誠実謝罪	.23	.10	-.31	-.12
勢力×不誠実謝罪	.38	.10	-.68	-.14
公正世界信念×勢力×不誠実謝罪	-.90	-.20*	1.35	.25**
誠実謝罪	.65	.32**	-.69	-.28**
公正世界信念×誠実謝罪	-.05	-.02	.06	.02
勢力×誠実謝罪	.39	.10	-.20	-.04
公正世界信念×勢力×誠実謝罪	-.33	-.08	.26	.05
Adjusted R^2	.110		.095	

注. † $p < .10$. * $p < .05$. ** $p < .01$.

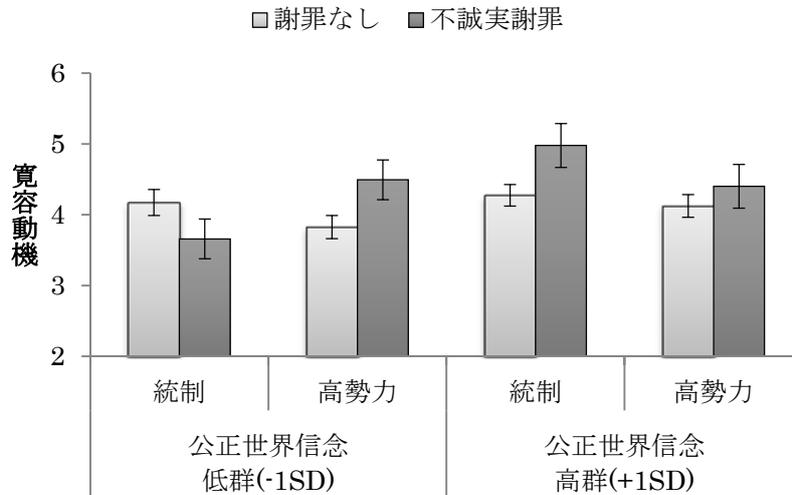


図 11-4. 一般次元公正世界信念と勢力および不誠実謝罪が寛容動機に与える影響（研究 6）

注. エラーバーは標準誤差をあらわす.

制裁動機 制裁動機においても、一般次元の公正世界信念と勢力による二次の調整効果は、不誠実謝罪の効果に対して示された（図 11-5）。勢力と不誠実謝罪の単純交互作用は、公正世界信念低群においてみられた（ $b = -1.88$, $\beta = -.40$, $p < .01$ ）。公正信念の低群における下位検定の結果、高勢力群で、不誠実謝罪は個人の制裁動機を低下させる効果があった（ $b = -1.13$, $\beta = -.45$, $p < .01$ ）。その一方で、勢力統制群では、不誠実謝罪は謝罪が提示されない場合よりも、むしろ制裁動機を強めるという傾向が見出された（ $b = .76$, $\beta = .30$, $p < .08$ ）。公正信念低群における勢力の単純主効果の検定からは、謝罪なし群では高勢力群の個人が統制群よりも強く制裁に動機づけられていたのに対し（ $b = .63$, $\beta = .27$, $p < .04$ ）、不誠実謝罪群では高勢力群の参加者の方が弱い制裁動機を示した（ $b = -1.26$, $\beta = -.53$, $p < .02$ ）。公正世界信念の高群では、不誠実謝罪と勢力の交互作用は認められず（ $b = .53$, $\beta = .11$, $p > .37$ ）、不誠実謝罪が制裁動機を低減するという主効果のみ認められた（ $b = -.74$, $\beta = -.30$, $p < .02$ ）。

誠実な謝罪については、一般次元の公正世界信念を扱った分析でも、制裁動機を緩和するという主効果のみが認められた。

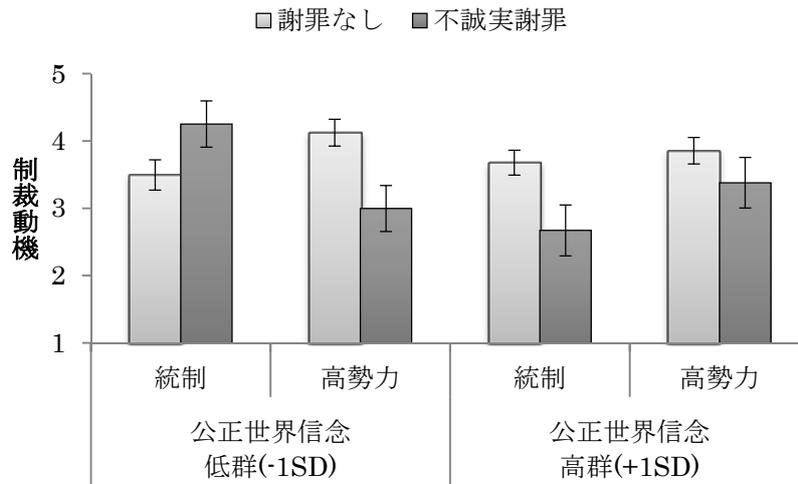


図 11-5. 一般次元公正世界信念および勢力と不誠実謝罪が
制裁動機に与える影響（研究 6）

注. エラーバーは標準誤差をあらわす.

11.5. 考察

本研究では、謝罪の有無に加え、謝罪が示される際の誠実さも操作し、勢力操作の効果と併せて検討した。独立変数を勢力と謝罪に絞って行なった分析の結果、それら二要因の交互作用は認められなかった。すなわち、謝罪がない場合に勢力統制群より高勢力群の方が非寛容であると予測した仮説 6-1 と、謝罪が不誠実である場合には勢力統制群より高勢力群の方が寛容的であると予測した仮説 6-2 は、ともに支持されなかった。一方で、研究 5 に引き続き、本研究でも個人の公正世界信念を交えた検討を行なったところ、勢力と謝罪による交互作用効果は、公正世界信念の程度により規定されることが示された。

まず、寛容動機については、公正世界信念（個人次元／一般次元いずれも）が弱い個人において、とりわけ謝罪の誠実さが低いときに、謝罪と勢力の交互作用が認められた。弱い公正信念を持つ個人が誠実さに欠ける謝罪を提示されたとき、不公正への勢力を持たない個人は、侵害者への寛容には動機づけられなかった。一方で、そのような個人に勢力が与えられると、同じ不誠実な謝罪であっても、寛容動機を高めていた。これは、本研究の仮説 6-3 に沿った結果である。そして、仮説 6-4 を支持し、謝罪が誠実である場合には、勢力や公正信念に関わらずに寛容が促進されるという傾向が認められた。これらの結果について、本論文では以下のような解釈を行なう。まず、公正世界信念という特性的な変数とともに、謝罪

の誠実さという状況手がかりは、個人の中で修復的公正目標の喚起の程度を左右すると位置づけられる。その上で、公正世界信念が弱く、謝罪が不誠実である、すなわち修復的目標の喚起が特に弱い条件のもとで、勢力は個人の寛容反応にもっとも強く影響するといえよう。修復的公正目標の喚起が弱いときには、他の応報的目標などの目標競合が生じやすく、個人は寛容反応の抑制を経験しやすいと考えられる。そのようなときに、個人は勢力感を高められることで、修復的目標への注意を焦点化し、競合目標の顕現性を抑えることで、寛容へ動機づけられやすくなると想定される。なお、謝罪の妥当性が低く見積られる際に勢力による反応調整の効果が最大化するという傾向は、本論文の研究3でも示唆されていたが、本実験からはその点をより明確化する結果が得られたといえる。

制裁動機についても同様に仮説 6-3 の支持が得られた。すなわち、公正世界信念が低く、提示される謝罪の誠実さが低い場合には、勢力の高い個人のみが制裁への意図を低下させていた。そればかりか、不誠実謝罪が勢力を持たない個人に提示される場合には、制裁動機が逆に強まるという傾向まで認められた。誠意が認められない謝罪は、かえって侵害者への印象を悪化させる (Weiner et al., 1991)、あるいは侵害者への責任の帰属を強めるという効果もあり (Hashimoto & Karasawa, 2012)、それゆえ応報的な目標を強める方向にも働いたと考えられる。一方で、高勢力者は、誠実さが不明確である同様の謝罪を受けたとき、もともとの否定的な態度を強めるのではなく、それを抑制するという方向の反応を示していた。高勢力者は、状況の求めに応じて自らの反応をより柔軟に切り替えることができるが (Guinote, 2007c; Smith, Jostmann, Galinsky, & van Dijk, 2008)、既存の応報的な態度に沿って謝罪をネガティブに解釈するのではなく、制裁を抑えるという逆方向の反応に意識を向けるということも、そのような思考プロセスの柔軟さを反映しているのかもしれない。

また、制裁動機に対しては仮説 6-4 に沿わず、誠実謝罪であっても、個人次元の公正世界信念と勢力による調整効果を受けていた。すなわち、誠実な謝罪であっても、弱い公正信念の持ち主には、不誠実謝罪の場合と同様に、勢力が与えられていなければ制裁の動機づけを低減する効果が弱いという傾向が認められた。これは、応報的な反応が非常に強力な反応であり (Miller, 2001)、たとえ誠意ある謝罪が示されても維持されやすいという側面を示唆する結果といえる。人々は場合によっては、侵害者に対して外面的な許しを表明し、関係性を保つという選択をしながらも、内面的にはネガティブな態度を持ち続けるということもありうる (Baumeister, Exline, & Sommer, 1998)。特に公正世界信念が低く、侵害状況による自己脅威を感じやすい個人は、謝罪が誠実なものであっても、応報的公正の目標を捨てると

いう判断を下しにくいのかも知れない。その上で本研究は、そのような個人であっても、勢力が与えられることで、寛容への志向性を高められるということを示している。

本研究における予期せざる結果として、公正世界信念の個人次元のみならず、一般次元の公正世界信念にも人々の寛容反応を調整する効果が認められた。これは、寛容と個人次元の公正世界信念の関連性を主張する先行研究や (Lucas et al., 2010; Strelan, 2007)、とりわけ本論文の研究 5 と結果を異にする。このような結果間の差異について、現段階で確固たる議論を提示することはできないものの、解釈可能性のひとつとして、この研究 6 のサンプルの大部分 (189 名のうち 140 名) が政治学系の学科に所属する大学生であった点が指摘できる。たとえば、そのような学生は、マクロな社会構造や社会システムに関する議論に日常的に触れる中で、社会全体の公正性と自己に関連するよりミクロな公正世界観とを連続体として捉えている傾向が強い可能性がある。あるいは、自分自身の公正や秩序が、社会全体の公正を維持するシステムにより守られるという意識が強いかもしれない。そのような個人においては、一般次元での公正が担保されているという信念も、不公正の脅威へのバッファとして働き、他者への寛容性を高める役割を担っている可能性が考えられる。その結果として、修復的公正の目標の顕現化のプロセスにおいて、個人次元のみならず一般次元の公正観が適用されていたという仮定が導かれる。これは現時点では推測の域を出ない仮定であるが、将来的には実証的な検討を通して明確化することで、人々の公正回復プロセスのみならず、公正に関する世界観の性質についても示唆をもたらさしめる点であるといえる。

12. 総合考察

12.1. 本研究で得られた知見

本研究は社会的侵害場面の非当事者の判断に着目し、侵害者への態度の規定因を検討することを目的とした。人々が侵害場面を知覚すると、たとえ自らが当事者でなくとも、状況の中に存在する不公正を是正しようという目標が喚起される。そして、その目標に従い、人々は侵害者への制裁や、場合によっては寛容といった反応に動機づけられる。その上で、本研究の仮定は、人々が形成する行動意図が、喚起される公正回復の目標とともに、個人が状況に対してどれだけの「勢力」を持っているかによって規定されるというものであった。そのようなプロセスについて、本研究は6つの研究を通して実証的に検討した。以下に、各研究で得られた知見をもとに、人々の反応形成過程において勢力がどのような働きを示すのかについて議論する。

まず、本研究で検討した以下の仮説について検討する。

全体仮説 1

侵害者による謝罪を認知しない場合、低勢力者に比べ、高勢力者の方が侵害者への非寛容的な反応に動機づけられる

まず、人々が不公正を知覚すると、侵害者に対して罰を与えるという応報的公正にもとづく目標が強く喚起される。その際に、高勢力者は低勢力者に比べ、喚起されている目標に対して注意を焦点化し、接近的な反応志向を示す。その結果として、高勢力者の方が、侵害者への制裁により強く動機づけられると予測した（図 12-1）。この点は、まず研究 1 で、個人差としての勢力感と、犯罪加害者への制裁動機との関連性の知見により支持された。特に、研究 1 では、高勢力感にともない制裁反応が強められるのは、特性的な寛容性が低く、恨みへの志向性が高い個人においてであった。この結果から、勢力の効果が、人々の判断を一律に厳格化したり攻撃性を高めるというものではなく、応報的目標が喚起されやすい個人において、その目標に沿った反応を促進するというものであることが確認された。さらに、研究 2 と研究 5 では、個人が知覚する勢力を実験的に操作した上で検討した。研究 2 では不祥事企業が、研究 5 では職場内の侵害者が、それぞれ謝罪を示さないとき、各対象に対する

制裁の動機づけが、高勢力者において高まるということが確認された。

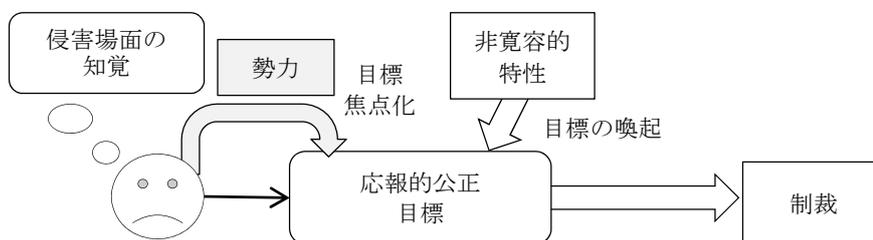


図 12-1. 勢力による目標焦点化にともなう制裁反応の促進

次に、本研究では、個人の寛容につながる修復的公正目標が喚起されたときに、勢力がどのような効果を及ぼすかという点について、以下の仮説を検討した。

全体仮説 2

侵害者による謝罪を認知する場合、低勢力者に比べ、高勢力者の方が侵害者への寛容的な反応に動機づけられる

本論文に収録した 6 つの研究を通して、「修復的公正目標の喚起手がかりとしての、侵害者による謝罪」という変数の影響を検討した。侵害者が自らの非を認め、反省を口にするような場合には、人々は侵害者に対して道徳的価値観を共有する存在であるという認識を強め、関係修復という選択肢が生まれると考えられる。本研究は、そのときの判断者の内的な状態として、応報的公正と修復的公正という 2 種類の目標が同時に喚起されており、目標の競合が生じている状態であるという想定を置いた。その場合、個人が修復的公正目標に沿った寛容反応を示す程度は、その目標にどれだけ注意が焦点化され、逆に応報的公正目標による影響が抑制されるかにより決定される。そして、そのような目標への焦点化を規定する要因が、勢力となる。

まず、低勢力状態では、競合する複数の目標に非選択的に注意が配分されるため、単一の目標への注意の焦点化が生じにくく、結果として目標に沿った反応の発現が抑制されると仮定した (図 12-2)。すなわち、志向すべき目標として、侵害者が謝ってきたのだから寛容的な対応をしようという意向が生まれても、侵害者に報いを受けさせるという既存の目標の影響を抑えることができないと考えられる。そしてその結果として、低勢力者においては寛容の動機づけが抑制されると考えた。本研究では、この予測を支持する結果が、複数の手

続きを通して一貫して得られた。具体的に、研究 2 と 3 では、状況への直接的な勢力を持たない個人や、低勢力をプライムされた個人に対して、企業による謝罪は、寛容動機を高める効果を持たなかった。また、研究 5 では、低勢力者に対する対人的な謝罪の無効性も示された。研究 6 では、後述する通り公正世界信念が低い個人を対象として、誠実さの弱い謝罪を受けた際という条件付きではあるものの、やはり低勢力者は寛容に動機づけられにくいという結果が得られた。

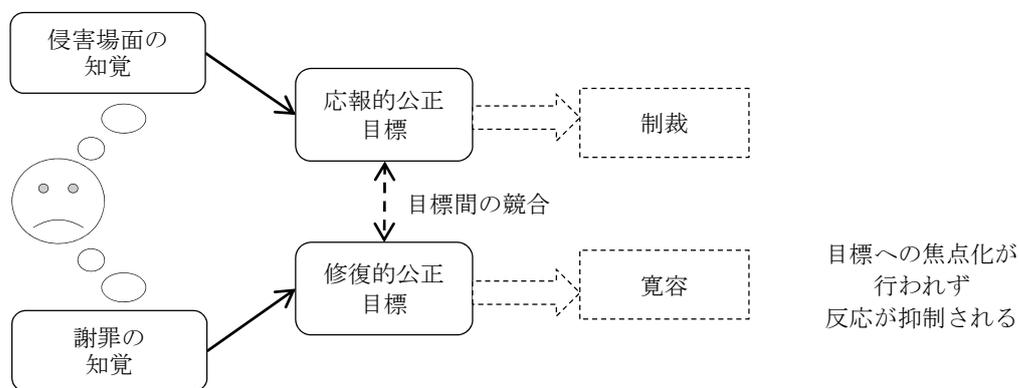


図 12-2. 低勢力状態における目標の非焦点化による寛容反応の抑制

対して、高勢力状態にある個人は、謝罪にともない喚起された修復的公正目標へ注意を焦点化し、その目標の達成に向けて接近的に反応することができると考えられる。そのため、本研究では、高勢力者が低勢力者に比べ、謝罪にともない寛容的な反応を示しやすいと予測した (図 12-3)。この理論的予測は、本研究のすべての研究により支持された。まず研究 1 で、参加者は侵害者による反省の表明を想起し、寛容への意向について回答したが、その結果、特性的な勢力感が高い個人ほど、犯罪加害者に寛容的であることが示された。研究 2 以降では、より直接的に謝罪の有無を操作し、謝罪にともない寛容に動機づけられるのは、高勢力者においてであることを確認した。この傾向を支持する結果が、企業不祥事と (研究 2・3)、対人間の葛藤場面 (研究 4・5・6) のいずれの場合でも得られ、さらに、人々の自己報告による動機づけの評定のみでなく、侵害者に対する攻撃の行動指標においても認められた (研究 4)。

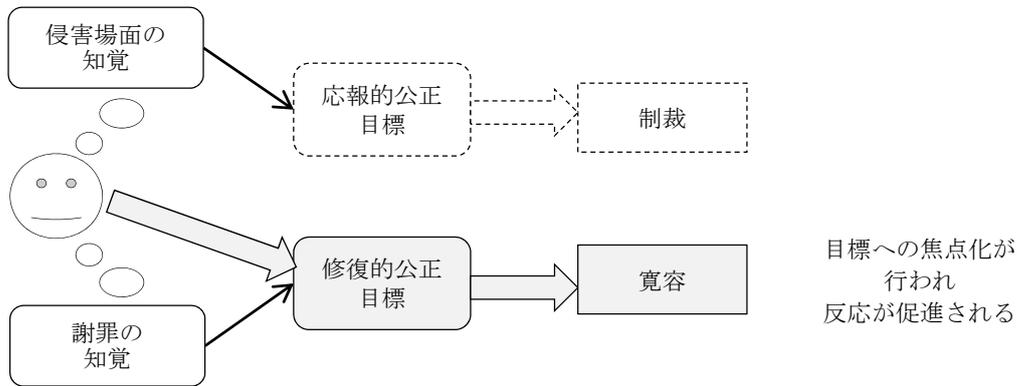


図 12-3. 高勢力状態における目標の焦点化による寛容反応の促進

また本研究では、勢力感が公正目標に沿った反応表出を調整するという傾向が、どのような条件のもとで起こるかについて、さらなる検討を行なった。勢力による目標焦点化のプロセスがもっとも影響力を発揮するのは、謝罪にともなう修復的公正目標の活性化が、応報的公正目標など他の目標と競合するときであることが想定される。であるならば、勢力の効果は、修復的公正目標の顕現化の程度によって規定されるであろうと考えた。そのような想定のもと、研究 5 と 6 では、修復的公正目標の顕現性を左右する要因として、個人の寛容への志向と関連する公正世界信念を取り上げた。その結果から、勢力が謝罪の効果に影響を与えるのは、公正世界信念が弱い個人においてであることが認められた。公正世界信念が弱い個人は、同信念を強く持つ個人に比べ、修復的な公正目標が顕現化しにくいという特徴を持ち、低勢力状態に置かれた場合は特に行動が抑制されやすいと考えられる。一方で、高勢力状態にあるときは、そのように目標の顕現化が弱くとも、当該目標への焦点化を行なうことができ、結果として寛容が高められると解釈される。

また、状況の手がかりである謝罪の誠実さによっても修復的公正目標の顕現性の度合いは左右され、勢力の効果も調整される。まず研究 3 では、この点に関する傍証として、提示された謝罪をあまり誠実ではないと見なす傾向が強い人々の中で、高勢力者ほど寛容に動機づけられるという結果が見出された。そして研究 6 では、謝罪の誠実さを実験的に操作することで、以上の傾向について明確化することを試みた。その結果、寛容動機を勢力の程度が調整する効果は、やはり謝罪の誠実さが低い場合に認められた。すなわち、謝罪が誠実さを十分にとまなう場合、人々は勢力に関わらず、侵害者を許そうという目標に動機づけら

れる。一方で、謝罪者の誠意が不明瞭なときは、その人物を許すべきかの葛藤が人々の中で大きくなる。その際に、勢力感を高められることで目標への焦点化が起こり、寛容の促進がみられたといえる。

以上の点を総合して、公正世界信念と謝罪の誠実さにともない、どのような条件下で勢力の効果がもっとも顕著に表れるのかについて、図 12-4 にまとめた。すなわち、個人的には公正な世界が担保されていると信じている人々や、侵害者が十分な誠意を表明していると感じる個人は、目標の競合を経ることなく、強く顕現化された修復的公正目標に従って寛容的な反応を示すと考えられる。対して、特性的ないし状況的な要因による修復的公正目標の強い顕現化が起こらず、目標競合が生じるときに、勢力がもっとも効果を持つといえる。その場合、高勢力者では目標焦点化により寛容反応が導かれるが、低勢力者では寛容反応の抑制が起こるといえることが、本研究の結果から示唆される。

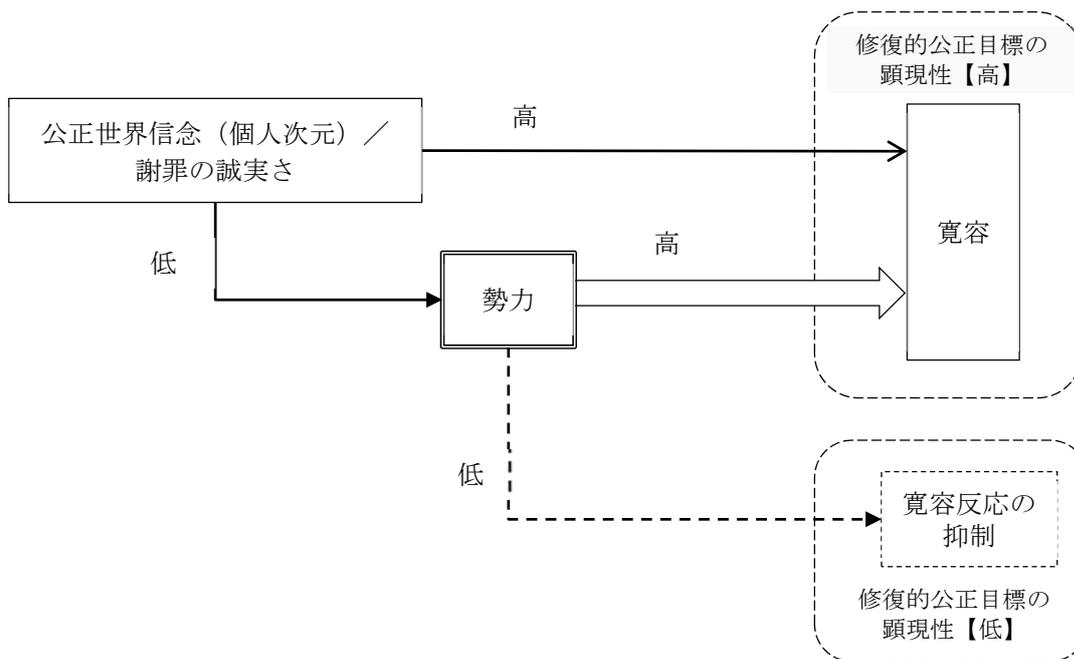


図 12-4. 勢力による寛容の促進・抑制効果が認められる条件

12.2. 本研究の特色

本研究の非常に大きな強みは、複数の場面設定や手続きを組み合わせ、知見の頑健性が確認されている点である。そのため、一般化可能性が高い理論モデルの提出が可能となっている。ポイントとなる点について、以下に具体的にまとめる。

12.2.1. 場面設定の多様性

本研究では、犯罪被害（研究 1）、企業不祥事（研究 2・3）、実験室場面でのセットアップされた迷惑行為（研究 4）、そして職場内トラブル（研究 5・6）といった、多様な侵害場面を対象に一貫性の高い結果を獲得した。そのすべての場面設定が、調査対象者ないし実験参加者にとって、直接的な被害を受けない非当事者の立場からの判断を行なう対象となるよう設計された。ただし、被害者ではないという側面での非当事者という立場は保ちながら、個人が状況との間の自らの立場をどのように知覚するかについては、侵害状況ごとに大きな差異が存在すると考えられる。以下に、各場面設定の特徴について整理する。

犯罪被害 研究 1 における犯罪被害事例は、本研究で扱った侵害場面の中でも、事例について判断する個人にとっては当事者意識がもっとも知覚されにくい題材であると考えられる。一般に、我々は多岐にわたる犯罪事例について、メディアを通して日常的に見聞きするが、多くの場合、それらの事例と自己との直接的な関与が意識されることはあまりない。犯罪は、個人的な脅威としてではなく、社会全体に対する脅威として、人々の判断の俎上へのぼるといえる。また、個人が具体的な犯罪場面に対して介入するというのも一般的には想定されにくい。そのような、自らとのつながりがみえにくい、きわめて第三者的な立ち位置からの人々の道徳判断を、研究 1 では検討したということになる。

企業不祥事 犯罪被害事例と同様に、企業不祥事事例もまた、社会に対する脅威を軸とする題材である。ただし、企業不祥事に対して非当事者である個人が示す判断は、犯罪事例の場合とは異なる象徴的な意味合いを持つ。なぜなら、不祥事を起こした企業にとっては、被害者からの許しを得ることは十分でなく、より広く一般社会からの社会的受容を得て、公的なイメージを回復することが優先課題となるからである。そのような目的意識のもと、企業を含めた組織集団による謝罪は、その受け手として、被害者のみでなく社会全体を想定して為される傾向がある（Govier & Verwoerd, 2002）。この点と合致し、本研究における研究 2 と研究 3 で用いた刺激においても、企業謝罪のターゲットとして一般消費者が含まれてい

た。つまり、実験参加者は状況の非当事者でありながら、謝罪の受け手の立場にもあり、それを消費者として受け入れるかを裁定する役割を担っていたといえる。そのような点において、企業不祥事は、人々が当事者かそうでないかの境界に一定程度の曖昧さが存在する、興味深い題材といえる。

実験室内トラブル 研究4では、実験場面における相互作用相手の侵害行為を目撃した個人が、その相手に対してどのような反応を示すかを検討した。このような状況は、言い換えるならば、社会的迷惑場面に「遭遇」してしまった個人が、侵害者へのサンクションを積極的に志向するかを問題とする場面設定だと位置づけられる。侵害行為をあくまでも目撃する立場であるという点では非当事者であり、自らの利害とは無関連に制裁を志向する傾向は、人々に備わっている利他的制裁の傾向性を表すといえる。本パラダイムで興味深いのは、侵害者にしてみれば、制裁が予期せぬ形で科されており、いわば「天罰が下る」という表現に対応する現象がみられる点である。一方で、実験参加者も非明示的な攻撃を行使しており、人々は無自覚的に「天罰を下したい」という衝動を持っていることが示唆される。たとえ1回きりの相互作用相手であっても、状況的な不公正に「遭遇」してしまうことで、人々は、第三者的な制裁に動機づけられるといえよう。

職場内トラブル 研究5と研究6で扱った職場内トラブルの事例は、職場集団という個人が所属する集団内で生じた侵害場面という点で特徴的である。この場合、侵害者は今後も同じ集団の成員であり続けることが見込まれ、将来的には判断者自らがその人物と相互作用するという可能性も存在する。すなわち、判断者は、状況の非当事者でありながら、侵害者が自らに及ぼしうる実質的な脅威についても想起させられるような立場に置かれるといえる。また、自集団内の規範侵害者、すなわち「黒い羊」は、集団全体の機能や評判を阻害すると見なされ、当該人物の非道徳性が認められる場合には厳しい排斥の対象となる(Marques & Yzerbyt, 1988)。侵害者への処遇を判断する立場としては、侵害者が集団の道徳的価値観を共有しているかを見極め、同様の侵害を繰り返す見込みについて考慮することが特に強く求められる。そのため、侵害者が内集団成員であり、今後の関係継続が見込まれる場合には、謝罪の誠実さに対しても、ひととき厳しい査定の目が向けられるのである(Hashimoto & Karasawa, 2014)。

以上のように、本研究で扱った文脈は、それぞれが固有の特徴を有している。各場面について非当事者としての判断を求められる個人も、侵害状況との相対的な立ち位置の面では、

大きく異なるものであったといえる。その上で、本研究の一連の実証結果は、侵害場面の性質的な差異を越えて、個人の勢力感が、不公正への心理的反応の規定因となることを明らかにした。実社会の中では、本研究で扱った範囲よりもはるかに多岐にわたる形で侵害行為は生じ、人々は非当事者として、様々な立場からそれらに触れる。状況ごとに個人が置かれている立場の違いを考慮しつつも、それを状況との間の勢力関係という要素に落とし込むことで、共通のフレームワークから人々の判断を理解ないし予測しうることを、本研究は示唆するといえる。

12.2.2. 勢力の様々な側面への着目

また、本研究のモデルの柱である勢力の要因についても、複数の形で取り上げた。研究 1 では、勢力の個人差を検討し、研究の 2・5・6 では不公正への直接的な介入可能性として扱い、研究 3 と 4 ではプライミングにより勢力感覚を抽出してその効果を検討した。以上を通して一貫した結果が得られたことで、知見の頑健性が補強された。同時に、個人差から状況的に喚起される勢力感まで広範囲の側面をカバーしたことは、本モデルの適用可能性について、以下のような発展的な議論を導くものとなる。

非当事者が不公正に対して経験する勢力のもっとも直接的な規定因は、状況に介入することができるかということである。研究 2・5・6 ではその点に関する操作を採用し、不公正そのものに対するアウトカム・コントロールを持っていることが、個人の寛容への志向を高める働きがあることを示した。その上で、本研究では、個人差としての一般勢力感や勢力プライミングをもとにモデルを支持する結果が得られたことから、人々の判断を規定するのは、実質的なアウトカム・コントロールの有無に限らないことが強く示された。社会の中で、勢力という要因は、あらゆる形で混在しており、そのどれもが人々の公正判断に関わりうるといえる。そして、勢力の様態が異なっても、その心理的影響は、人々のマインドセットの在り方を変えろという議論に収束されるということが、本研究においても確認された。これは、本研究の理論的意義に大きく貢献するといえる。なぜなら、そのような特徴は、本研究の知見の適用範囲の拡大を促し、非常に多様な社会現象を単一の枠組みで説明することを可能とするためである。一例として、本研究の知見を通して職場内トラブルに対する人々の判断を検討するならば、職場内地位によって生まれる認識や態度の相違を浮かび上がらせることが可能であると同時に、個々人の特性的な勢力感に着目することで、同地位の成員間での見解の多様性を説明しうる枠組みを提供することも可能となるだろう。

12.2.3. サンプルの属性にしばられない知見の提出

本研究は、大学生サンプルと一般サンプルの双方を対象として実験や調査を行なっており、本研究が提唱する理論モデルがサンプルの属性によらずに適用できることが確認されている。このことにより、サンプルの特異性がはらむ以下のような問題を回避することができる。たとえば、サンプル属性と勢力の関連に注目すると、どの層を対象に研究を行なうかにより、勢力感の分布に偏りが存在する可能性が指摘できるかもしれない。本研究の2・3・4は、日本国内で相対的に偏差値の高い大学の学生を中心に実験が実施されたため、サンプル全体として比較的に高い勢力感を経験する個人によって構成されていた可能性がある。また、別角度の視点から、学生と社会人とを比較すると、後者は前者に比べてフォーマル化された組織に属し、明確化された地位構造の中に身を置く頻度が高い（橋本・唐沢・磯崎, 2010; 新井, 2004）。そのため、社会人の方が他者との相互作用の中で、自他の影響力の度合いについて明示的に意識化されるような環境にいるという見方もでき、そのような違いが実験的な勢力の操作に及ぼす影響も、問題として指摘可能かもしれない。以上の点に対する本研究の想定は、個人が経験する勢力感は属性による影響を越えて、状況的に大きく変動する性質を持っており、対象とするサンプルの違いも、ある程度は誤差と見なすことができるというものである。そのため、それは結果の解釈にクリティカルな影響を及ぼさないと考えられる。そして、学生と一般サンプルを対象とした調査ないし実験で共通の傾向が確認されているという本研究の結果は、以上の見方を支持するものであり、本研究モデルの根幹部分は、サンプルの特性に限定されることなく見られる現象だといえる。

12.3. 本研究の理論的貢献

12.3.1. 非当事者のダイナミカルな判断過程に関するモデル化

従来の研究の多くは、個人が侵害状況に関して示す態度について、侵害状況の構成要素の認知が判断に与える影響や、判断者の特性的要因の影響などに関して検討している。代表的な状況要因としては、たとえば被害の重大さ (e.g., Boon & Sulsky, 1997) や釈明の有無 (e.g., Ohbuchi et al., 1989) があり、それらが人々にどのように解釈され、それらが個々の判断にどのような影響を与えるかに関して議論されている。代表的な特性要因としては、公

正観に関する個人差要因 (Lotz, Baumert, et al., 2011; Strelan, 2007) が、応報判断や寛容判断に与える影響がこれまでに検討されている。

本研究が軸とする「勢力」の要因は、以上の研究のさらなる展開を促すものとなる。なぜなら、侵害状況を構成する要素と判断者の特性要因に加えて、状況と判断者との「関係性」の視点の重要性を提起するためである。これは、個人を道徳的エージェントとして捉えた際の行動反応について包括的にモデル化するという試みといえる。道徳的エージェントとしての個人の行動は、状況に関する情報を受け取り、処理する過程のみによって生起するのではなく、自らが働きかけようとする意識が働く。そこには必然的に、不公正状況と自らの相対的な力関係に関する認知が生まれる。そして、本研究は、そのような関係性の認知に応じて、個人の反応が著しく変化することを、まさしく浮き彫りにした。さらに個人と状況との関係性の効果を単体で検討するにとどまらず、本研究の中で、侵害場面の状況的要因 (e.g., 謝罪) にもとづく情報の知覚ないし解釈の過程と、判断者自身の特性的要因 (e.g., 公正世界信念) が判断に影響する過程をモデルに組み込み、それら各要因と勢力の要因の総合的な作用により、個人の態度がダイナミカルに決定される心理構造を明らかにしている。

12.3.2. 非当事者と被害者の寛容性について

本研究は、非当事者が示す応報や寛容の判断に焦点をあてて研究を行なったが、得られた知見は、先行研究における寛容の議論とどのような側面で整合するか。先行研究では、非当事者が、被害者に比べて非寛容的な側面を持つことが主張されている (Green et al., 2008)。特に、謝罪の誠実さが低い場合に、非当事者が侵害者に対して厳しい判断を下すことが報告されている (Hashimoto & Karasawa, 2010; Risen & Gilovich, 2007)。この点について、本研究では、非当事者の中でも、特に状況への勢力知覚が弱い個人が、謝罪により寛容的となりにくいことが認められた。一方で、被害者においても、低勢力状態にあると寛容の発現が抑制されることは知られている (Karremans & Smith, 2010)。これらの結果を総合し、発展的な解釈を導くならば、非当事者が被害者かという当事者性の違いが生む差異が、勢力という要因によっても説明される可能性が提起される。すなわち、被害者が非当事者よりも相対的に寛容であることの背景には、被害者が非当事者に比べて潜在的に高勢力の立場にあるという仮説である。

この仮定の背景にあるプロセスとして、いくつかの可能性が考えられる。ひとつは、被害者を含めて当事者の方が、非当事者よりも状況に対するアウトカム・コントロールの知覚が

相対的に強いという見方である。当事者は、状況の進展を左右する影響力を非当事者よりも保有し、自らの意見によって葛藤の帰結を決定することができる。特に、侵害者の行為が社会通念に従って非道徳的だと認められるならば、被害者は、侵害者の責任を追及し、侵害者の謝罪などの反応を引き出すことができる (Hodgins & Liebeskind, 2003)。また、一般的に、侵害者が許されるべきかの決定権は、やはり被害者が持つものという認識も強い (Cooney et al., 2011; Griswold, 2007)。被害者自身がそのような知覚を有するならば、状況や侵害者に対する勢力も、被害者の方が高く認知するであろう。

一方で、侵害行為自体は被害者の勢力資源を奪うものであるとするならば (Shnabel & Nadler, 2008)、被害者であることが、そのまま高勢力にはつながらないとも想定できる。その場合、被害者が勢力を獲得するためには、前提となる条件があるかもしれない。その鍵となるのは、侵害者から謝罪を受けるという過程であると考えられる。被害者は、侵害者の謝罪を直接的に受けることで、自らの道徳的地位を回復することができ、逆に侵害者自身は地位の低下を経験する (Govier & Verwoerd, 2002; Hampton, 1988)。このプロセスを通じて、被害者は侵害者との相対的な力関係の中で上位の立場に身を置くことができ、侵害者への力を知覚する可能性がある。すなわち、被害者においては、謝罪を受けることが高勢力感を生み、それが後続の寛容的な反応の促進要因となることが想定できるだろう。

以上より、被害者が高勢力の立場に置かれる傾向があると仮定するならば、非当事者との寛容性の差異も、勢力差の観点から説明できる余地が存在すると考えられる。傍証として、被害者と第三者の寛容性の傾向を比べると、被害者の方が、侵害行為との時間的距離の遠さに応じて侵害者を許しやすいという結果が報告されている (Cheung & Olson, 2013)。つまり、被害者の方が時間的距離という主観的感覚に沿った反応を示しやすいということが示唆されるが、勢力研究の文脈では、高勢力者の方がそのような主観的感覚や、アクセシブルな思考に基づいた判断を行いやすいという議論がある (Guinote et al., 2012; Weick & Guinote, 2008)。そのためこの知見は、被害者が非当事者に比べて高勢力状態における判断過程を行いやすいという仮説に部分的な支持を与える知見といえよう。この議論と、本研究の知見を合わせ、非当事者と被害者の寛容を勢力の観点から再検討する試みは、今後の研究の興味深い課題のひとつとなる。そしてその成果として、当事者と非当事者を立場の違いによって離散的に扱うのではなく、勢力の程度差から連続体として捉えることが可能となり、立場により生み出される反応の差異や共通性をより精緻に検証することができるということが期待される。

12.4. 実社会への貢献

実験室の中で認められた現象としての本研究の知見は、実社会の具体的な問題解決にどのような側面で貢献できるだろうか。本節では、いくつかの主要なポイントについて論じる。

日常的に起こる多くの葛藤や紛争場面では、侵害者や被害者の他に、周囲の人間が介入し、事態の成り行きを左右する。たとえば、知人同士の諍いに別の知り合いが「口を出してくる」ことは往々にして生じる。また、よりフォーマルな立場として、学校場面では学生間のいじめなどの問題に対処する役割を教師が担い、職場場面で発生する対人トラブルに対して上司が仲裁する責任を負う。さらに公的性を増し、刑事や民事の紛争に対する司法システムの介入も、当事者間では解決できない問題に第三者が介入することの一例となる。近年は、日本国内でも、裁判員制度の導入にみられるように、一般市民の意見を司法制度の中に組み込もうという流れがある。また、不祥事が発覚した企業に対して、一般の消費者が当該企業の製品を買い控えるといった行動がとられることで、社会的な制裁が科されることにもつながる。近年は、インターネットを通じて、一般市民が企業のブランドイメージや評判に影響を及ぼすことのできる機会が増加しており (Sweetin, Knowles, Summey, & McQueen, 2013)、侵害場面への非当事者の介入の余地が拡大をみせている。以上のように、ミクロ・レベルからマクロ・レベルまでを含む、あらゆる次元の侵害場面で、公正の回復が当事者間で完結する問題とはならず、非当事者による介入が大きな意味を持つ。

とりわけ、修復的公正の観点から、非当事者の役割は強調される。修復的公正のプロセスにおいては、被害者が受ける傷だけでなく、侵害者の道徳的あるいは社会的な自己の回復も目指される。そのため、侵害者が所属する共同体との関係性を回復し再受容されるかどうか、重要な争点となるべき議題である。そのような理念としての修復的公正のモデルには、侵害者と被害者、そして共同体という三本の柱が据えられているものの、現状として、被害者による寛容など当事者間の過程に焦点をあてた研究に比べて、共同体を構成する非当事者の判断を扱った実証研究は少ない。侵害者の謝罪にもとづく非当事者の寛容の規定メカニズムに光をあてる本研究は、社会の中で公正回復がいかにかに達成されるかという議論に大きく貢献するものである。

本研究が特に提起するのは、葛藤の解決の阻害につながりかねない要因についてである。修復的公正の達成のためには、当事者と共同体との間で認識の共有が為されることがポイ

ントとなるが、先行研究は、葛藤の当事者と非当事者の間に判断の非対称性が存在することを指摘する。これらの知見に従えば、侵害者の謝罪に対して、被害者自身は許そうという判断に至っても、第三者は納得ができずに非寛容を貫くという状態が考えられる (Risen & Gilovich, 2008)。また逆に、被害者は許していないのに、周囲の人間は侵害者を大目に見ようという意識が働くような場合も起こりうる (Hashimoto & Karasawa, 2012)。いずれの場合でも、侵害者に対する評定において、立場による認識のギャップが生まれるということは、葛藤の解消を阻害するばかりか、その拡大にもつながりかねない。

本研究の知見は、以上の議論を拡張し、「非当事者」という立場の上でも、状況との関係性の違いに応じて個々人の判断に乖離が生じる可能性を指摘する。そして、それは葛藤の解消を脅かす様々な問題の引き金となりかねない。たとえば、職場内のトラブルに対して介入する上司は、状況への権限の持つという認知から、侵害者への寛容に動機づけられたり、当事者間の話し合いでの解決を志向するかもしれない。それに対して、周囲の部下は、相対的には低勢力状態にあるため、侵害者への厳格な対応を求め、結果的に上司の采配への不満を募らせることになるかもしれない。同様の状況は、教育現場で、いじめ問題に対処する教師にもあてはまるであろう。その場合は、たとえば児童の保護者が教師の対応の仕方に納得できずに、対立が生まれる可能性があるが、これも、状況に対して決定する権限を教師に比べて知覚しにくいことが、理由のひとつとして考えられるだろう。

そして、この議論を延長することで、一般市民を関与させる刑事司法システムに対する示唆も、少なからず提供できる。国外における陪審員制度や国内の裁判員制度などは、一般市民に、犯罪の加害者に対する処罰や司法のプロセスに対する権限を与えるものである。本研究の視点から解釈すると、そのような司法手続きを通して導かれる判断は、状況への強い勢力を知覚する個人によって下されるものである。本研究の結果は、そのような個人による判断が、不公正に関与することのできない他の「一般市民」の意見とは必ずしも一致しないことを指摘する。そのため、「陪審員」や「裁判員」の下す判断と、「一般市民」による民意の間にもギャップが生まれる可能性がある。言い換えるならば、力を持った市民と持たざる市民との間に生じる見解の乖離であり、これは、「司法のプロ」と「民意」との乖離とは別の次元のギャップが、司法判断の枠内に存在しうることを意味する。一般市民の意見を裁判場面に取り入れ、司法に対する国民の信頼を向上させるという裁判員制度の目的に照らしたときに、手続きの中で提出される判断が、どのような性質や条件のもとで導かれるものであるかについては、慎重な議論が求められる。その一側面を、本研究の結果は示すものであ

るといえる。

また、裁判員制度が重大な刑事事件を対象とした司法制度であるのに対し、より日常的な紛争について紛争当事者の主体的な関与を取り込もうという取り組みとして、裁判外紛争解決 (Alternative Dispute Resolution; 通称 ADR) がある。これは、民事領域の紛争において、司法プロフェッショナルと紛争当事者とのコミュニケーションを通して、裁判に至ることなく紛争を解消しようというアプローチである。興味深い点として、この制度の掲げる目的のひとつに、当事者をエンパワーし、自らの力で紛争を解決するということを動機づけるということがある (久保山, 2010)。そのため、修復的公正を通じた葛藤解決アプローチにおける判断者のエンパワメントが果たす役割を示した本研究の知見は、ADR の枠組みに対して有用な知見をもたらすと考えられる。なお、久保山 (2010) は、交通事故を対象とした ADR 事例について分析し、その当事者が現行のシステムやプロセスへの不満や不安を強く抱くことを報告している。その中心的な要因は、ADR の手続きの中で「処理」される中で、当事者が疎外感をおぼえ、自らの関与とは別のところで紛争解決が進むという認知を持つということである。先述の裁判員制度が非当事者を当事者の立場に近づけるプロセスであることは対照的に、現行の ADR や、その他の司法プロセスでは、当事者がどちらかといえば非当事者の立場に追いやられ、状況に対する勢力の喪失がもたらされている可能性がある。低勢力者では修復的公正の志向が実現されにくいという本研究の知見を踏まえると、ADR を通して和解的な紛争解決が果たされる上で、当事者がより強くエンパワーされることが不可欠であることが示唆される。

12.5. 展望

本節では、本研究の限界と、そこから導かれる今後の研究に向けた課題について論じる。

12.5.1. 理論の精緻化

本研究モデルは、基本的な仮定として、勢力が個人の目標志向的な反応を調整するため、応報的公正や修復的公正の各目標の活性時には、目標に沿った反応を促進ないし抑制するという心理プロセスを想定している。今後の研究の方向性のひとつとしては、この内的なプロセスについて、より精緻に検証することが求められる。

たとえば、本研究は、目標の顕現化の程度について、謝罪や公正観などの要因の効果から

間接的に解釈し、議論している。この点について、目標の顕現化そのものを捉えて、測定の方に落とし込む試みなどが想定される。Slabu et al. (2010) は、勢力の高まりにともない、喚起されている目標に沿った概念へのアクセシビリティが高まることを、単語識別課題を通して示している。たとえば、メガネに注意を向けなければいけない課題が与えられると、高勢力者は、メガネに関連した単語への反応時間が早まっていた。このような手続きを援用することで、公正に関する目標が潜在的に顕現化する程度を分析することができると考えられる。また関連して、Karremans and Van Lange (2005) の研究では、「公正」概念の非意識的な活性化の程度を測る単語完成課題を実施しており、公正に関する画像刺激を提示された個人において、公正に関連した単語 (e.g., fair, unjust, equal) のアクセシビリティが高まることが確認されている。この研究では、公正という概念そのものの顕現性が指標化されているが、より細かく、応報的公正や修復的公正の概念活性の度合いを測る指標を開発することで、各目標が顕現化しているかを捉えることができるであろう。その上で、勢力を高められた個人が、顕現化された目標に沿った反応を表出するかの検討を行なうことで、本モデルの妥当性が、より頑健に示されると考えられる。

また、心理プロセスの精緻化に対する別のアプローチとしては、勢力が目標志向的な反応を導く、より基礎的な認知メカニズムを同定するということが考えられる。先行研究では、目標達成や自己制御に向けた行動や思考、感情などを制御する認知的コントロール過程の総称である実行機能 (executive function) の能力が、低勢力者において低下することが分かっている (Smith et al., 2008)。主要な機能が、情報の更新 (updating) や、課題ルールのシフト (shifting)、反応の抑制 (inhibition) である (Miyake et al., 2000)。そして、これらの機能は、人々の寛容特性と関連することが明らかになっている (Pronk et al., 2010)。また、葛藤場面における制御資源の投入が多い個人ほど、他者への寛容に動機づけられやすいことも分かっている (Wilkowski et al., 2010)。本研究で議論したような、公正関連目標の競合時における目標の焦点化は、より低次の認知機能や自己制御過程に根ざしたプロセスである可能性がある。それらの要因について具体的に取り上げ、本モデルの基礎的な骨組みを実証的に補強することも、今後の課題となろう。

12.5.2. 理論の拡張

よりマクロな方向への発展的研究課題として、研究の対象とする葛藤の幅を広げ、その適用可能性を探ることがあげられる。たとえば、本研究では、対人間の侵害場面のみで

なく、企業という組織が引き起こす侵害行為にも焦点をあてた。今後は、他の集団侵害場면을視野に入れた検討が期待される。企業不祥事と性質を異にする集団侵害が、国家間紛争などに代表されるような集団と集団の対立を軸とする紛争である。この場合、集団謝罪も個々の被害者に対してではなく、集団をターゲットとしたものが行われる。また、集団間の対立状況においては、謝罪の受け手は、一個人としての自己と集団という構図ではなく、自集団と外集団という構図のもと、あくまでも内集団への同一視を通して謝罪を解釈すると考えられる。その場合の可能性としては、本研究で提起したような、個人が集団に対して常に低勢力状態にあるという前提が適用されず、むしろ内外集団の勢力関係という別のダイナミクスに基づく勢力認知が優勢的に判断を規定するといえる。集団謝罪の効果研究に、そのような集団間の勢力差という視点を取り入れ実証したものはなく⁷、今後の研究を通して明確化が目指されるべきであると考えられる。

また、本研究は、非当事者が示す侵害者への態度を検討対象としたが、侵害場면을構成する侵害者以外の対象について非当事者がどのような反応を示すかについて、検討の余地がある。当然のことながら、侵害場面におけるもう一方の当事者である被害者については、理論の枠内に含める必要があるだろう。被害者への援助や救済も、非当事者が道徳的エージェントとして示す重要な介入行動であるが、侵害者への攻撃に比べると援助が志向されにくく (Latane & Darley, 1970; Miller, 2001)、さらに場合によっては被害者への非難まで生じうる (Hafer & Bègue, 2005; Lerner & Miller, 1978) といった議論を鑑みると、援助行動の促進に向けて勢力がどのような役割を果たすかは検討すべき重要な課題である (e.g., Whitson, 2009)。さらに、本研究は修復的公正のプロセスの中で交わされる当事者間の相互作用のうち、侵害者による謝罪のみについて人々の反応を求めたが、謝罪に対して被害者が示す反応もまた、非当事者による判断の材料となる (Bennett & Dewberry, 1994)。それは、謝罪に対する評価にも影響を与えうるのに加えて、被害者に対する人々の見方も左右する。そのような視点を含め、当事者と非当事者のそれぞれの相互判断過程を包括的に捉える試みが、今後は求められ、本研究のモデルは、その足がかりとしての役割を担うことが期待される。

⁷ この点について、本論文の4章1節2項で触れた Nadler and Liviatan (2006) における論考から部分的な示唆は得られている。

13. 引用文献

- Abramson, L. Y., Seligman, M. E., & Teasdale, J. D. (1978). Learned helplessness in humans: Critique and reformulation. *Journal of Abnormal Psychology, 87*, 49-74.
- Anderson, C., & Berdahl, J. L. (2002). The experience of power: Examining the effects of power on approach and inhibition tendencies. *Journal of Personality and Social Psychology, 83*, 1362-1377.
- Anderson, C., & Galinsky, A. D. (2006). Power, optimism, and risk-taking. *European Journal of Social Psychology, 36*, 511-536.
- Anderson, J. C., Linden, W., & Habra, M. E. (2006). Influence of apologies and trait hostility on recovery from anger. *Journal of Behavioral Medicine, 29*, 347-358.
- Aquino, K., Tripp, T. M., & Bies, R. J. (2001). How employees respond to personal offense: The effects of blame attribution, victim status, and offender status on revenge and reconciliation in the workplace. *Journal of Applied Psychology, 86*, 52-59.
- Aquino, K., Tripp, T. M., & Bies, R. J. (2006). Getting even or moving on? Power, procedural justice, and types of offense as predictors of revenge, forgiveness, reconciliation, and avoidance in organizations. *Journal of Applied Psychology, 91*, 653-668.
- Bègue, L., & Bastounis, M. (2003). Two spheres of belief in justice: Extensive support for the bidimensional model of belief in a just world. *Journal of Personality, 71*, 435-463.
- Baker, K. (1974). Experimental analysis of third-party justice behavior. *Journal of Personality and Social Psychology, 30*, 307-316.
- Balliet, D., Li, N. P., & Joireman, J. (2011). Relating trait self-control and forgiveness within prosocials and proselfs: Compensatory versus synergistic models. *Journal of Personality and Social Psychology, 101*, 1090-1105.
- Bargh, J. A., Raymond, P., Pryor, J. B., & Strack, F. (1995). Attractiveness of the underling: An automatic power→sex association and its consequences for sexual harassment and aggression. *Journal of Personality and Social Psychology, 68*, 768-781.
- Batson, C. D. (2010). *Altruism in Humans*. New York, NY: Oxford University Press.
- Baumeister, R. F., Exline, J. J., & Sommer, K. L. (1998). The victim role, grudge theory, and two dimensions of forgiveness. In E. L. Worthington (Ed.), *Dimension of Forgiveness:*

- Psychological Research and Theological Perspectives* (pp. 79-104). Radnor: Templeton Foundation Press.
- Baumeister, R. F., Stillwell, A. M., & Heatherton, T. F. (1994). Guilt: An interpersonal approach. *Psychological Bulletin, 115*, 243-267.
- Bennett, M., & Dewberry, C. (1994). "I've said I'm sorry, haven't I?" A study of the identity implications and constraints that apologies create for their recipients. *Current Psychology, 13*, 10-20.
- Berdahl, J. L., & Martorana, P. (2006). Effects of power on emotion and expression during a controversial group discussion. *European Journal of Social Psychology, 36*, 497-509.
- Berkowitz, L., Corwin, R., & Heironimus, M. (1963). Film violence and subsequent aggressive tendencies. *Public Opinion Quarterly, 27*, 217-229.
- Berry, J. W., Worthington, E. L., Jr., Parrott, L., III, O'Connor, L. E., & Wade, N. G. (2001). Dispositional forgivingness: Development and construct validity of the Transgression Narrative Test of Forgivingness (TNTF). *Personality and Social Psychology Bulletin, 27*, 1277-1290.
- Blader, S. L., & Chen, Y.-R. (2012). Differentiating the effects of status and power: A justice perspective. *Journal of Personality and Social Psychology, 102*, 994-1014.
- Boon, S. D., & Sulsky, L. M. (1997). Attributions of blame and forgiveness in romantic relationships: A policy-capturing study. *Journal of Social Behavior & Personality, 12*, 19-44.
- Briñol, P., Petty, R. E., Valle, C., Rucker, D. D., & Becerra, A. (2007). The effects of message recipients' power before and after persuasion: A self-validation analysis. *Journal of Personality and Social Psychology, 93*, 1040-1053.
- Brown, R. P., Wohl, M. J. A., & Exline, J. J. (2008). Taking up offenses: Secondhand forgiveness and group identification. *Personality and Social Psychology Bulletin, 34*, 1406-1419.
- Burnette, J. L., McCullough, M. E., Van Tongeren, D. R., & Davis, D. E. (2012). Forgiveness results from integrating information about relationship value and exploitation risk. *Personality and Social Psychology Bulletin, 38*, 345-356.
- Buss, A. H. (1961). *The Psychology of Aggression*. New York, NY: Wiley.

- Côté, S., Kraus, M. W., Cheng, B. H., Oveis, C., van der Löwe, I., Lian, H., & Keltner, D. (2011). Social power facilitates the effect of prosocial orientation on empathic accuracy. *Journal of Personality and Social Psychology, 101*, 217-232.
- Carlsmith, K. M. (2006). The roles of retribution and utility in determining punishment. *Journal of Experimental Social Psychology, 42*, 437-451.
- Carlsmith, K. M., & Darley, J. M. (2008). Psychological aspects of retributive justice. *Advances in Experimental Social Psychology, 40*, 193-236.
- Carlsmith, K. M., Darley, J. M., & Robinson, P. H. (2002). Why do we punish?: Deterrence and just deserts as motives for punishment. *Journal of Personality and Social Psychology, 83*, 284-299.
- Carver, C. S., Sutton, S. K., & Scheier, M. F. (2000). Action, emotion, and personality: Emerging conceptual integration. *Personality and Social Psychology Bulletin, 26*, 741-751.
- Carver, C. S., & White, T. L. (1994). Behavioral inhibition, behavioral activation, and affective responses to impending reward and punishment: The BIS/BAS Scales. *Journal of Personality and Social Psychology, 67*, 319-333.
- Chen, S., Lee-Chai, A., & Bargh, J. A. (2001). Relationship orientation as a moderator of the effects of social power. *Journal of Personality and Social Psychology, 80*, 173-187.
- Cherek, D. R. (1981). Effects of smoking different doses of nicotine on human aggressive behavior. *Psychopharmacology, 75*, 339-345.
- Cheung, I., & Olson, J. M. (2013). Sometimes it's easier to forgive my transgressor than your transgressor: effects of subjective temporal distance on forgiveness for harm to self or close other. *Journal of Applied Social Psychology, 43*, 195-200.
- Coffee, J. C. J. (1981). "No soul to damn: No body to kick": An unscandalized inquiry into the problem of corporate punishment. *Michigan Law Review, 79*, 386-459.
- Cooney, A., Allan, A., Allan, M. M., McKillop, D., & Drake, D. G. (2011). The forgiveness process in primary and secondary victims of violent and sexual offences. *Australian Journal of Psychology, 63*, 107-118.
- Dalbert, C. (1999). The world is more just for me than generally: About the Personal Belief in a Just World Scale's validity. *Social Justice Research, 12*, 79-98.

- Dalbert, C. (2002). Beliefs in a just world as a buffer against anger. *Social Justice Research, 15*, 123-145.
- Darby, B. W., & Schlenker, B. R. (1982). Children's reactions to apologies. *Journal of Personality and Social Psychology, 43*, 742-753.
- Darley, J. M., Carlsmith, K. M., & Robinson, P. H. (2000). Incapacitation and just deserts as motives for punishment. *Law and Human Behavior, 24*, 659-683.
- Darley, J. M., & Pittman, T. S. (2003). The psychology of compensatory and retributive justice. *Personality and Social Psychology Review, 7*, 324-336.
- De Cremer, D., Pillutla, M. M., & Folmer, C. R. (2011). How important is an apology to you?: Forecasting errors in evaluating the value of apologies. *Psychological Science, 22*, 45-48.
- 土井聖陽・高木修 (1993). 社会的苦境における謝罪の評価と加害者・被害者の感情. *社会心理学研究, 9*, 73-79.
- Eaton, J., Struthers, C. W., & Santelli, A. G. (2006a). Dispositional and state forgiveness: The role of self-esteem, need for structure, and narcissism. *Personality and Individual Differences, 41*, 371-380.
- Eaton, J., Struthers, C. W., & Santelli, A. G. (2006b). The mediating role of perceptual validation in the repentance-forgiveness process. *Personality and Social Psychology Bulletin, 32*, 1389-1401.
- Exline, J. J., & Baumeister, R. F. (2000). Expressing forgiveness and repentance. In M. E. McCullough, K. I. Pargament & C. E. Thoresen (Eds.), *Forgiveness: Theory, research, and practice* (pp. 133-155). New York: Guilford Press.
- Exline, J. J., Worthington, E. L., Jr., Hill, P., & McCullough, M. E. (2003). Forgiveness and justice: A research agenda for social and personality psychology. *Personality and Social Psychology Review, 7*, 337-348.
- Fagenson, E. A., & Cooper, J. (1987). When push comes to power: A test of power restoration theory's explanation for aggressive conflict escalation. *Basic and Applied Social Psychology, 8*, 273-293.
- Fast, N. J., & Chen, S. (2009). When the boss feels inadequate: Power, incompetence, and aggression. *Psychological Science, 20*, 1406-1413.

- Fehr, E., & Fischbacher, U. (2004). Third-party punishment and social norms. *Evolution and Human Behavior, 25*, 63-87.
- Fehr, E., & Gächter, S. (2002). Altruistic punishment in humans. *Nature, 415*, 137.
- Fetchenhauer, D., & Huang, X. (2004). Justice sensitivity and distributive decisions in experimental games. *Personality and Individual Differences, 36*, 1015-1029.
- Finkel, E. J., Rusbult, C. E., Kumashiro, M., & Hannon, P. A. (2002). Dealing with betrayal in close relationships: Does commitment promote forgiveness? *Journal of Personality and Social Psychology, 82*, 956-974.
- Fiske, S. T., & Dépret, E. (1996). Control, interdependence and power: Understanding social cognition in its social context. *European Review of Social Psychology, 7*, 31.
- Folger, R. (1977). Distributive and procedural justice: Combined impact of voice and improvement on experienced inequity. *Journal of Personality and Social Psychology, 35*, 108-119.
- Foster, C. A., & Rusbult, C. E. (1999). Injustice and powerseeking. *Personality and Social Psychology Bulletin, 25*, 834-849.
- French, J. R. P., & Raven, B. (1959). The bases of social power. In D. Cartwright (Ed.), *Studies in Social Power* (pp. 150-167). Ann Arbor, MI: Institute of Social Research.
- Fukuno, M., & Ohbuchi, K. (1998). How effective are different accounts of harm-doing in softening victims' reactions? A scenario investigation of the effects of severity, relationship, and culture. *Asian Journal of Social Psychology, 1*, 167-178.
- 福島 治・大淵憲一 (1997). 紛争解決の方略 大淵憲一 (編) 紛争解決の社会心理学 ナカニシヤ出版 pp.32-57.
- Galinsky, A. D., Gruenfeld, D. H., & Magee, J. C. (2003). From power to action. *Journal of Personality and Social Psychology, 85*, 453-466.
- Galinsky, A. D., Magee, J. C., Gruenfeld, D. H., Whitson, J. A., & Liljenquist, K. A. (2008). Power reduces the press of the situation: Implications for creativity, conformity, and dissonance. *Journal of Personality and Social Psychology, 95*, 1450-1466.
- Galinsky, A. D., Magee, J. C., Inesi, M. E., & Gruenfeld, D. H. (2006). Power and perspectives not taken. *Psychological Science, 17*, 1068-1074.
- Gold, G. J., & Weiner, B. (2000). Remorse, confession, group identity, and expectancies about

- repeating a transgression. *Basic and Applied Social Psychology*, *22*, 291-300.
- Gollwitzer, M., & Denzler, M. (2009). What makes revenge sweet: Seeing the offender suffer or delivering a message? *Journal of Experimental Social Psychology*, *45*, 840-844.
- Gollwitzer, M., Meder, M., & Schmitt, M. (2011). What gives victims satisfaction when they seek revenge? *European Journal of Social Psychology*, *41*, 364-374.
- Gonzales, M. H., Haugen, J. A., & Manning, D. J. (1994). Victims as 'narrative critics': Factors influencing rejoinders and evaluative responses to offenders' accounts. *Personality and Social Psychology Bulletin*, *20*, 691-704.
- Goodwin, S. A., Gubin, A., Fiske, S., & Yzerbyt, V. Y. (2000). Power can bias impression processes: Stereotyping subordinates by default and by design. *Group Processes and Intergroup Relations*, *3*, 227-256.
- Gordon, A. M., & Chen, S. (2013). Does power help or hurt? The moderating role of self-other focus on power and perspective-taking in romantic relationships. *Personality and Social Psychology Bulletin*, *39*, 1097-1110.
- Govier, T., & Verwoerd, W. (2002). The promise and pitfalls of apology. *Journal of Social Philosophy*, *33*, 67-82.
- Gray, J. A., & McNaughton, N. (2003). *The neuropsychology of anxiety: An enquiry into the function of the septo-hippocampal system*. New York, NY: Oxford University Press.
- Green, J. D., Burnette, J. L., & Davis, J. L. (2008). Third-party forgiveness: (Not) forgiving your close other's betrayer. *Personality and Social Psychology Bulletin*, *34*, 407-418.
- Griswold, C. L. (2007). *Forgiveness: A philosophical exploration*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Guinote, A. (2007a). Behaviour variability and the Situated Focus Theory of Power. *European Review of Social Psychology*, *18*, 256.
- Guinote, A. (2007b). Power affects basic cognition: Increased attentional inhibition and flexibility. *Journal of Experimental Social Psychology*, *43*, 685-697.
- Guinote, A. (2007c). Power and goal pursuit. *Personality and Social Psychology Bulletin*, *33*, 1076-1087.
- Guinote, A. (2007d). Power and the suppression of unwanted thoughts: Does control over others decrease control over the self? *Journal of Experimental Social Psychology*, *43*,

433-440.

- Guinote, A. (2008). Power and affordances: When the situation has more power over powerful than powerless individuals. *Journal of Personality and Social Psychology, 95*, 237-252.
- Guinote, A., Brown, M., & Fiske, S. T. (2006). Minority status decreases sense of control and increases interpretive processing. *Social Cognition, 24*, 169-186.
- Guinote, A., Weick, M., & Cai, A. (2012). Does power magnify the expression of dispositions? *Psychological Science, 23*, 475-482.
- Hafer, C. L. (2000). Do innocent victims threaten the belief in a just world? Evidence from a modified Stroop task. *Journal of Personality and Social Psychology, 79*, 165-173.
- Hafer, C. L. (2002). Why we reject innocent victims. In M. Ross & D. T. Miller (Eds.), *The Justice Motive in Everyday Life* (pp. 109-125). Cambridge: Cambridge University Press.
- Hafer, C. L., & Bègue, L. (2005). Experimental research on Just-World Theory: Problems, developments, and future challenges. *Psychological Bulletin, 131*, 128-167.
- Haidt, J. (2007). The New Synthesis in Moral Psychology. *Science, 316*, 998-1002.
- Haidt, J., & Kesebir, S. (2010). Morality. In S. T. Fiske, D. T. Gilbert & G. Lindzey (Eds.), *Handbook of Social Psychology (5th ed.)* (pp. 797-832). Hoboken, NJ: John Wiley & Sons.
- Hampton, J. (1988). Forgiveness, resentment and hatred. In J. G. Murphy & J. Hampton (Eds.), *Forgiveness and Mercy* (pp. 35-87). Cambridge: Cambridge University Press.
- Handgraaf, M. J. J., Van Dijk, E., Vermunt, R. C., Wilke, H. A. M., & De Dreu, C. K. W. (2008). Less power or powerless? Egocentric empathy gaps and the irony of having little versus no power in social decision making. *Journal of Personality and Social Psychology, 95*, 1136-1149.
- Hashimoto, T., & Karasawa, K. (2010). *Function of apologies for the victims and the third-parties: Empathy, responsibility attribution, and their antecedents*. Paper presented at the 27th International Congress of Applied Psychology, Melbourne.
- Hashimoto, T., & Karasawa, K. (2012). Victim and observer asymmetries in their reactions to an apology: How responsibility attribution and emotional empathy lead to forgiveness. *Japanese Journal of Experimental Social Psychology, 51*, 104-117.
- Hashimoto, T., & Karasawa, K. (2014). *When and by whom are apologies more considered?*

The effects of relationship on the first/third-party asymmetry in forgiveness.

Manuscript submitted for publication.

橋本剛明・唐沢かおり・磯崎三喜年 (2010). 大学生サークル集団におけるコミットメント・モデル：準組織的集団の観点からの検討. *実験社会心理学研究*, *50*, 76-88.

Higgins, E. T. (1997). Beyond pleasure and pain. *American Psychologist*, *52*, 1280-1300.

Hirsh, J. B., Galinsky, A. D., & Zhong, C.-B. (2011). Drunk, powerful, and in the dark: How general processes of disinhibition produce both prosocial and antisocial behavior. *Perspectives on Psychological Science*, *6*, 415-427.

Hodgins, H. S., & Liebeskind, E. (2003). Apology versus defense: Antecedents and consequences. *Journal of Experimental Social Psychology*, *39*, 297-316.

Horowitz, I. A. (1985). The effect of jury nullification instruction on verdicts and jury functioning in criminal trials. *Law and Human Behavior*, *9*, 25-36.

Horowitz, I. A. (1988). Jury nullification: The impact of judicial instructions, arguments, and challenges on jury decision making. *Law and Human Behavior*, *12*, 439-453.

Houlden, P., LaTour, S., Walker, L., & Thibaut, J. (1978). Preference for modes of dispute resolution as a function of process and decision control. *Journal of Experimental Social Psychology*, *14*, 13-30.

井. 喬 (2009). 「説明責任」とは何か PHP 研究所

Itoi, R., Ohbuchi, K.-I., & Fukuno, M. (1996). A cross-cultural study of preference of accounts: Relationship closeness, harm severity, and motives of account making. *Journal of Applied Social Psychology*, *26*, 913-934.

Jones, C., & Aronson, E. (1973). Attribution of fault to a rape victim as a function of respectability of the victim. *Journal of Personality and Social Psychology*, *26*, 415-419.

Jost, J. T., & Kay, A. C. (2010). Social justice: History, theory, and research. In S. T. Fiske, D. T. Gilbert & G. Lindzey (Eds.), *Handbook of Social Psychology, Vol 2 (5th ed.)*. (pp. 1122-1165). Hoboken, NJ: John Wiley & Sons Inc.

Karremans, J. C., & Smith, P. K. (2010). Having the power to forgive: When the experience of power increases interpersonal forgiveness. *Personality and Social Psychology Bulletin*, *36*, 1010-1023.

Karremans, J. C., & Van Lange, P. A. M. (2005). Does activating justice help or hurt in

- promoting forgiveness? *Journal of Experimental Social Psychology*, *41*, 290-297.
- 加藤司・谷口弘一 (2009). 許し尺度の作成の試み. *教育心理学研究*, *57*, 158-167.
- Keltner, D., Capps, L., Kring, A. M., Young, R. C., & Heerey, E. A. (2001). Just teasing: A conceptual analysis and empirical review. *Psychological Bulletin*, *127*, 229-248.
- Keltner, D., Gruenfeld, D. H., & Anderson, C. (2003). Power, approach, and inhibition. *Psychological Review*, *110*, 265-284.
- Kipnis, D. (1972). Does power corrupt? *Journal of Personality and Social Psychology*, *24*, 33-41.
- Kirchhoff, J., Wagner, U., & Strack, M. (2012). Apologies: Words of magic? The role of verbal components, anger reduction, and offence severity. *Peace and Conflict: Journal of Peace Psychology*, *18*, 109-130.
- 久保山力也 (2010). ADRにおける「相談」の再評価と「法と心理」研究の可能性に関する一試論 — 交通事故ADRならびに「ソフト」としてのADR論を中心に. *法と心理*, *9*, 45-50.
- Lammers, J., Galinsky, A. D., Gordijn, E. H., & Otten, S. (2008). Illegitimacy moderates the effects of power on approach. *Psychological Science*, *19*, 558-564.
- Lammers, J., Gordijn, E. H., & Otten, S. (2008). Looking through the eyes of the powerful. *Journal of Experimental Social Psychology*, *44*, 1229-1238.
- Lammers, J., & Stapel, D. A. (2009). How power influences moral thinking. *Journal of Personality and Social Psychology*, *97*, 279-289.
- Lammers, J., Stapel, D. A., & Galinsky, A. D. (2010). Power increases hypocrisy. *Psychological Science*, *21*, 737-744.
- Lammers, J., Stoker, J. I., & Stapel, D. A. (2009). Differentiating social and personal power: Opposite effects on stereotyping, but parallel effects on behavioral approach tendencies. *Psychological Science*, *20*, 1543-1548.
- Latane, B., & Darley, J. M. (1970). *The unresponsive bystander : Why doesn't he help?* New York, NY: Prentice Hall.
- Lerner, M. J. (1977). The justice motive: Some hypotheses as to its origins and forms. *Journal of Personality*, *45*, 1-52.
- Lerner, M. J. (1980). *The belief in a just world: A fundamental delusion*. New York: Plenum Press.

- Lerner, M. J. (2003). The justice motive: Where social psychologists found it, how they lost it, and why they may not find it again. *Personality and Social Psychology Review*, 7, 388-399.
- Lerner, M. J., & Miller, D. T. (1978). Just world research and the attribution process: Looking back and ahead. *Psychological Bulletin*, 85, 1030-1051.
- Lerner, M. J., & Simmons, C. H. (1966). Observer's reaction to the 'innocent victim': Compassion or rejection? *Journal of Personality and Social Psychology*, 4, 203-210.
- Lieberman, J. D., Solomon, S., Greenberg, J., & McGregor, H. A. (1999). A hot new way to measure aggression: Hot sauce allocation. *Aggressive Behavior*, 25, 331-348.
- Lincoln, A., & Levinger, G. (1972). Observers' evaluations of the victim and the attacker in an aggressive incident. *Journal of Personality and Social Psychology*, 22, 202-210.
- Lind, E. A., & Tyler, T. R. (1988). *The Social Psychology of Procedural Justice*. New York: Plenum.
- Lipkus, I. M., Dalbert, C., & Siegler, I. C. (1996). The importance of distinguishing the belief in a just world for self versus for others: Implications for psychological well-being. *Personality and Social Psychology Bulletin*, 22, 666-677.
- Lotz, S., Baumert, A., Schlösser, T., Gresser, F., & Fetchenhauer, D. (2011). Individual differences in third-party interventions: How justice sensitivity shapes altruistic punishment. *Negotiation and Conflict Management Research*, 4, 297-313.
- Lotz, S., Okimoto, T. G., Schlösser, T., & Fetchenhauer, D. (2011). Punitive versus compensatory reactions to injustice: Emotional antecedents to third-party interventions. *Journal of Experimental Social Psychology*, 47, 477-480.
- Lucas, T., Young, J. D., Zhdanova, L., & Alexander, S. (2010). Self and other justice beliefs, impulsivity, rumination, and forgiveness: Justice beliefs can both prevent and promote forgiveness. *Personality and Individual Differences*, 49, 851-856.
- Maier, S. F., & Seligman, M. E. (1976). Learned helplessness: Theory and evidence. *Journal of Experimental Psychology: General*, 105, 3-46.
- Malamuth, N. M. (1996). The confluence model of sexual aggression: Feminist and evolutionary perspectives. In D. M. Buss & N. M. Malamuth (Eds.), *Sex, power, conflict: Evolutionary and feminist perspectives* (pp. 269-295). Oxford: Oxford University Press.

- Maltby, J., & Day, L. (2004). Forgiveness and defense style. *Journal of Genetic Psychology, 165*, 99.
- Marques, J. M., & Yzerbyt, V. Y. (1988). The black sheep effect: Judgmental extremity towards ingroup members in inter-and intra-group situations. *European Journal of Social Psychology, 18*, 287-292.
- Mast, M. S., Jonas, K., & Hall, J. A. (2009). Give a person power and he or she will show interpersonal sensitivity: The phenomenon and its why and when. *Journal of Personality and Social Psychology, 97*, 16.
- McClelland, D. C. (1961). *The Achieving Society*. New Jersey: Van Nostrand.
- McCullough, M. E. (2001). Forgiveness: Who does it and how do they do it? *Current Directions in Psychological Science, 10*, 194-197.
- McCullough, M. E., Exline, J. J., & Baumeister, R. F. (1998). An annotated bibliography of research on forgiveness and related concepts. In E. L. Worthington (Ed.), *Dimension of Forgiveness: Psychological Research and Theological Perspectives* (pp. 193-317). Radnor: Templeton Foundation Press.
- McCullough, M. E., & Hoyt, W. T. (2002). Transgression-related motivational dispositions: Personality substrates of forgiveness and their links to the Big Five. *Personality and Social Psychology Bulletin, 28*, 1556-1573.
- McCullough, M. E., Rachal, K. C., Sandage, S. J., Worthington, E. L., Brown, S. W., & Hight, T. L. (1998). Interpersonal forgiving in close relationships: II. Theoretical elaboration and measurement. *Journal of Personality and Social Psychology, 75*, 1586-1603.
- McCullough, M. E., Worthington, E. L., & Rachal, K. C. (1997). Interpersonal forgiving in close relationships. *Journal of Personality and Social Psychology, 73*, 321-336.
- McGregor, H. A., Lieberman, J. D., Greenberg, J., Solomon, S., Arndt, J., Simon, L., & Pyszczynski, T. (1998). Terror management and aggression: Evidence that mortality salience motivates aggression against worldview-threatening others. *Journal of Personality and Social Psychology, 74*, 590-605.
- McNaughton, N., & Gray, J. A. (2000). Anxiolytic action on the behavioural inhibition system implies multiple types of arousal contribute to to anxiety. *Journal of Affective Disorders, 61*, 161-176.

- Miller, D. T. (2001). Disrespect and the experience of injustice. *Annual Review of Psychology*, *52*, 527-553.
- Miller, D. T., Effron, D. A., & Zak, S. V. (2010). From moral outrage to social protest: The role of psychological standing. In D. R. Bobocel, A. C. Kay, M. P. Zanna & J. M. Olson (Eds.), *The Psychology of Justice and Legitimacy* (pp. 103-123). New York: Psychology Press.
- Miller, D. T., & McCann, D. C. (1979). Children's reactions to the perpetrators and victims of injustices. *Child Development*, *50*, 861-868.
- Mills, J., & Egger, R. (1972). Effect on derogation of a victim of choosing to reduce his distress. *Journal of Personality and Social Psychology*, *23*, 405-408.
- Miyake, A., Friedman, N. P., Emerson, M. J., Witzki, A. H., Howerter, A., & Wager, T. D. (2000). The unity and diversity of executive functions and their contributions to complex "Frontal Lobe" tasks: A latent variable analysis. *Cognitive Psychology*, *41*, 49-100.
- Nadler, A., & Liviatan, I. (2006). Intergroup reconciliation: Effects of adversary's expressions of empathy, responsibility, and recipients' trust. *Personality and Social Psychology Bulletin*, *32*, 459-470.
- Nelissen, R. M. A., & Zeelenberg, M. (2009). Moral emotions as determinants of third-party punishment: Anger, guilt, and the functions of altruistic sanctions. *Judgment and Decision Making*, *4*, 543-553.
- 大淵憲一 (2010). 謝罪の研究－釈明の心理とはたらき－ 東北大学出版会
- Ohbuchi, K., Kameda, M., & Agarie, N. (1989). Apology as aggression control: Its role in mediating appraisal of and response to harm. *Journal of Personality and Social Psychology*, *56*, 219-227.
- Okimoto, T. G., & Wenzel, M. (2009). Punishment as restoration of group and offender values following a transgression: value consensus through symbolic labelling and offender reform. *European Journal of Social Psychology*, *39*, 346-367.
- Otto, K., Glaser, D., & Dalbert, C. (2009). Mental health, occupational trust, and quality of working life: Does belief in a just world matter? *Journal of Applied Social Psychology*, *39*, 1288-1315.
- Overbeck, J. R. (2010). Concepts and historical perspectives of power. In A. A. Guinote & T.

- K. Vescio (Eds.), *Social Psychology of Power* (pp. 19-45). New York, NY: Guilford Press.
- Overbeck, J. R., Neale, M. A., & Govan, C. L. (2010). I feel, therefore you act: Intrapersonal and interpersonal effects of emotion on negotiation as a function of social power. *Organizational Behavior and Human Decision Processes, 112*, 126-139.
- Overbeck, J. R., & Park, B. (2001). When power does not corrupt: Superior individuation processes among powerful perceivers. *Journal of Personality and Social Psychology, 81*, 549-565.
- Philpot, C. R., & Hornsey, M. J. (2008). What happens when groups say sorry: The effect of intergroup apologies on their recipients. *Personality and Social Psychology Bulletin, 34*, 474-487.
- Pronk, T. M., Karremans, J. C., Overbeek, G., Vermulst, A. A., & Wigboldus, D. H. J. (2010). What it takes to forgive: When and why executive functioning facilitates forgiveness. *Journal of Personality and Social Psychology, 98*, 119-131.
- Rempel, J. K., Ross, M., & Holmes, J. G. (2001). Trust and communicated attributions in close relationships. *Journal of Personality and Social Psychology, 81*, 57-64.
- Risen, J. L., & Gilovich, T. (2007). Target and observer differences in the acceptance of questionable apologies. *Journal of Personality and Social Psychology, 92*, 418-433.
- Ritter, D., & Eslea, M. (2005). Hot Sauce, toy guns, and graffiti: A critical account of current laboratory aggression paradigms. *Aggressive Behavior, 31*, 407-419.
- Roche, D. (2003). *Accountability in Restorative Justice*. Oxford: Oxford University Press.
- Scheff, T. J. (1994). *Bloody revenge: Emotions, nationalism, and war*. Boulder, CO: Westview Press.
- Schlenker, B. R., & Darby, B. W. (1981). The use of apologies in social predicaments. *Social Psychology Quarterly, 44*, 271-278.
- Schmitt, M., Gollwitzer, M., Forster, N., & Montada, L. (2004). Effects of objective and subjective account components on forgiving. *Journal of Social Psychology, 144*, 465-486.
- Schwartz, D., Dodge, K. A., & Coie, J. D. (1993). The emergence of chronic peer victimization in boys' play groups. *Child Development, 64*, 1755-1772.
- Scobie, E. D., & Scobie, G. E. W. (1998). Damaging events: The perceived need for forgiveness. *Journal for the Theory of Social Behaviour, 28*, 373-401.

- Shah, J. Y., Friedman, R., & Kruglanski, A. W. (2002). Forgetting all else: On the antecedents and consequences of goal shielding. *Journal of Personality and Social Psychology, 83*, 1261-1280.
- Shah, J. Y., & Kruglanski, A. W. (2003). When opportunity knocks: Bottom-up priming of goals by means and its effects on self-regulation. *Journal of Personality and Social Psychology, 84*, 1109-1122.
- 白井美穂・黒沢香 (2009). 量刑判断の要因についての実験的検討：前科情報の種類による効果。法と心理, *8*, 114-127.
- 白岩祐子・荻原ゆかり・唐沢かおり (2012). 裁判シナリオにおける非対称な認知の検討：被害者参加制度への態度や量刑判断との関係から。社会心理学研究, *28*, 41-50.
- 白岩祐子・宮本聡介・唐沢かおり (2012). 犯罪被害者に対するネガティブな帰属ラベルの検討：被害者は「責任」を付与されるのか。社会心理学研究, *27*, 109-117.
- Shnabel, N., & Nadler, A. (2008). A needs-based model of reconciliation: Satisfying the differential emotional needs of victim and perpetrator as a key to promoting reconciliation. *Journal of Personality and Social Psychology, 94*, 116-132.
- Slabu, L., & Guinote, A. (2010). Getting what you want: Power increases the accessibility of active goals. *Journal of Experimental Social Psychology, 46*, 344-349.
- Smith, P. K., & Bargh, J. A. (2008). Nonconscious effects of power on basic approach and avoidance tendencies. *Social Cognition, 26*, 24.
- Smith, P. K., Jostmann, N. B., Galinsky, A. D., & van Dijk, W. W. (2008). Lacking power impairs executive functions. *Psychological Science, 19*, 441-447.
- Smith, P. K., & Trope, Y. (2006). You focus on the forest when you're in charge of the trees: Power priming and abstract information processing. *Journal of Personality and Social Psychology, 90*, 578-596.
- Spears, R., Greenwood, R., de Lemus, S., & Sweetman, J. (2010). Legitimacy, social identity, and power. In A. A. Guinote & T. K. Vescio (Eds.), *The Social Psychology of Power* (pp. 251-283). New York: Guilford Press.
- Stevens, L. E., & Fiske, S. T. (1995). Motivation and cognition in social life: A social survival perspective. *Social Cognition, 13*, 189-214.
- Strang, H. (2002). *Repair or Revenge: Victims and Restorative Justice*. Oxford: Oxford

University Press.

- Strelan, P. (2007). The prosocial, adaptive qualities of just world beliefs: Implications for the relationship between justice and forgiveness. *Personality and Individual Differences, 43*, 881-890.
- Strelan, P., Feather, N. T., & McKee, I. (2008). Justice and forgiveness: Experimental evidence for compatibility. *Journal of Experimental Social Psychology, 44*, 1538-1544.
- Strelan, P., & Sutton, R. M. (2011). When just-world beliefs promote and when they inhibit forgiveness. *Personality and Individual Differences, 50*, 163-168.
- Struthers, C. W., Eaton, J., Santelli, A. G., Uchiyama, M., & Shirvani, N. (2008). The effects of attributions of intent and apology on forgiveness: When saying sorry may not help the story. *Journal of Experimental Social Psychology, 44*, 983-992.
- Studd, M. V. (1996). Sexual harassment. In D. M. Buss & N. M. Malamuth (Eds.), *Sex, power, conflict: Evolutionary and feminist perspectives* (pp. 54-89). New York: Oxford University Press.
- 鈴木伸元 (2010). 加害者家族 幻冬舎
- Sweetin, V. H., Knowles, L. L., Summey, J. H., & McQueen, K. S. (2013). Willingness-to-punish the corporate brand for corporate social irresponsibility. *Journal of Business Research, 66*, 1822-1830.
- Takaku, S. (2001). The effects of apology and perspective taking on interpersonal forgiveness: A dissonance-attribution model of interpersonal forgiveness. *The Journal of Social Psychology, 141*, 494-508.
- Takaku, S. (2006). Reducing road rage: An application of the Dissonance-Attribution Model of interpersonal forgiveness. *Journal of Applied Social Psychology, 36*, 2362-2378.
- Takaku, S., Weiner, B., & Ohbuchi, K.-i. (2001). A cross-cultural examination of the effects of apology and perspective taking on forgiveness. *Journal of Language and Social Psychology, 20*, 144-166.
- Tavuchis, N. (1991). *Mea Culpa: A Sociology of Apology and Reconciliation*. Stanford, CA: Stanford University Press.
- Taylor, S. P. (1967). Aggressive behavior and physiological arousal as a function of provocation and the tendency to inhibit aggression¹. *Journal of Personality, 35*, 297-

- Tedeschi, J. T., & Quigley, B. M. (1996). Limitations of laboratory paradigms for studying aggression. *Aggression and Violent Behavior, 1*, 163-177.
- Tedeschi, J. T., Schlenker, B. R., & Bonoma, T. V. (1973). *Conflict, power and games: The experimental study of interpersonal relations*. Chicago: Aldine.
- Thibaut, J. W., & Walker, L. (1975). *Procedural Justice*. Hillsdale, NJ: Erlbaum.
- Thompson, L. Y., Snyder, C. R., Hoffman, L., Michael, S. T., Rasmussen, H. N., Billings, L. S., Heinze, L., Neufeld, J. E., Shorey, H. S., Roberts, J. C., & Roberts, D. E. (2005). Dispositional forgiveness of self, others, and situations. *Journal of Personality, 73*, 313-360.
- Tomaka, J., & Blascovich, J. (1994). Effects of justice beliefs on cognitive appraisal of and subjective physiological, and behavioral responses to potential stress. *Journal of Personality and Social Psychology, 67*, 732-740.
- Tyler, T. R. (2013). Justice Theory. In P. A. M. Van Lange, A. W. Kruglanski & E. T. Higgins (Eds.), *Handbook of Theories of Social Psychology* (pp. 345-361). London: SAGE.
- van den Bos, K. (2005). What is responsible for the fair process effect? *Handbook of Organizational Justice* (pp. 273-300). Mahwah, NJ, US: Lawrence Erlbaum Associates Publishers.
- van den Bos, K., & Lind, E. A. (2001). The psychology of own versus others' treatments: Self-oriented and other-oriented effects on perceptions of procedural justice. *Personality and Social Psychology Bulletin, 27*, 1324-1333.
- van Kleef, G. A., De Dreu, C. K. W., Pietroni, D., & Manstead, A. S. R. (2006). Power and emotion in negotiation: power moderates the interpersonal effects of anger and happiness on concession making. *European Journal of Social Psychology, 36*, 557-581.
- van Prooijen, J.-W., Coffeng, J., & Vermeer, M. (2014). Power and retributive justice: How trait information influences the fairness of punishment among power holders. *Journal of Experimental Social Psychology, 50*, 190-201.
- van Prooijen, J.-W., & Lam, J. (2007). Retributive justice and social categorizations: the perceived fairness of punishment depends on intergroup status. *European Journal of Social Psychology, 37*, 1244-1255.

- Vidmar, N. (2000). Retribution and revenge. In J. Sanders & V. L. Hamilton (Eds.), *Handbook of Justice Research in Law* (pp. 31-64). New York: Springer.
- Vidmar, N., & Miller, D. T. (1980). Socialpsychological processes underlying attitudes toward legal punishment. *Law and Society Review*, 565-602.
- Wayment, H. A. (2004). It could have been me: Vicarious victims and disaster-focused distress. *Personality and Social Psychology Bulletin*, 30, 515-528.
- Weick, M., & Guinote, A. (2008). When subjective experiences matter: Power increases reliance on the ease of retrieval. *Journal of Personality and Social Psychology*, 94, 956-970.
- Weiner, B. (1995). *Judgments of Responsibility: A Foundation for a Theory of Social Conduct*. NY: Guilford Press.
- Weiner, B. (2006). *Social Motivation, Justice, and the Moral Emotions: An Attributional Approach*. New Jersey: Lawrence Erlbaum.
- Weiner, B., Graham, S., Peter, O., & Zmuidinas, M. (1991). Public confession and forgiveness. *Journal of Personality*, 59, 281-312.
- Wenzel, M., Okimoto, T., Feather, N., & Platow, M. (2008). Retributive and restorative justice. *Law and Human Behavior*, 32, 375-389.
- Wenzel, M., & Okimoto, T. G. (2009). How acts of forgiveness restore a sense of justice: Addressing status/power and value concerns raised by transgressions. *European Journal of Social Psychology*, 40, 401-417.
- Wenzel, M., Okimoto, T. G., Feather, N. T., & Platow, M. J. (2010). Justice through consensus: Shared identity and the preference for a restorative notion of justice. *European Journal of Social Psychology*, 40, 909-930.
- Wenzel, M., & Thielmann, I. (2006). Why we punish in the name of justice: Just desert versus value restoration and the role of social identity. *Social Justice Research*, 19, 450-470.
- Whitson, J. A. (2009). *Power and overcoming obstacles: Implications for disobedience and bystander Intervention*. Paper presented at the 22nd Annual International Association of Conflict Management Conference, Kyoto, Japan.
- Whitson, J. A., Liljenquist, K. A., Galinsky, A. D., Magee, J. C., Gruenfeld, D. H., & Cadena, B. (2013). The blind leading: Power reduces awareness of constraints. *Journal of*

Experimental Social Psychology, 49, 579-582.

Wilkowski, B. M., Robinson, M. D., & Troop-Gordon, W. (2010). How does cognitive control reduce anger and aggression? The role of conflict monitoring and forgiveness processes.

Journal of Personality and Social Psychology, 98, 830-840.

Wohl, M. J. A., Hornsey, M. J., & Bennett, S. H. (2011). Why group apologies succeed and fail: Intergroup forgiveness and the role of primary and secondary emotions. *Journal of Personality and Social Psychology, 102, 306-322.*

Journal of Personality and Social Psychology, 102, 306-322.

Wojciszke, B., & Struzynska-Kujalowicz, A. (2007). Power influences self-esteem. *Social Cognition, 25, 472-494.*

Worthington, E. L., & Scherer, M. (2004). Forgiveness is an emotion-focused coping strategy that can reduce health risks and promote health resilience: theory, review, and hypotheses. *Psychology & Health, 19, 385-405.*

Worthington, E. L., Sharp, C. B., Lerner, A. J., & Sharp, J. R. (2006). Interpersonal forgiveness as an example of loving one's enemies. *Journal of Psychology and Theology, 34, 32-42.*

Wu, M. S., Yan, X., Zhou, C., Chen, Y., Li, J., Zhu, Z., Shen, X., & Han, B. (2011). General belief in a just world and resilience: Evidence from a collectivistic culture. *European Journal of Personality, 25, 431-442.*

新井洋輔 (2004). サークル集団における対先輩行動 : 集団フォーマル性の概念を中心に. *社会心理学研究, 20, 35-47.*

Yzerbyt, V., Dumont, M., Wigboldus, D., & Gordijn, E. (2003). I feel for us: The impact of categorization and identification on emotions and action tendencies. *British Journal of Social Psychology, 42, 533-549.*

Zechmeister, J. S., Garcia, S., Romero, C., & Vas, S. N. (2004). Don't apologize unless you mean it: A laboratory investigation of forgiveness and retaliation. *Journal of Social and Clinical Psychology, 23, 532-564.*

Zechmeister, J. S., & Romero, C. (2002). Victim and offender accounts of interpersonal conflict: Autobiographical narratives of forgiveness and unforgiveness. *Journal of Personality and Social Psychology, 82, 675-686.*

Zemba, Y. (2006). Responses to organizational harm: Mechanism of blaming managers as

proxies for a culpable organization. *Asian Journal of Social Psychology*, *9*, 184-194.

Zemba, Y., Young, M. J., & Morris, M. W. (2006). Blaming leaders for organizational accidents: Proxy logic in collective- versus individual-agency cultures. *Organizational Behavior and Human Decision Processes*, *101*, 36-51.

Zhong, C.-B., Magee, J. C., Maddux, W. W., & Galinsky, A. D. Power, culture, and action: Considerations in the expression and enactment of power in East Asian and Western societies. In Y.-R. Chen (Ed.), *National Culture and Groups* (pp. 53-73). New York: JAI Press.

14. 謝辞

この博士論文は、多くの方々のお力添えなしには、とうてい書き上げることは叶いませんでした。この場を借りて、自身の博士論文完成までの長い道のりを支えてくださった全ての方に、心より感謝申し上げます。

唐沢かおり先生（東京大学）は、右も左もわからぬ状態で研究の世界に足を踏み入れた私を、常に温かく導き、研究者としてのイロハを叩き込んでくださいました。ひとえに先生の力強く丁寧なご指導、そして励ましと後押しのおかげで、このように博士論文の提出に漕ぎつけることができました。研究者として、そして指導者として、先生は目標であり、今後は少しでも近づけるように精進していこうと思います。

非常にご多忙の中、博士論文の審査をお引き受けいただいた先生方に、厚く御礼申し上げます。山口勸先生（東京大学）には、本研究の概念的基盤に関する点などについて明確化すべき重要な問題を、全体リサーチミーティングの場などで提起していただきました。村本由紀子先生（東京大学）には、本論文の構成や、研究の特色・意義などに関して、多岐にわたりの確なご助言を頂戴しました。村田光二先生（一橋大学）には、博士論文の審査のみならず、日頃から学会・研究会・スキー合宿など諸々の場でお世話になり、心身ともに鍛えていただきました。研究について一橋大学のゼミでも発表する機会を授けていただき、議論ができたことは、本研究を進める上でとても価値ある経験となりました。浦光博先生（追手門学院大学）には、学会会場での突然の依頼にもかかわらず、審査の任を快くお引き受けいただいたこと、誠に感謝しております。そして、論文の内容への細やかなアドバイスの数々を頂戴し、また、論文に関していただいた心強い評価のお言葉は大いに励みとなりました。

研究室の偉大なる先輩方には、自身が入りたての新米だったころから、多くのことを学ばせていただきました。尾崎由佳先生（東洋大学）、大高瑞郁先生（山梨学院大学）、竹内真純先生（帝京大学）には、研究へのアドバイスのみならず、データ収集に際してもご支援を賜りました。

白岩祐子さん、渡辺匠さん、伊藤健彦さんには、同じ釜の飯を食べた「戦友」として、あらゆる面でお世話になりました。研究についての相談はもちろん、「息抜き」にも付き合っていたいただいたおかげで、とても充実した大学院生活を送ることができました。さらに研究室の後輩であるジョン・ギュヒさん、櫻井良祐さんには、リサーチミーティングなどにおい

て有益なご指摘をいただきました。

また、所属研究室外のたくさんの方々にも、研究の構想段階から発表・執筆に至る過程の中で、多くの貴重なお力添えをいただきました。月元敬先生（岐阜大学）、品田瑞穂先生（東京学芸大学）、綿村英一郎先生（東京大学）、橋本博文さん、Yida Zhai さん、一橋大学大学院・村田ゼミの皆様には、様々な場で研究に関するご指摘や励ましをいただきました。福島澄子さんと大濱愛子さんには、諸々の手続きでお手数をおかけし、その都度ご配慮とサポートをいただきました。黒澤泰さん（東北大学）と芳賀道匡さん（日本大学）は、学外の研究者仲間、そして友人として、これまで多くの刺激を与えてくださいました。皆様に、記して感謝申し上げます。

自身が研究者への道を歩み始めたその最初のときから、今に至るまで、絶えず応援し、特別な存在であり続けてくれた中川真弓さんに、改めて感謝いたします。

そして、これまでいかなる時にも変わらずに気にかけて、見守り、助けてくれた両親、弟、祖父母、そして飼い猫に、心より感謝を述べたいと思います。